

資料編

生活困窮者及び被保護者に係る

就労支援事業及び家計改善支援事業等の協働実施に向けた調査研究事業

一般社団法人 協同総合研究所

令和4(2022)年3月



資料編 目次

1. アンケート調査報告	1
・アンケート調査票	2
・単純集計結果	16
2. ヒアリング調査報告	73
・千葉県富里市	74
・神奈川県座間市	79
・京都府京丹後市	85
・大阪府守口市	91
・栃木県宇都宮市	98
・東京都品川区	103
・岡山県岡山市	109
・福井県坂井市	116

1. アンケート調査報告

被保護者と生活困窮者に対する就労支援、就労準備支援事業、家計改善支援事業の一体的実施に関するアンケート調査

— 調査票 —

【調査目的】

2015年以降、被保護者に対する就労支援事業・就労準備支援事業及び家計改善支援事業と、生活困窮者に対する自立相談支援事業（就労支援）・就労準備支援事業及び家計改善支援事業において、事業の一体的実施を推進してきました。今後さらにこれを推進するにあたって、本調査は現在の課題を明らかにし、あわせてその解決策を提起することを目的としています。

本調査における「一体的実施」とは、被保護者支援事業と生活困窮者自立支援制度間の実質的な連携実施のことを意味しており、同一事業者に委託しているかどうかということに限定せず、たとえば両事業を直営で実施している場合なども含めて、幅広く連携の実態を把握するものである。

【回答いただく自治体】

自治体名	
回答者氏名	
回答者所属部署・役職	
電話	
メールアドレス	

I 生活保護と生活困窮者自立支援制度の体制および連携について

(1) 生活保護と生活困窮者自立支援制度の担当部署名について教えてください。

生活保護担当	
生活困窮者 自立支援制度担当	

(2) 生活保護と生活困窮者自立支援制度の担当部署、担当者は同一ですか。

- ①同一の部署であるが、別の者が担当している
- ②同一の部署であり、同一の者が担当している
- ③別々の部署である

II. 被保護者就労支援事業と生活困窮者自立相談支援事業における就労支援の一体的実施

A 事業実施の状況

(1) 自治体による被保護者就労支援事業と生活困窮者自立相談支援事業における就労支援の一体的実施の状況についてお聞きします。それぞれの事業について実施形態と、委託している場合はその数、うち、主たる委託先の事業所名および法人格についてご記入ください。

事業名	実施形態		委託の場合		
			委託先数	主たる委託先事業所名	法人格
被保護者就労支援事業	<input type="checkbox"/> 1.直営 <input type="checkbox"/> 2.委託	<input type="checkbox"/> 3.直営+委託 <input type="checkbox"/> 4.未実施			
生活困窮者自立相談支援事業 (就労支援)	<input type="checkbox"/> 1.直営 <input type="checkbox"/> 2.委託	<input type="checkbox"/> 3.直営+委託			

※法人格については、次の A～H より選んでください

- A. 社会福祉法人（社協以外） B. 社会福祉協議会 C. 医療法人 D. 社団法人・財団法人
E. 株式会社等 F. NPO 法人 G. 生協等協同組合 H. その他

(2) 被保護者就労支援事業と生活困窮者自立相談支援事業における就労支援を一体的に実施していますか。

- ①一体的に実施している ⇒設問 II-B へ
 ②一体的に実施していない ⇒設問 II-C へ

II-B. 被保護者就労支援事業と生活困窮者自立相談支援事業における就労支援を一体的に実施している場合

(1) 一体的実施の内容を教えてください（複数回答可）。

- ①両事業を直営で実施している
 ②同一の事業者委託している
 ③同一の就労支援員が支援している
 ④共通の支援プログラムや求人情報などを活用している
 ⑤合同の会議を持つなどの連携をしている
 ⑥その他（具体的に _____)

(2) 一体的実施による効果について教えてください(複数回答可)。

- ①両制度の活用を念頭に、一人ひとりのニーズに合わせた柔軟な支援ができる
- ②共通の支援プログラムや求人情報などを活用することができる
- ③適切な人員配置が可能となる
- ④予算を効率的に活用できる
- ⑤事務作業・手続きが効率化される
- ⑥制度が移行しても同一の担当者が関わって、連続した支援ができる
- ⑦特に効果は感じていない
- ⑧その他→(具体的に：)

(3) 一体的実施を進める上での課題について教えてください(複数回答可)。

- ①支援対象者の状態像が異なるため、支援方法に工夫が必要である
- ②自治体の担当部署が異なるため、支援調整や連絡・報告などの業務が手間である
- ③制度が異なるため、契約書や報告書の作成などの事務作業が手間である
- ④個人情報保護の観点から、一緒にプログラムを実施する時などに配慮が必要である
- ⑤その他
- ⑥特に課題は感じていない

(4) 上記で課題がある①～⑤と回答された自治体は、具体的課題を教えてください(自由記述)。

(5) 一体的実施を効果的に進めるために工夫している点、好事例と思われるものがあれば、教えてください。また、今後取り組んでいこうと考えているものがあれば教えてください(自由記述)。

II-C. 被保護者就労支援事業と生活困窮者自立相談支援事業における就労支援を一体的に実施していない場合

(1) 「一体的に実施していない」とした理由を教えてください（複数回答可）。

- ①支援対象者の状態像が異なることから、一体的に実施することが難しい
→（具体的に： _____）
- ②担当部署が異なり事務調整が困難であることから、それぞれの考えで実施している
- ③報告書の様式仕様が異なり、予算措置の仕組みが異なることから、連携することに事務処理上のメリットが感じられない
- ④支援対象者数が多いため、別々に実施した方が効果的・効率的である
- ⑤一体的に事業を担える実施者（直営の行政部門または委託事業者）がない
- ⑥生活困窮者自立支援制度の開始前から被保護者を対象に自立支援プログラムで同様の事業を実施していたため、現在もそのまま別々に実施している
- ⑦ケースワーカー及び自立生活相談員、就労支援員（被保護者）と、自立相談支援員（生活困窮）の間で綿密な連携が可能である。
- ⑧その他→（具体的に： _____）

(2) 被保護者就労支援事業と生活困窮者自立相談支援事業における就労支援の連携にあたって、現在抱えている課題があれば教えてください（複数回答可）。

- ①それぞれの支援プログラムや情報を共有できないので効果的な支援が難しい
- ②被保護者と生活困窮者の支援内容にバラつきがある
- ③適切な人員配置が難しい
- ④困窮から生活保護、生活保護から困窮へ対象者が移行したときに支援の隙間ができる
- ⑤その他（具体的に _____）
- ⑥特に課題は感じていない

(3) 今後、被保護者就労支援事業と生活困窮者自立相談支援事業における就労支援を一体的に実施する予定はありますか。

- ①一体的実施を検討している
- ②一体的実施は検討していない
（理由： _____）

(4) 上記で、①一体実施を検討していると回答された場合、検討されている一体実施の方法について教えてください（自由記述）。

III. 就労準備支援事業の一体的実施

III-A 事業実施の状況

(1) 自治体による被保護者就労準備支援事業と生活困窮者就労準備支援事業の一体的実施の状況についてお聞きします。それぞれの事業について実施形態と、委託している場合はその数、うち、主たる委託先の事業所名および法人格についてご記入ください。

事業名	実施形態		委託の場合		
			委託先数	主たる委託先事業所名	法人格
被保護者就労準備支援事業	<input type="checkbox"/> 1.直営 <input type="checkbox"/> 2.委託	<input type="checkbox"/> 3.直営+委託 <input type="checkbox"/> 4.未実施			
生活困窮者就労準備支援事業	<input type="checkbox"/> 1.直営 <input type="checkbox"/> 2.委託	<input type="checkbox"/> 3.直営+委託 <input type="checkbox"/> 4.未実施			

※法人格については、次のA～Hより選んでください

- A. 社会福祉法人（社協以外） B. 社会福祉協議会 C. 医療法人 D. 社団法人・財団法人
E. 株式会社等 F. NPO 法人 G. 生協等協同組合 H. その他

(2) 被保護者就労準備支援事業と生活困窮者就労準備支援事業を一体的に実施していますか。

- ①一体的に実施している ⇒設問 III-B へ
 ②いずれの事業も実施しているが、一体的には実施していない ⇒設問 III-C へ
 ③被保護者就労準備支援事業のみ実施している ⇒設問 IV へ
 ④生活困窮者就労準備支援事業のみ実施している ⇒(3)を回答後、設問 III-D へ
 ⑤いずれも実施していない ⇒(3)を回答後、設問 IV へ

(3) 上記で、**④または⑤と回答された方**（被保護者就労準備支援事業を実施していない自治体）は、実施していない理由を教えてください（複数回答可）。

- ①該当する相談者がいない・少ないから
 ②予算を確保するのが難しいから
 ③専門的なスキルやノウハウを持つ人材がいないから
 ④委託先となる事業者がいない・少ないから
 ⑤協力してくれる企業や事業者がいない・少ないから
 ⑥支援メニューをどのように構築すればいいかわからないから
 ⑦被保護者就労支援事業や生活困窮者自立相談支援事業のみで対応できているから
 ⑧対象者を利用につなげること（対象者へのアプローチ）が難しいから
 ⑨被保護者には就労準備支援は必要ないと考えているため
 ⑩複数圏域を有し、調整が困難なため
 ⑪その他→（具体的に： _____)

III-B 被保護者就労準備支援事業と生活困窮者就労準備支援事業を一体的に実施している場合

(1) 一体的実施の内容を教えてください(複数回答可)。

- ①両事業を直営で一体的に実施している
- ②同一の事業者に委託している
- ③同一の支援員が支援している
- ④被保護者と生活困窮者を分けずに、一緒にプログラムなどに参加してもらっている
- ⑤異なる事業者が就労準備支援を実施しているが、合同の会議を持つなどの連携をしている
- ⑥その他→(具体的に：)

(2) 一体的実施による効果について教えてください(複数回答可)。

- ①多様な対象者が一緒に活動することで、その相乗効果により就労意欲やモチベーションが上がることを期待できる
- ②共通の支援プログラムなどを活用することにより効果的な支援をおこなうことができる
- ③事務作業・手続きが効率化される
- ④適切な人員配置が可能となる
- ⑤予算を効率的に活用できる
- ⑥特に効果は感じていない
- ⑦その他→(具体的に：)

(3) 一体的実施を進める上での課題について教えてください(複数回答可)。

- ①支援対象者の状態像が異なるため、支援方法に工夫が必要である
→(具体的に：)
- ②個人情報保護の観点から、一緒にプログラムを実施する時などに配慮が必要である
- ③自治体の担当部署が異なるため、支援調整や連絡・報告などの業務が手間である
- ④制度が異なるため、契約書や報告書の作成などの事務作業が手間である
- ⑤特に課題は感じていない
- ⑥その他 →(具体的に：)

(4) 一体的実施を効果的に進めるために工夫している点、好事例と思われるものがあれば、教えてください。また、今後取り組んでいこうと考えているものがあれば教えてください(自由記述)。

III-C 被保護者就労準備支援事業と生活困窮者就労準備支援事業を一体的に実施していない場合

(1) 「一体的に実施していない」とした理由を教えてください（複数回答可）。

- ①支援対象者の状態像が異なることから、一体的に実施することが難しい
→（具体的に： _____)
- ②担当部署が異なり事務調整が困難であることから、それぞれの考えで実施している
- ③事業報告などの仕様が異なり、予算措置の仕組みが異なることから、連携することに事務処理上のメリットが感じられない
- ④支援対象者数が多いため、別々に実施した方が効果的・効率的である
- ⑤一体的に事業を担える実施者（直営の行政部門または委託事業者）がない
- ⑥生活困窮者自立支援事業の開始前から被保護者を対象に自立支援プログラムで同様の事業を実施していたため、現在もそのまま別々に実施している
- ⑦その他→（具体的に： _____)

(2) 被保護者就労準備支援事業、生活困窮者就労準備支援事業との連携にあたって、現在抱えている課題があれば教えてください（複数回答可）。

- ①それぞれの支援プログラムや情報を共有できないので効果的な支援が難しい
- ②被保護者と生活困窮者の支援内容にバラつきがある
→（具体的に： _____)
- ③多様な経験を持つ支援対象者どうしの関係から生まれる相乗効果を得にくい
- ④適切な人員配置が難しい
- ⑤困窮から生活保護、生活保護から困窮へ対象者が移行したに支援の隙間ができる
- ⑥特に課題は感じていない
- ⑦その他→（具体的に： _____)

(3) 今後の就労準備支援事業の実施についての考えを教えてください。

- ①一体的実施を検討している
- ②一体的実施は検討していない
（理由： _____)

(4) 上記で、①一体実施を検討していると回答された場合、検討されている一体実施の方法について教えてください（自由記述）。

III-D 生活困窮者就労準備支援事業のみを実施している場合

(1) 今後の被保護者就労準備支援事業の実施についての考えを教えてください。

- ①生活困窮者就労準備支援事業との一体的実施を検討している
 ②生活困窮者就労準備支援事業とは別の実施を検討している
 (→理由：)
 ③実施は検討していない

(2) 上記で、①一体実施を検討していると回答された場合、検討されている一体実施の実施方法について教えてください(自由記述)。

IV 家計改善支援事業における一体的事業

IV-A 事業実施の状況

(1) 自治体による被保護者家計改善支援事業と生活困窮者家計改善支援事業の一体的実施の状況についてお聞きします。それぞれの事業について実施形態と、委託している場合はその数、うち、主たる委託先の事業所名および法人格についてご記入ください。

事業名	実施形態		委託の場合		
			委託先数	主たる委託先事業所名	法人格
被保護者家計改善支援事業	<input type="checkbox"/> 1.直営 <input type="checkbox"/> 2.委託	<input type="checkbox"/> 3.直営+委託 <input type="checkbox"/> 4.未実施			
生活困窮者家計改善支援事業	<input type="checkbox"/> 1.直営 <input type="checkbox"/> 2.委託	<input type="checkbox"/> 3.直営+委託 <input type="checkbox"/> 4.未実施			

※法人格については、次のA～Hより選んでください

- A. 社会福祉法人(社協以外) B. 社会福祉協議会 C. 医療法人 D. 社団法人・財団法人
 E. 株式会社等 F. NPO 法人 G. 生協等協同組合 H. その他

IV-B 被保護者家計改善支援事業と生活困窮者家計改善支援事業を一体的に実施している場合

(1) 一体的実施の内容を教えてください（複数回答可）。

- ①両事業を直営で一体的に実施している
- ②同一の事業者へ委託している
- ③同一の家計改善支援員が支援している
- ④それぞれの担当者が連携しノウハウ共有している
- ⑤同じ窓口で相談を受け付けている
- ⑥その他→（具体的に： _____ ）

(2) 一体的実施による効果について教えてください（複数回答可）。

- ①共通の支援ツール・支援手法などを活用することにより効果的な支援をおこなうことができる
- ②事務作業・手続きが効率化される
- ③適切な人員配置が可能となる
- ④予算を効率的に活用できる
- ⑤特に効果は感じていない
- ⑥その他→（具体的に _____ ）

(3) 一体的実施を進める上での課題について教えてください（複数回答可）。

- ①支援対象者の状態像が異なるため、支援方法に工夫が必要である
- ②自治体の担当部署が異なるため、支援調整や連絡・報告などの業務が手間である
- ③制度が異なるため、契約書や報告書の作成などの事務作業が手間である
- ④特に課題は感じていない
- ⑤その他（具体的に _____ ）

(4) 支援対象者の状態像に違いはありますか。

- ①ある
- ②なし

(5) 上記で①と回答された場合、具体的にどのような違い対象者に違いがあるか教えてください（自由記述）。

(6) 一体的実施を効果的に進めるために工夫している点、好事例と思われるものがあれば、教えてください。また、今後取り組んでいこうと考えているものがあれば教えてください(自由記述)。

IV-C 被保護者家計改善支援事業と生活困窮者家計改善支援事業を一体的に実施していない場合

(1) 「一体的に実施していない」とした理由を教えてください(複数回答可)。

- ①支援対象者の状態像が異なることから、一体的に実施することが難しい
→(具体的に: _____)
 - ②担当部署が異なり事務調整が困難であることから、それぞれの考えで実施している
 - ③事業報告などの仕様が異なり、予算措置の仕組みが異なることから、連携することに事務処理上のメリットが感じられない
 - ④支援対象者数が多いため、別々に実施した方が効果的・効率的である
 - ⑤一体的に事業を担える実施者(直営の行政部門または委託事業者)がない
 - ⑥生活困窮者自立支援事業の開始前から被保護者を対象に自立支援プログラムで同様の事業を実施していたため、現在もそのまま別々に実施している
 - ⑦その他→(具体的に: _____)

(2) 被保護者家計改善支援事業と生活困窮者家計改善支援事業との連携にあたって、現在抱えている課題があれば教えてください(複数回答可)。

- ①それぞれの支援プログラムや情報を共有できないので効果的な支援が難しい
 - ②被保護者と生活困窮者の支援内容にバラつきがある
 - ③多様な経験を持つ支援対象者どうしの関係から生まれる相乗効果を得にくい
 - ④適切な人員配置が難しい
 - ⑤困窮から生活保護、生活保護から困窮へ対象者が移行したときに支援の隙間ができる
 - ⑥特に課題は感じていない
 - ⑦その他→(具体的に: _____)

(3) 上記で②と回答された場合、具体的にどのような違いがあるか教えてください(自由記述)。

(4) 今後の家計改善支援事業の実施についての考えを教えてください。

- ①一体的実施を検討している
 - ②一体的実施は検討していない
- (理由：)

(5) 上記で、①一体実施を検討していると回答された場合、検討されている一体実施の方法について教えてください（自由記述）。

IV-D 生活困窮者家計改善支援事業のみ実施している場合

(1) 被保護者家計改善支援事業を実施していない理由を教えてください（複数回答可）。

- ①家計改善支援の対象となる被保護者が少ない
- ②ケースワーカーが同様の支援をおこなっている
- ③生活保護で収入が安定しているため家計に問題があることは少ない
- ④被保護者は生活保護費を受給しているため、生活困窮者に対する支援とは内容が異なる
- ⑤その他→（具体的に：)

(2) 今後の被保護者家計改善支援事業の実施についての考えを教えてください。

- ①生活困窮者家計改善支援事業との一体的実施を検討している
 - ②生活困窮者家計改善支援事業とは別の実施を検討している
- （理由：)
- ③実施は検討していない

(3) 上記で、①一体実施を検討していると回答された場合、検討されている一体実施の実施方法について教えてください（自由記述）。

(5) 生活困窮者への金銭管理と、被保護者への金銭管理で違いはありますか。

- ①ある
- ②なし

(6) 上記で①と回答された場合、具体的にどのような違いがあるか教えてください(自由記述)。

VI 自由記述

被保護者と生活困窮者に対する就労支援、就労準備支援事業、家計改善支援事業の一体的な実施状況に関する調査を進めています。実際に各自治体において一体実施に取り組む上で、制度に関する要望や課題があれば教えてください(自由記述)。

これまでの設問にはあてはまらないが、自治体で行っている就労支援や家計相談のなかで、好事例と思われるものがあれば、教えてください。また、今後取り組んでいこうと考えているものがあれば教えてください(自由記述)。

以上、ご協力ありがとうございました。

アンケート調査報告（単純集計）

・回答自治体

自治体区分（都市区分他）

	度数	%
指定都市	13	2.6
中核市	44	8.7
その他	395	78.4
都道府県	52	10.3
合計	504	100.0

※都道府県には、振興局ごとの回答が含まれている。

自治体規模（人口区分）

	度数	%
50万人以上	23	4.6
20万人以上 50万人未満	69	13.7
10万人以上 20万人未満	93	18.5
5.5万人以上 10万人未満	99	19.6
3万人以上 5.5万人未満	99	19.6
3万人未満	68	13.5
その他	53	10.5
合計	504	100.0

I 生活保護と生活困窮者自立支援制度の体制および連携について

（１）生活保護と生活困窮者自立支援制度の担当部署名について教えてください。

※省略

（２）生活保護と生活困窮者自立支援制度の担当部署、担当者は同一ですか。

	度数	%
① 同一の部署であるが、別の者が担当している	229	45.7
② 同一の部署であり、同一の者が担当している	144	28.7
③ 別々の部署である	128	25.5
合計	501	100.0

II 被保護者就労支援事業と生活困窮者自立相談支援事業における就労支援の一体的実施

II-A 事業実施の状況

(1) 自治体による被保護者就労支援事業と生活困窮者自立相談支援事業における就労支援の一体的実施の状況

・被保護者就労支援事業の実施状況

(実施形態)

	度数	%
① 直営	382	76.1
② 委託	79	15.7
③ 直営+委託	22	4.4
④ 未実施	19	3.8
合計	502	100.0

(法人格)

	度数	%
⑤ 株式会社等	43	43.0
② 社会福祉協議会	25	25.0
⑥ NPO 法人	12	12.0
⑧ その他	11	11.0
① 社会福祉法人（社協以外）	5	5.0
④ 社団法人・財団法人	3	3.0
⑦ 生協等協同組合	1	1.0
③ 医療法人	0	0.0
合計	100	100.0

・生活困窮者自立相談支援事業（就労支援）の実施状況

(実施形態)

	度数	%
② 委託	326	64.9
① 直営	148	29.5
③ 直営+委託	28	5.6
合計	502	100.0

(法人格)

	度数	%
② 社会福祉協議会	230	65.5
⑥ NPO 法人	32	9.1
⑤ 株式会社等	29	8.3
① 社会福祉法人（社協以外）	25	7.1
⑧ その他	20	5.7
④ 社団法人・財団法人	14	4.0
⑦ 生協等協同組合	1	0.3
③ 医療法人	0	0.0
合計	351	100.0

(2) 被保護者就労支援事業と生活困窮者自立相談支援事業における就労支援を一体的に実施していますか。

	度数	%
② 一体的に実施していない	311	61.8
① 一体的に実施している	192	38.2
合計	503	100.0

II-B 被保護者就労支援事業と生活困窮者自立相談支援事業における就労支援を一体的に実施している場合

(1) 一体的実施の内容を教えてください（複数回答可）。

	度数	%	n
① 両事業を直営で実施している	87	45.3	
④ 共通の支援プログラムや求人情報などを活用している	77	40.1	
③ 同一の就労支援員が支援している	73	38.0	
⑤ 合同の会議を持つなどの連携をしている	68	35.4	
② 同一の事業者へ委託している	55	28.6	
⑥ その他（具体的に）	9	4.7	
合計	369	192.2	192

⑥その他（具体的に）

両事業間で情報共有して連携している。（同様の記述 4 件）

ハローワークの巡回相談を月 1 回実施。

同一の執務室内で、ハローワークの常設窓口を活用。
具体的に就労準備事業、就労訓練事業、無料職業紹介、ジョブスポット（ハローワークの常設窓口）等は被保護者世帯の方や生活困窮者自立相談支援事業の対象者の方も活用できます。
生活困窮者の相談記録を供覧している。

（２）一体的実施による効果について教えてください（複数回答可）。

	度数	%	n
① 両制度の活用を念頭に、一人ひとりのニーズに合わせた柔軟な支援ができる	130	67.7	
② 共通の支援プログラムや求人情報などを活用することができる	127	66.1	
⑥ 制度が移行しても同一の担当者が関わって、連続した支援ができる	87	45.3	
⑤ 事務作業・手続きが効率化される	66	34.4	
④ 予算を効率的に活用できる	64	33.3	
③ 適切な人員配置が可能となる	46	24.0	
⑦ 特に効果は感じていない	3	1.6	
⑧ その他（具体的に）	2	1.0	
合計	525	273.4	192

⑧その他（具体的に）

所管は異なるものの担当者間での連携は密に行われている。

（３）一体的実施を進める上での課題について教えてください（複数回答可）。

	度数	%	n
⑥ 特に課題は感じていない	101	53.7	
① 支援対象者の状態像が異なるため、支援方法に工夫が必要である	53	28.2	
③ 制度が異なるため、契約書や報告書の作成などの事務作業が手間である	26	13.8	
④ 個人情報保護の観点から、一緒にプログラムを実施する時などに配慮が必要である	26	13.8	
⑤ その他	10	5.3	
② 同自治体の担当部署が異なるため、支援調整や連絡・報告などの業務が手間である	9	4.8	
合計	225	119.7	188

（４）上記で課題がある①～⑤と回答された自治体は、具体的課題を教えてください。

【法制度上の課題】
作成資料が別々で、作成資料の多さによる負担がある。（同意見 4 件）
プログラムの作成で別々のシステムを使用していて時間がかかる。（同意見 4 件）

生活困窮システム入力作業が多い。
被保護者と生活困窮者で世帯の情報量の偏りがある（被保護者については詳細な情報がある）
就労支援において、事業所への移送費が被保護者は支給できるが、生活困窮者支援対象者には支給制度がないため、事業所への就労場所が限定的になったり、時に自立相談支援機関が移送をしなければならないときがある。
制度が異なるため、支援の案内等が複雑化している。
研修の機会が不足している（生活保護は保護決定上の制約があるなか担当職員の裁量も大きい が、担当職員のソーシャルワークに関する研修の機会が乏しいため、現状では生活困窮者自立支援制度の各種事業を一体的にもしくは連携して実施することを通じてOJTの機会を創出する ほかない）。
同一のプログラム参加者でも、事業実績を正確に把握するため、制度毎に参加者数等を集計する必要がある。
資格取得助成の中に「普通自動車免許」を入れてもらいたい。
【体制・支援員の課題】
情報の共有と迅速な連携支援が必要。（同意見4件）
人手が足りない。（同意見3件）
情報共有できない個人情報が出てしまう（グループワークをするときに配慮が必要）。（同意見3件）
支援員同士の関係づくり。（同意見2件）
部署が複数にまたがっている場合、物理的なタイムラグが生じる。（同意見2件）
生活困窮者は生活費の保証がないため、生活保護受給者に比べてスピード感が求められるし、当事者への精神的負担も大きい。（同意見2件）
支援対象者との信頼関係づくり。（同意見2件）
被保護者と生活困窮者それぞれの専門知識と対応。
他の専門職との連携。
支援のスピードが異なるため、支援員の業務量の偏りが生じる。
会計年度任用職員を起用しているため、支援員の任期の課題。
生活困窮者自立支援事業を主として実施しており、生活保護世帯の継続した支援へのつながりが課題。
支援員の力量に左右される（被保護者就労支援員が、被保護者の就労準備から定着支援まで行うことが多い。支援の必要性を感じる対象者をうまく制度につなげられていない）。
取り組み内容によってそれぞれの役割分担を明確にしておくことが必要。
被保護者の支援には工夫や労力を必要とするためモチベーションの維持。
窓口が異なるため、どの制度の活用を勧めるかによりたらい回しにされてしまう。
担当がそれぞれハローワークと連携して支援しているため全体状況の把握が難しい。
担当者の考え方の違い。
委託先との調整に時間がかかる。
生活保護受給者であったり生活困窮者であったりをお互いに認識することになってしまう。

【支援対象者に関する課題】
支援のスタンスを使い分ける場合（指導できる/できない）があるが、兼務で行っているため難しさを感じる。（同意見 4 件）
被保護者と生活困窮者では世帯の仕事に対する受け取りが違うことがある。（生活困窮では自発的な就労活動を促すことができるかが課題）（同意見 4 件）
ニーズの聞き取りに時間がかかる。（同意見 3 件）
支援対象者の状態を踏まえた個別の支援が必要。
ニーズの幅が大きく、共通の支援プログラムを組むことが難しい。
被保護者においては意欲喚起やその維持も重要となるため長期的な支援になっている。
生活保護を申請する多くの方で、当面早急な就労による自立を目指すよりも治療その他の状況が改善後に就労支援や稼働能力の活用となるため、保護開始によって支援が一旦途絶える。また、就労支援のみで自立する場合は、保護に至らない事例も多いため、連続して一体的に運用できた事例が少ない。
【他機関との連携に関する課題】
活用できる社会資源が限られている。（同意見 3 件）
社会福祉法人や企業との連携で生活困窮者自立支援事業の就労訓練事業の実施が必要。
生活困窮者自立支援制度における就労支援を行うにあたり、無料職業紹介所としても労働局に登録を行っているが、市外・県外の寮付きの求人情報が事業者より提供されることが多く、既にアパート等を構えている生活保護受給者にはこれらの求人はなじまないケースが多い。

（５）一体的実施を効果的に進めるために工夫している点、好事例と思われるものがあれば、教えてください。

【情報共有についての工夫】
情報、知識を共有できる。（同意見 7 件）
毎月支援調整会議を開催するなど、相談状況等の共有を行うことで、切れ目のない支援の提供。（同意見 4 件）
情報の共有で就職率の上昇につなげられる。（同意見 3 件）
相談者の状況に応じ、速やかな対応が可能。（同意見 3 件）
保護開始ケースすべてを就労支援担当で閲覧し、早期支援につなげていきたい。
自治体担当部署との定期的な連絡会において支援検討。
【事業実施についての工夫】
生活保護受給者に対する就労意欲喚起事業に生活困窮者の希望者も参加。
就労支援メニューについては、生活保護、生活困窮いずれも同じ支援メニュー。
就労支援員による面接対策やビジネスマナー等についての講座を一体的に実施。その際、個人情報 の適正な取り扱いを心がけた。
無料職業紹介所の開設にあたり、取扱職種の範囲等を両制度の利用者とした。

【他機関との連携についての工夫】
多様なニーズの把握による企業・体験の開拓、地域のネットワークの構築が行えている。（同意見 3 件）
無料職業紹介で地元商工会等との連携で効果的な支援につなげる。
職場体験協力企業の情報共有等による就労支援の広域化を検討中。
【体制についての工夫】
職員の質の向上に繋がる。（同意見 2 件）
互いの部署の外線の電話がなるため、相談者の対応中等で電話に対応できない時にバックアップ体制ができる。
【脱却後も視野に入れた工夫】
生活保護を脱却した以降も必要に応じて就労継続に向けた定着支援等を生活困窮者自立相談支援事業と連携し、実施。
生活困窮者が生活保護を申請する場合や生活保護が廃止になった直後の対象者に対する継続した支援が可能になり、対象者の早期経済的自立に繋がる。
【好事例】
担当者が変わらずに継続的な関係に基づいた支援ができ、相談者も安心して参加できている。（同意見 4 件）
窓口ひとつでハローワークや企業との連携が行える。（同意見 2 件）
市役所内(生活保護、生活困窮者支援担当部署と同じフロア)にハローワークの分室があり、就労支援に活用している。
取組の事前段階、取組の中で細かに連携を取り方向性や手立てについて確認しながら支援を進めている。必要に応じて対象者や関係者を交えて関係会議を行う。
合同で就労面談会を行うことで就労意欲喚起を促進し、就労活動の積極化につなげるとともに、孤立防止、自己肯定感の向上につなげる。
数社の企業が参加する合同企業面接会を、被保護者と生活困窮者共通で開催することで、多くの企業・利用者が参加して、効果的な取り組みとなっている。
生活保護が廃止となった対象者に対し、困窮制度による就労支援を行うことで就労達成した。
生活困窮者自立支援制度と生活保護制度の所管課が同じで、初期相談時から連携対応をしていて、対象者の状況に応じてきめ細やかな支援ができる。生活困窮から生活保護制度に繋ぎ、就労自立による保護廃止後も生活困窮者自立支援制度で必要に応じて対応できている。初回相談時に連携対応をしているので、対象者にとっても分かりやすい。

II-C 被保護者就労支援事業と生活困窮者自立相談支援事業における就労支援を一体的に実施していない場合

(1) 「一体的に実施していない」とした理由を教えてください（複数回答可）。

	度数	%	n
⑦ ケースワーカー及び自立生活相談員、就労支援員(被保護者)と、自立相談支援員（生活困窮）の間で綿密な連携が可能である	130	41.8	
⑥ 生活困窮者自立支援制度の開始前から被保護者を対象に自立支援プログラムで同様の事業を実施していたため、現在もそのまま別々に実施している	116	37.3	
① 支援対象者の状態像が異なることから、一体的に実施することが難しい（具体的に）	67	21.5	
② 担当部署が異なり事務調整が困難であることから、それぞれの考えで実施している	61	19.6	
⑤ 一体的に事業を担える実施者（直営の行政部門または委託事業者）がない	60	19.3	
④ 支援対象者数が多いため、別々に実施した方が効果的・効率的である	50	16.1	
③ 報告書の様式仕様が異なり、予算措置の仕組みが異なることから、連携することに事務処理上のメリットが感じられない	35	11.3	
⑧ その他（具体的に）	20	6.4	
合計	539	173.3	311

①支援対象者の状態像（具体的に）

【経済的基盤の違い】
被保護者は困窮状態ではないが、生活困窮者自立支援事業対象者は困窮状態であるため早急に就労支援が必要である。（同意見2件）
経済状況や就労経験・意欲等の違い。
経済基盤の状況、支援期間の捉え方等被保護者と生活困窮者の違い。
【就労阻害要因の違い】
生活保護のケースは就労阻害要因が多く、個別の対応が必要。
対象者の稼働年齢、病気等様々な要素の状況が異なる。
被保護者は就労が困難で時間を要するため。
【支援内容の違い】
被保護者と生活困窮者に対する支援内容を区別している。（同意見2件）
被保護者については、一般就労よりも中間的就労や、職業訓練など社会的交流を経験させる場合がおおく、そのアセスメントのために別に対応したほうが効率的と判断されるため。
被保護者は生活保護からの自立を優先する就労支援となるが、生活困窮者は本人の希望をある程度優先するため。

生活困窮者自立支援事業対象者は就労支援だけでなく、複合的な支援を行っているため、就労支援のみ被保護者と一体的に実施することが困難。
支援対象者の状態像がことなるためそれぞれ専門的に支援している。
【実施機関・制度の違い】
両事業は実施機関、制度の目的が異なるため。（同意見7件）
最終目標は同じでも、支援プロセスが異なるため。
【指導権限の違い】
生活保護には指導権限があるが、生活困窮者自立支援にはない。
生活保護は、就労可能であれば原則活動を義務付けられるうえ、指示に従わなければ最悪廃止になるということもあるが、生活困窮にはそれがなく、当人の心構えからして異なる。
被保護者には生活困窮者と異なり、能力活用の義務があるため。
被保護者に対しては、必要に応じて指導指示を行うこともあり、福祉事務所が一元的に対応することが効率的かつ効果的であるため。
被保護者への就労支援については、保護担当部局の隣に設置されているハローワークの出先機関にて、ケースワーカーが帯同して相談を受けさせることによる支援・指導を行っているため、一体的に実施する特段の理由がない。

⑧その他（具体的に）

【両制度間の連携が困難】
ケースワーカー及び自立生活相談員、就労支援員（被保護者）と、自立相談支援員（生活困窮）の間で綿密な連携を取るのが困難なため。
【法制度の理念・目的の違い】
それぞれの制度で法的理念や目的が異なり、また支援対象者の貧困状況やそれぞれが抱える課題等も大きく異なっている。
【委託事業者の事情】
委託業者の就業場所の確保が難しいため。⑥に関連して→生活困窮者自立支援制度の開始前から被保護者を対象に自立家計改善のための支援は、一般的なものから専門的なものまで幅広いが、一般的なものであれば、多くの相談支援機関や関係機関（地域包括支援センターやケアマネジャー、計画相談支援員、家庭児童相談室など）でもある程度行えると思うので、家計改善のための支援ツールや考え方を発信して、各機関で一般的な家計改善のための支援ができるように連携を検討していきたい。支援プログラムで同様の事業を実施していたため、現在もそのまま別々に実施している。
委託先との調整が困難だったため。
【担当部署が異なる】
給付金の支給も含め、生活困窮者支援事業を直営で実施することとしているため。
元々同一の部署であったが、組織改編により所管が分かれた。
直営と委託でそれぞれ実施しており、一体的な実施は難しい。
市の機構改革に伴い、制度体制に合わせた事業をそれぞれの担当課で対応するようにしたため。

【人員体制】
就労指導員が欠員中。
人員をそこまで割くことができないため。
市と自立支援機関の担当が少人数でタイミングが合わない。
【対象者像・支援方法の違い】
生活課題や就労阻害要因が違うため、同一手法は不適切。
対象者の特性が異なり、別々に実施する方が効果的である。
【問題がないため】
現状の実施体制で問題なく対応できており、一体的に実施するメリットがない。
部署が隣接しており、情報共有や連携は円滑に行われている。
【その他】
認定就労訓練事業については、同一の支援メニューを利用している。
被保護者就労支援事業を実施していない。（同意見2件）

(2) 被保護者就労支援事業と生活困窮者自立相談支援事業における就労支援の連携にあたって、現在抱えている課題があれば教えてください（複数回答可）。

	度数	%	n
⑥ 特に課題は感じていない	143	46.4	
② 被保護者と生活困窮者の支援内容にバラつきがある	80	26.0	
③ 適切な人員配置が難しい	63	20.5	
④ 困窮から生活保護、生活保護から困窮へ対象者が移行したときに支援の隙間ができる	48	15.6	
① それぞれの支援プログラムや情報を共有できないので効果的な支援が難しい	46	14.9	
⑤ その他（具体的に）	7	2.3	
合計	387	125.6	308

⑤その他（具体的に）

住居確保給付金等の事務でハローワークの巡回相談と連携しているが、ハローワークとの調整が困難。
情報共有の頻度等。
配置すべき者を社会福祉法で規定する等、枠組みを改めてほしい。
補助制度が被保護者と生活困窮者とで一体的な運用ができない。
連携していない。必要に応じて連携の必要性について検討を要する。

(3) 今後、被保護者就労支援事業と生活困窮者自立相談支援事業における就労支援を一体的に実施する予定はありますか。

	度数	%
--	----	---

② 一体的実施は検討していない（理由）	291	93.9
① 一体的実施を検討している	19	6.1
合計	310	100

②一体的実施は検討していない理由

【連携ができていないから】
生活保護と生活困窮者自立支援間で綿密な連携が可能である。（同意見 22 件）
直ぐに連携が取れる近場にいるため。また今のところ問題はない。（同意見 3 件）
各事業終了時における対象者の状況に応じて、利用できる制度を案内することにより、支援が可能であるため。
【現状で課題を感じていないから】
現状に課題を感じていないため。（同意見 29 件）
現在の体制で、各々の支援事業で効果が上がっているため。（同意見 10 件）
【メリットを感じないから】
一体実施によるメリットが感じられないため。（同意見 11 件）
一体的実施を行なうことが、それぞれの事業が現在抱えている課題の解決につながるものではないため。
被保護者も大半は一般就労施策を利用している。個人の課題にあわせた支援を行えば、被保護者と生活困窮者の一体化は必要ないと考える。
【別々の方が効果的・効率的】
支援対象者数が多いため、別々に実施した方が効果的・効率的である。（同意見 2 件）
対象者数を考慮すると、別々に実施した方が効率的であるため。（同意見 2 件）
支援担当先を分けた方が支援をしやすいため。
平成 29 年度まで就労支援事業と自立相談支援事業一体的に実施していたが、費用対効果等を踏まえ就労支援事業を直営に変更したため。
【担当部署、実施者が異なる】
担当部署が異なるから。（同意見 10 件）
それぞれ直営と委託で別形態であるため、一体的実施が困難。（同意見 4 件）
委託先との調整が困難である。（同意見 2 件）
実施主体が異なるため。（同意見 2 件）
生活保護を行う担当であり、他の業務を同一担当で行うことは適切ではないため。
生活困窮事業は、必須と任意の事業を一体的に委託しており、そこに被保護者の事業を組み込むことは困難と考える。
現在の実施体制では、一体的実施は困難であるため。
令和 3 年度より生活保護と生活困窮の担当部署が分離し、生活困窮者自立相談支援事業に力を入れ出したばかりであるため。
部署間の連携がとれていない。

調整に時間を要する。
【実施者の確保が困難】
一体的に事業を担える実施者がいない。（同意見 5 件）
専門的な知識を有する者がいないため。
【実施場所の課題】
自立相談支援機関と健康福祉センターの距離が物理的に離れており、支援対象者の情報共有が困難であるため。（同意見 2 件）
事務スペースの関係上、一体的な実施は不可。
【予算確保・人員確保が困難】
人員確保・配置及び予算計上が困難。（同意見 3 件）
人員確保が難しいため。（同意見 3 件）
小規模な市や町村部を所管する都道府県においては、年度によって対象者がいないケースが生じるため、現行の補助制度においては予算確保が困難である。
【支援対象者の違い】
支援対象者の状況・状態が異なるため。（同意見 19 件）
被保護者に対する就労支援と保護を受けていない生活困窮者に対するそれとでは、それぞれの特性により支援の方法が本質的に異なるため。
【支援内容が異なるため】
就労支援内容が異なるため。（同意見 2 件）
生活困窮者自立支援事業対象者は就労支援だけでなく、複合的な支援を行っているため、就労支援のみ被保護者と一体的に実施することが困難。
能力活用義務の有無により、同じ支援を受けた場合、おのずと義務のない人に支援内容が寄ることが危惧される。
被保護者は高齢者が多く稼働年齢層が少ないためCWが就労支援を行う予定。
被保護者への就労支援は自立支援プログラムにより行われているため。
生活困窮者自立支援事業の対象者への就労支援については、自立相談機関で事業所の紹介を行っている他、住居確保給付金などの制度利用者については、原則としてハローワークに出向いて相談を受けるなどの指導を行っている。
【その他】
一体的に実施するのが良いのか検討ができていない。（同意見 8 件）
具体的に検討することも想定していない。必須事業以外は実施しない方針である。
出先機関のため一体的に実施する決定権がない。（同意見 2 件）
【事業を実施していない】
被保護者就労支援事業の実施自体が検討できていないため。
被保護者就労支援事業を実施する予定がない。
該当ケースが少なく、生活困窮者自立相談支援事業で対応できている為。
対象数が少なく現業員にて対応可能。

(4) 上記で、①一体実施を検討していると回答された場合、検討されている一体実施の方法について教えてください。

【同一事業者に委託】
被保護者就労支援事業と生活困窮者自立相談支援事業を委託により一体化。(同意見4件)
【直営により一体化】
委託を止め、直営のみにし、窓口を一本化するよう検討中です。
【担当部署の統一】
就労支援にかかる対応部署の一本化を図る。
窓口の一元化を理由に、それぞれの事業を二つの課で担当していたものを一つの課で対応するように体制を検討中である。
【体制づくり】
現在実施している就労準備支援事業の就労訓練に被保護者も参加できるような体制をつくりたいと考えている。
生活困窮者自立支援機関において、今後、就労準備支援事業の実施予定にあたり、生活困窮者と被保護者とを一体的実施について計画することを検討している。
【支援の連携】
支援プログラムや情報の共有ができる体制を構築する。
支援方法、事業所等についての情報交換を行う
所管のハローワーク職員との連携などを検討中。
【重層的体制整備支援とあわせて】
組織改正も踏まえて、重層的支援体制の構築の際に検討。

III 就労準備支援事業の一体的実施

A 事業実施の状況

(1) 自治体による被保護者就労準備支援事業と生活困窮者就労準備支援事業の一体的実施の状況

・被保護者就労準備支援事業の実施状況

実施形態

	度数	%
④ 未実施	231	46.2
② 委託	180	36.0
① 直営	75	15.0
③ 直営+委託	14	2.8
合計	500	100.0

法人格

	度数	%
⑥ NPO 法人	43	22.2
⑤ 株式会社等	40	20.6
② 社会福祉協議会	39	20.1
⑧ その他	24	12.4
① 社会福祉法人（社協以外）	23	11.9
④ 社団法人・財団法人	19	9.8
⑦ 生協等協同組合	6	3.1
③ 医療法人	0	0.0
合計	194	100.0

・生活困窮者就労準備支援事業の実施状況

実施形態

	度数	%
② 委託	322	64.5
④ 未実施	124	24.8
① 直営	36	7.2
③ 直営+委託	17	3.4
合計	499	100.0

法人格

	度数	%
② 社会福祉協議会	108	32.3
⑥ NPO 法人	79	23.7
① 社会福祉法人（社協以外）	42	12.6
⑤ 株式会社等	39	11.7
⑧ その他	32	9.6
④ 社団法人・財団法人	26	7.8
⑦ 生協等協同組合	8	2.4
③ 医療法人	0	0.0
合計	334	100.0

(2) 被保護者就労準備支援事業と生活困窮者就労準備支援事業を一体的に実施していますか。

	度数	%
① 一体的に実施している	206	41.3
④ 生活困窮者就労準備支援事業のみ実施している	126	25.3
⑤ いずれも実施していない	107	21.4
② いずれの事業も実施しているが、一体的には実施していない	43	8.6
③ 被保護者就労準備支援事業のみ実施している	17	3.4
合計	499	100.0

(3) 上記で、④または⑤と回答された方（被保護者就労準備支援事業を実施していない自治体）は、実施していない理由を教えてください（複数回答可）。

	度数	%	n
⑦ 被保護者就労支援事業や生活困窮者自立相談支援事業のみで対応できているから	92	42.4	
① 該当する相談者がいない・少ないから	69	31.8	
② 予算を確保するのが難しいから	69	31.8	
③ 専門的なスキルやノウハウを持つ人材がいないから	54	24.9	
④ 委託先となる事業者がいない・少ないから	42	19.4	
⑥ 支援メニューをどのように構築すればいいかわからないから	33	15.2	
⑤ 協力してくれる企業や事業者がいない・少ないから	32	14.7	
⑧ 対象者を利用につなげること（対象者へのアプローチ）が難しいから	30	13.8	
⑪ その他（具体的に）	21	9.7	
⑨ 被保護者には就労準備支援は必要ないと考えているため	5	2.3	
⑩ 複数圏域を有し、調整が困難なため	1	0.5	
合計	448	206.5	217

⑪その他（具体的に）

【他の事業等での対応】
被保護者の就労準備はケースワークにより実施している。（同意見 2 件）
被保護者等就労自立促進事業により対応できているため。
就労年齢以外の人も対象とした支援を個別支援プログラムで実施。
生活困窮者就労準備支援事業や参加支援事業と連携。
十分な連携が取れているため。
【人員不足】
該当事業を行う人員が不足しているため。（同意見 3 件）
事業を実施する準備にかかることができる人員の不足。
福祉事務所の体制が不十分。
【予算確保】
事業実施のため財政担当に要求しているが認められなかった。
【対象者】
高齢被保護者が主体のため。
【その他】
前任者より一体実施できないものと引継があった為。
本庁で実施していない。
【実施を検討・予定】
生活困窮者就労準備支援事業は令和 4 年度から実施予定。（同意見 5 件）
現在は既存事業で対応しているが、来年度以降の実施について検討中。

III-B 被保護者就労準備支援事業と生活困窮者就労準備支援事業を一体的に実施している場合

(1) 一体的実施の内容を教えてください（複数回答可）。

	度数	%	n
② 同一の事業者にて委託している	171	83.0	
④ 被保護者と生活困窮者を分けずに、一緒にプログラムなどに参加してもらっている	87	42.2	
③ 同一の支援員が支援している	76	36.9	
① 両事業を直営で一体的に実施している	28	13.6	
⑤ 異なる事業者が就労準備支援を実施しているが、合同の会議を持つなどの連携をしている	4	1.9	
⑥ その他（具体的に）	3	1.5	
合計	369	179.1	206

③その他（具体的に）

キャリアカウンセラーは被保護者担当・生活困窮者担当と分けているが、プログラム担当・精神保健福祉士は同一支援員が担当。また対象者に合わせて適宜、支援員同士が連携、協同支援を提供している。
就労準備のメニューにより一体的に実施。
県の事業に負担金を支払って実施している。

（２）一体的実施による効果について教えてください（複数回答可）。

	度数	%	n
② 共通の支援プログラムなどを活用することにより効果的な支援をおこなうことができる	140	68.0	
⑤ 予算を効率的に活用できる	113	54.9	
③ 事務作業・手続きが効率化される	111	53.9	
④ 適切な人員配置が可能となる	74	35.9	
① 多様な対象者が一緒に活動することで、その相乗効果により就労意欲やモチベーションが上がることを期待できる	69	33.5	
⑥ 特に効果は感じていない	6	2.9	
⑦ その他（具体的に）	6	2.9	
合計	519	251.9	206

⑦その他（具体的に）

【継続的な支援】
支援を途切れさせない。
生活保護、生活困窮どちらの制度であったとしても継続的に支援することができる。
【連携がとりやすい】
支援員が同一であるため生活保護担当者等と連携がとりやすい。
【利用者のメリット】
両者を問わず、引きこもりがちな人の外出機会になる。
【まだ効果はわからない】
今年度開始した事業のため、まだ効果はわからない。
生活困窮者については、直ぐに就労し収入を得て自立を目指す就労支援のニーズはあるが、所定の要件を満たす準備事業の実績が殆どなく、一体的実施の効果が図れる状況にない。

(3) 一体的実施を進める上での課題について教えてください（複数回答可）。

	度数	%	n
⑤ 特に課題は感じていない	96	47.5	
① 支援対象者の状態像が異なるため、支援方法に工夫が必要である（具体的に）	41	20.3	
② 個人情報保護の観点から、一緒にプログラムを実施する時などに配慮が必要である	41	20.3	
④ 制度が異なるため、契約書や報告書の作成などの事務作業が手間である	22	10.9	
⑥ その他（具体的に）	13	6.4	
③ 自治体の担当部署が異なるため、支援調整や連絡・報告などの業務が手間である	9	4.5	
合計	222	109.9	202

⑥その他（具体的に）

【支援件数】
より連携を密にして、件数を増やすことが課題。（同意見 2 件）
生活困窮者の支援対象が被保護者より少ない。（同意見 2 件）
対象事例が少なくノウハウの積み上げが難しい。
今年度開始した事業のため、まだ効果はわからない
【人員・予算の確保】
支援員が不足している
職員が定着しない。
特に就労準備支援事業のニーズが高いが、予算不足により十分な支援員が確保できず、支援が必要な対象者全員に対応できていない。
【制度の違い】
生活困窮者には交通費等の必要経費の支給ができない。
困窮者へは自立支援的立場であるが、被保護者の場合は指導的対場となり対応が異なること。
【その他】
市と事業者との支援・情報連携
両者とも支援期間内では成果が得られない者の支援

(4) 一体的実施を効果的に進めるために工夫している点、好事例と思われるものがあれば、教えてください。また、今後取り組んでいこうと考えているものがあれば教えてください。

<工夫している点・効果>
【情報共有・連携を図る】
自立相談支援相談員、生活保護CW、生活保護就労支援員、受託事業者等を含めた打合せを実施し、相互の連携を図っている。（同意見 6 件）

事業に従事する支援員同士が密に情報連携し、事業全体で支援することを目指している。（同意見 3 件）
個別プログラムを開催する会議室について各課の事業担当者が連携して確保を行っている。
【移行の場合の継続支援】
保護の脱却又は生活保護への移行を要する場合には、情報共有による支援の継続性が図りやすく、対象者の状況に応じた個別支援が効果的に行われている。（同意見 3 件）
生活保護担当と生活困窮者自立支援担当が同一の部署にいる体制のため、両制度を移行する支援対象者について、就労準備支援員が中心となり、各担当が連携を図り、継続的な支援を実施している。
【支援プログラム】
被保護者・生活困窮者それぞれの特性のほか、阻害要因特性を加味し、一人ひとりに対応した支援を提供できるよう取り組んでいる。（同意見 5 件）
同一の支援員が対応することで、一貫した支援ができています。また、一人ひとりの状況に合わせた支援を行っている。（同意見 4 件）
就労準備支援事業対象者向けの講座を実施しているが、参加者の人数確保のためにも、一体的実施による支援は効果的であるものと考えています。（同意見 2 件）
グループワークや共同作業を実施する際は、対象者の性格や目指す目標などを考慮し、座席や作業内容を考えています。
共同で実施する就労準備のプログラムでは、生活保護受給者、生活困窮者と分らないように、「就労に課題がある方」として取り組んでいる。
生活困窮担当部署の持つ無料職業紹介機能を共有して活用している。
継続して合同での就労面談会を定期的に開催し就労意欲喚起を促したい。
【契約】
両事業の就労準備支援業務を一つの契約（併合契約）として委託している。
< 好事例 >
50 代男性、離職して 7 年のブランクがある状況だったが、支援開始後カウンセリングを中心に支援を重ねて農業体験にも参加を決意。農業体験で体力や自信、就労に対する意欲も高まり、清掃業に就労決定。週 5 日の勤務に従事された。
委託先と協力事業所を開拓し、地場産業（酪農、漁業等）の協力事業所の登録が増え、利用者の体験先の選択肢が増えることで、個々にあった体験先のマッチングで就労意欲向上が見られるケースが出てきた。
内職などの納期とボリュームがある作業について、両事業の利用者が協力して実施することで期限内に出荷できている。
< 今後の取り組み >
今後は、ひきこもり支援や居場所づくりの観点も重視し取り組んでいきたい。（同意見 3 件）
現在、作業内容にバリエーションが無く、単一の作業を毎月実施している。作業メニューを増やし、達成感を得られるような、飽きない作業内容を相談者と一緒に考える必要があると思われる。

農業体験の充実により、ボランティア活動で貢献できる機会を増やしたい。
市独自で実施しており、利用者と実施協定先とのマッチが難しい。よって協定先を増やす必要がある。

III-C 被保護者就労準備支援事業と生活困窮者就労準備支援事業を一体的に実施していない場合

(1) 「一体的に実施していない」とした理由を教えてください（複数回答可）。

	度数	%	n
② 担当部署が異なり事務調整が困難であることから、それぞれの考えで実施している	15	35.7	
① 支援対象者の状態像が異なることから、一体的に実施することが難しい（具体的に）	14	33.3	
⑥ 生活困窮者自立支援事業の開始前から被保護者を対象に自立支援プログラムで同様の事業を実施していたため、現在もそのまま別々に実施している	13	31.0	
⑦ その他（具体的に）	6	14.3	
③ 事業報告などの仕様が異なり、予算措置の仕組みが異なることから、連携することに事務処理上のメリットが感じられない	5	11.9	
④ 支援対象者数が多いため、別々に実施した方が効果的・効率的である	5	11.9	
⑤ 一体的に事業を担える実施者（直営の行政部門または委託事業者）がない	4	9.5	
合計	62	147.6	42

①支援対象者の状態像（具体的に）

【制度的なの違い】
就労体験等に係る給料・工賃の有無など。
被保護者には生活困窮者とは異なり、能力活用の義務があるため。
被保護者就労支援は生活保護受給者を対象とし、生活困窮者自立相談支援事業は生活保護を受給していない生活困窮者を対象としているため。
【背景・ニーズの違い】
被保護者は就労阻害要因が多い傾向にあり、支援の多様化・長期化がある。（同意見2件）
被保護者は最低限度の生活が保障されているため生活困窮者に比べて就労に対する意識が低い。
クライアントのニーズや課題が異なるため。
【支援内容の違い】
生活困窮者就労準備支援事業の対象者については、ひきこもりを対象としている。

生活保護受給者は臨床心理士による心理的育成支援、自立支援は成人期の社会的な居場所事業であるため。
被保護者の場合は、被保護者のみでなく、世帯の状況を総合的にみて支援することが効果的であり、アセスメントに時間を要するため。
被保護者は一般的に頻回な支援が必要であること。
支援対象者の状態像がことなるためそれぞれ専門的に支援している

⑦その他（具体的に）

ケースワーカー及び自立生活相談員、就労支援員（被保護者）と、自立相談支援員（生活困窮）の間で綿密な連携を取るのが困難なため。
交通費の扱いが生活困窮者と被保護者とでは違うため。
生活困窮者就労準備支援事業を県に委託をしているため。
生活困窮者就労準備支援事業との一体的実施は行っていないが、本市の労働企画室が実施している、求職中の方と中小企業とのマッチングの機会を提供する事業と一体的に実施をしている。
被保護者就労支援事業と一体的実施をしているため。
一体的実施を検討している。

（２）被保護者就労準備支援事業、生活困窮者就労準備支援事業との連携にあたって、現在抱えている課題があれば教えてください（複数回答可）。

	度数	%	n
⑥ 特に課題は感じていない	22	52.4	
① それぞれの支援プログラムや情報を共有できないので効果的な支援が難しい	11	26.2	
④ 適切な人員配置が難しい	6	14.3	
② 被保護者と生活困窮者の支援内容にバラつきがある（具体的に）	5	11.9	
⑤ 困窮から生活保護、生活保護から困窮へ対象者が移行したときに支援の隙間ができる	3	7.1	
⑦ その他（具体的に）	3	7.1	
③ 多様な経験を持つ支援対象者どうしの関係から生まれる相乗効果を 得にくい	2	4.8	
合計	52	123.8	42

②支援内容のバラつき（具体的に）

スピード感。
対象者が異なり、支援における視点が異なるため。
被保護者は、就労開始に重点を置き支援している。

本市における被保護者就労準備支援事業は、就労意欲喚起事業として実施をしており、困窮者で行っている就労準備支援事業に比べて就労準備性の整った方が対象となっている。また、生活困窮者は就労しないと生活が立ち行かなくなるが、被保護者は最低生活が保障されており、就労しなくとも生活が可能であるという意識の差も生じるため、支援内容にはバラつきが生じるものとする。

⑦その他（具体的に）

支援対象者が少なく連携のメリットが感じられない。
 補助制度が被保護者と生活困窮者とで一体的な運用ができない。
 就労準備支援は社会的な関係性の構築を支援することが目的であり、就労支援は本人の適性をもとに就労を支援するものならば、その中間を担う中間就労（獲得した対人スキル・集団行動をもとに、一定の作業を通じて目的を行動に移す「見通し」を持つための支援）が必要と感じている。

（３）今後の就労準備支援事業の実施についての考えを教えてください。

	度数	%
② 一体的実施は検討していない（理由）	38	92.7
① 一体的実施を検討している	3	7.3
合計	41	100

②検討していない理由

【現状に課題を感じていない】
現在の支援体制において、特に課題は感じていないため。（同意見 6 件）
一体化することによるメリットを感じない。（同意見 2 件）
【対象者の違い】
被保護者は精神面や体調等の就労阻害要因や家賃等の滞納等の生活破綻が生活困窮者より複雑であり、支援対象者の状態像が異なるため。（同意見 3 件）
現状、対象者や目的が違うため
能力活用義務の有無により、同じ支援を受けた場合、おのずと義務のない人に支援内容が寄ることが危惧されるため。
被保護者については事務所内での CW との連携による事業実施が適当。
【担当部署間の調整】
生活保護と生活困窮者支援の担当課が異なるため。（同意見 3 件）
直営と委託であるため。
委託先も別であり、それぞれの対象者について情報共有していない。
【委託先の不在】
委託を前提に検討したいが、適切な委託先が見つからないため。

【予算確保】
小規模な市や町村部を所管する都道府県においては、年度によって対象者がいないケースが生じるため、現行の補助制度においては予算確保が困難である。
【その他】
現時点では検討していないが、今後検討する余地があると考えている。
出先機関のため一体的に実施する決定権がない
令和3年度より一体的実施を取りやめた。

(4) 上記で、①一体実施を検討していると回答された場合、検討されている一体実施の方法について教えてください（自由記述）。

支援プログラムや情報の共有ができる体制を構築する。
就労支援のノウハウや臨床心理士など専門性を必要とする就労支援については、生活困窮者就労準備支援事業委託に被保護者に係る部分を包含させ、一体的実施を検討している。

III-D 生活困窮者就労準備支援事業のみを実施している場合

(1) 今後の被保護者就労準備支援事業の実施についての考えを教えてください。

	度数	%
③ 実施は検討していない	105	86.1
① 生活困窮者就労準備支援事業との一体的実施を検討している	13	10.7
② 生活困窮者就労準備支援事業とは別の実施を検討している（理由）	4	3.3
合計	122	100.0

②別の実施を検討している理由

生活困窮者就労準備支援事業の委託先の受入れ調整ができていないため。生活困窮者就労準備支援事業の委託先の受入れ調整ができれば、一体的実施を検討する。
対象者が少ないため。

(2) 上記で、①一体実施を検討していると回答された場合、検討されている一体実施の実施方法について教えてください（自由記述）。

【同一のプログラムに参加】
現在実施している就労準備支援事業の就労訓練に被保護者も参加できるような体制をつくりたいと考えている。（同意見2件）
【同一の事業者へ委託】
生活困窮者就労準備支援事業と被保護者就労準備支援事業を同一事業者へ委託し、一体実施をする。（同意見3件）

■今後検討

実施方法については検討中。

実施方法の検討まで至っていない。

IV 家計改善支援事業における一体的事業

IV-A 事業実施の状況

(1) 自治体による被保護者家計改善支援事業と生活困窮者家計改善支援事業の一体的実施の状況についてお聞きします。

・被保護者家計改善支援事業

実施形態

	度数	%
④ 未実施	410	83.0
② 委託	60	12.1
① 直営	24	4.9
③ 直営+委託	0	0.0
合計	494	100.0

法人格

	度数	%
② 社会福祉協議会	28	46.7
⑧ その他	10	16.7
⑦ 生協等協同組合	8	13.3
⑤ 株式会社等	5	8.3
⑥ NPO 法人	4	6.7
④ 社団法人・財団法人	3	5.0
① 社会福祉法人（社協以外）	2	3.3
③ 医療法人	0	0.0
合計	60	100.0

・生活困窮者家計改善支援事業

実施形態

	度数	%
② 委託	316	63.3
④ 未実施	116	23.2
① 直営	61	12.2
③ 直営+委託	6	1.2
合計	499	100.0

法人格

	度数	%
② 社会福祉協議会	189	58.9
⑥ NPO 法人	28	8.7
① 社会福祉法人（社協以外）	27	8.4
⑧ その他	26	8.1
⑦ 生協等協同組合	23	7.2
④ 社団法人・財団法人	16	5.0
⑤ 株式会社等	12	3.7
③ 医療法人	0	0.0
合計	321	100.0

（２）生活困窮者家計改善支援事業を実施している場合、その対象者・世帯の状況を教えてください（複数回答可）。

	度数	%	n
⑨ 多重債務を抱え、返済が困難になっている者	312	82.5	
① 過去に家賃や水道光熱費、税金などを滞納したことがある世帯	308	81.5	
⑩ 収入の多寡に関わらず家計の問題があり、借金に頼らざるを得ない 又は支払いに滞りがある者	287	75.9	
⑤ 貯蓄に関する意識が比較的低いと考えられる世帯	269	71.2	
③ 債務整理を法律専門家に依頼している世帯	224	59.3	
④ 就労収入が毎月一定でない世帯	217	57.4	
② 学校納付金、給食費、保育料などを滞納したことがある世帯	190	50.3	
⑧ 世帯状況の変化により、家計の状態も大きく変化した場合	187	49.5	
⑥ かつて生活保護を受けていたことがある世帯	168	44.4	
⑦ 他制度の家計改善事業や金銭管理支援を受けていた方	91	24.1	
⑪ その他（具体的に）	43	11.4	
合計	2296	607.4	378

⑪その他（具体的に）

【家計改善を希望する者・世帯】
家計管理に難を抱いており、本事業の利用を希望する者。（同意見 5 件）
【家計改善が必要と判断された者・世帯】
相談支援員が必要と判断し、本人の同意が得られた者。（同意見 7 件）
特定の基準は設けていないが、家計改善支援事業を導入することで対象者の生活状況の改善が見込まれる場合に、事業を実施している。
【家計管理が困難な者】

収支の把握が十分にできず家計管理が困難な者。(同意見 3 件)
家計に課題を抱える者全般。
債務、滞納等含み、家計の収支全般に課題のある者。
【高齢世帯など】
そもそも年金額が少なく、就労が困難となって減収になった高齢者。(同意見 3 件)
複合的な問題のある世帯(医療費の負担大、8050 問題で同居の子が就労していない)。
8050 で高齢の親が他界した後の家計相談。
【障害、病気など】
障害や疾病により家計管理が上手くできない世帯。(同意見 3 件)
精神疾患を抱えている方。借金や金銭の管理についての知識がなく、理解する力が乏しい方。
定期的な医療受診が必要な世帯。
【家族内の DV など】
家族による搾取、障害、ネグレクト、DV 等。
夫や妻による経済的虐待の場合。
【生活福祉資金等の利用者】
緊急小口資金等の貸付けを利用したい世帯など。
社協の貸付けを受ける者(新型コロナ特例貸付を除く)。
生活福祉資金、生活困窮者自立支援金を受給している方。
【生活保護に至らない世帯】
最低生活費を下回る収入水準だが、生活保護制度に否定的な世帯。
生活保護の申請を行ったが、保護に至らなかった世帯。
【その他】
過去に破産歴がある。
貧困ビジネスの被害者と思われる者。
新型コロナの影響により収入が減少等した世帯。
日常生活自立支援事業の対象者だが、通帳の管理を第三者にゆだねることを拒否している者。
【実績がない】
まだ事業の利用実績がない。(同意見 3 件)
事業は実施しているが、対象者はいない。(同意見 2 件)

(3) 被保護者家計改善支援事業を実施している場合、その対象者・世帯の状況を教えてください（複数回答可）。

	度数	%	n
① 過去に家賃や水道光熱費、税金などを滞納したことがある世帯	59	67.0	
⑨ 多重債務を抱え、返済が困難になっている者	50	56.8	
⑩ 収入の多寡に関わらず家計の問題があり、借金に頼らざるを得ない 又は支払いに滞りがある者	49	55.7	
⑤ 貯蓄に関する意識が比較的低いと考えられる世帯	47	53.4	
③ 債務整理を法律専門家に依頼している世帯	39	44.3	
② 学校納付金、給食費、保育料などを滞納したことがある世帯	36	40.9	
④ 就労収入が毎月一定でない世帯	25	28.4	
⑧ 世帯状況の変化により、家計の状態も大きく変化した場合	25	28.4	
⑥ かつて生活保護を受けていたことがあり、再度保護に至った世帯	23	26.1	
⑦ 他制度の家計改善事業や金銭管理支援を受けていた方	22	25.0	
⑪ その他（具体的に）	22	25.0	
合計	397	451.1	88

⑪その他（具体的に）

【子どもの進学が課題】
大学等への進学を検討している高校生等のいる世帯に対する進学に向けた費用についての相談や助言、各種奨学金制度の案内等を行う必要がある世帯。（同意見 6 件）
【家計管理が困難】
債務、滞納等含み、家計の収支全般に課題のある世帯。（同意見 2 件）
障害や疾病により家計管理が上手くできない世帯。（同意見 2 件）
特に対象者に決まりはなく、家計の管理ができていない世帯で、本人も支援を希望している場合は対象になる。
【支援が必要】
診断会議等により支援が必要とみとめられた者。（同意見 2 件）
相続放棄など、諸手続きに支援が必要な世帯。
社会保障給付の可能性のある世帯。
就労不能の方。
【自立が見込まれる】
収入増加により自立が見込まれる世帯。
就労等により近い将来自立が見込まれる者及び進学により自立が見込まれる世帯に属する者。
【実績がない】
まだ事業の利用実績がない。（同意見 3 件）
未実施…必要に応じて福祉事務所が助言。

(4) 被保護者家計改善支援事業と生活困窮者家計改善支援事業を一体的に実施していますか。

	度数	%
④ 生活困窮者家計改善支援事業のみ実施している	294	59.2
⑤ いずれも実施していない	115	23.1
① 一体的に実施している	72	14.5
② 一体的に実施していない	16	3.2
③ 被保護者家計改善支援事業のみ実施している	0	0.0
合計	497	100.0

IV-B 被保護者家計改善支援事業と生活困窮者家計改善支援事業を一体的に実施している場合

(1) 一体的実施の内容を教えてください（複数回答可）。

	度数	%	n
② 同一の事業者に委託している	52	72.2	
③ 同一の家計改善支援員が支援している	31	43.1	
① 両事業を直営で一体的に実施している	18	25.0	
⑤ 同じ窓口で相談を受け付けている	15	20.8	
④ それぞれの担当者が連携しノウハウ共有している	7	9.7	
⑥ その他（具体的に）	1	1.4	
合計	124	172.2	72

⑥その他（具体的に）

生活困窮者家計改善支援事業で事業者に委託し、被保護者も利用可能とすることで、実質的に一体的実施と変わらない体制としている。

(2) 一体的実施による効果について教えてください（複数回答可）。

	度数	%	n
① 共通の支援ツール・支援手法などを活用することにより効果的な支援をおこなうことができる	51	70.8	
② 事務作業・手続きが効率化される	40	55.6	
④ 予算を効率的に活用できる	30	41.7	
③ 適切な人員配置が可能となる	26	36.1	
⑥ その他（具体的に）	4	5.6	
⑤ 特に効果は感じていない	1	1.4	
合計	152	211.1	72

⑥その他（具体的に）

生活保護から生活困窮に移行しても（その逆も）、切れ目なく支援を継続することができる。
（同意見 4 件）

（3）一体的実施を進める上での課題について教えてください（複数回答可）。

	度数	%	n
④ 特に課題は感じていない	41	57.7	
① 支援対象者の状態像が異なるため、支援方法に工夫が必要である	19	26.8	
③ 制度が異なるため、契約書や報告書の作成などの事務作業が手間である	8	11.3	
⑤ その他（具体的に）	5	7.0	
② 自治体の担当部署が異なるため、支援調整や連絡・報告などの業務が手間である	3	4.2	
合計	76	107.0	71

⑤その他（具体的に）

より連携を密にして、件数を増やすことが課題。
 支援対象者については、参加同意を原則としているため、生困、生保共に参加者が少ない。
 支援対象者が増加傾向にあるため支援員の人員を増やすか検討中。
 人員体制上、被保護者家計改善事業に多くのケースをつなぐことができない。
 家計改善支援員が双方の制度の知識など専門性が問われる。

（4）支援対象者の状態像に違いはありますか。

	度数	%
② なし	49	70.0
① ある	21	30.0
合計	70	100.0

（5）上記で①と回答された場合、具体的にどのような違い対象者に違いがあるか教えてください。

【生活保護費の有無（収入の安定）】
 生活保護受給者は、毎月最低生活費が入ることから収入は安定し、収支の安定は図りやすい。生活困窮者は、生活保護受給者と比較すると毎月安定して収入がない場合もあり、預貯金や総合支援資金貸付を受けている場合があり、収支の安定が図りにくい。（同意見 4 件）
 最低限度の生活が保障されているかどうか。
 被保護者の場合、収入が固定、困窮者の場合は収入支出とも調整可能。

【資産の有無】

<p>被保護者の場合、家計管理に関しては限られた保護費の中で生活設計を果たす必要があり、親族等からの援助も期待できない中での限定的な支援に至りやすい。生活困窮者においては預貯金等資産の有効活用が図られる場合があり、保有している所持金等資産の有無が影響する一面も伺える。</p>
<p>生活困窮者は土地・保険などを保有しているケースもあり、収入・資産が一定あるなどバリエーションが様々である。そのため、FPなどの専門的な支援が必要なケースが多い。被保護者は一定の収入が確保される中で、家計管理が難しいため、家計改善に取り組む動機づけをするのが難しいケースが多い。</p>
<p>【課題・支援内容の違い】</p>
<p>生活困窮者は、多重債務による任意整理、自己破産についての支援が多いが、被保護者は計画性のない保護費の利用に対する助言が多い。</p>
<p>生活困窮者は収入減少から相談に至るケースが多い傾向にある。被保護者は債務整理が多い傾向にある。</p>
<p>債務整理の場合、被保護者は新たな借金や返済ができないため、借換えや任意再生を選択できない。</p>
<p>生活困窮者の場合、就労による社会生活の中での支出管理が難しい。また、毎月の収入が安定していない場合に債務や滞納を抱えていると、計画的な返済などが難しくなっている。</p>
<p>生活保護受給者は保護基準内でのやりくりが基本となる一方、生活困窮者は様々。</p>
<p>被保護世帯の場合、毎月の収入が把握でき一定の指導もできるが、困窮者相談では本人への動機付けが難しい。</p>
<p>被保護者は、より金銭管理の必要性が高いケースが多い。</p>
<p>被保護者は、福祉事務所が支援を必要と認めた、生活保護受給世帯に属する大学等への進学を検討している高校生及びその保護者等。生活困窮者は、自立相談支援機関が支援を必要と認めた、家計管理に課題がある者。</p>
<p>被保護世帯は子どもがいる世帯を対象としている。</p>
<p>【本人の意欲・態度・能力】</p>
<p>生活困窮者家計改善支援事業の利用者は、自身で何らかの機関へ相談し支援に繋がっているが、被保護者家計改善支援事業の利用者は自ら相談に至ったケースはほぼ無いことが両者の大きな違いと考える。本人の自発的な行動か否かによって、単発の関りになってしまうなど支援の継続が難しい場合があり、相談そのものに至らないケースも多い。</p>
<p>被保護者は暴力的な発言や態度が見られる。保護費が足りない、何もしてくれ無い等の発言。</p>
<p>能力に大きな違いがある。</p>

(6) 一体的実施を効果的に進めるために工夫している点、好事例と思われるものがあれば、教えてくださいまた、今後取り組んでいこうと考えているものがあれば教えてください。

<工夫している点>
【情報共有・連携強化】
CW や相談員に事業を理解してもらうため、各会議（支援調整会議など）に、家計改善支援員も参加してもらい、家計への助言や対象世帯の掘り起こしを行う。
他機関との情報共有や密な連携を大事にしている。
自治体担当部署との定期的な連絡会において支援検討
同一事業者に委託することで継続性・連続性が優位であり、事業者内の担当者の連携も図りやすい。
【支援内容】
経済的によりひっ迫している生活困窮世帯を多く支援しているが、生活保護世帯に関しては、就学児童のいる大学進学を目的とする家庭を優先的に支援することにより、必要な家庭に支援が行き届くよう工夫している。
生活保護受給世帯として支援を受けて大学進学した者が世帯分離された後、生活困窮者として、継続して支援を受けられる旨を案内している。
現状、節約に関する目標設定と達成を念頭に支援しているが、最終的には支援対象者自身が、家計簿を作成出来るようになるまで支援していきたい。
被保護者の家計改善支援事業と生活困窮者向けの家計改善支援事業で使用する家計表は同一のリストを使用。支出に関して時系列で数字を追うことが出来るため。
【生保・生困間の移行、継続支援】
生活困窮者から被保護者へ、または被保護者から生活困窮者へと、状態の変化があった場合でも継続した支援が可能となっており、対象者にとっても精神的負担が少なくなっていると感じる。 (同意見3件)
生活困窮担当部門で家計改善支援を実施していたケースが要保護となってからも、同一担当者から引き続き支援を受けることができた。一方、生活保護を廃止した世帯に対し、家計改善支援を引き続き行うことで、安定した家計維持が出来た。
被保護者が生活保護から生活困窮者自立支援へ移行し、家計改善支援はそのまま利用したことで、滞納が解消し、一定生活維持可能となった。
<今後の取り組み>
生活保護受給者のうち、進学による自立が見込まれる方について、適切に支援できれば貧困の連鎖を防ぐ一助になりうると思うので、周知を取り組んでいきたい。

IV-C 被保護者家計改善支援事業と生活困窮者家計改善支援事業を一体的に実施していない場合

(1) 「一体的に実施していない」とした理由を教えてください（複数回答可）。

	度数	%	n
① 支援対象者の状態像が異なることから、一体的に実施することが難しい（具体的に）	9	56.3	
⑦ その他（具体的に）	4	25.0	
③ 事業報告などの仕様が異なり、予算措置の仕組みが異なることから、連携することに 事務処理上のメリットが感じられない	3	18.8	
⑤ 一体的に事業を担える実施者（直営の行政部門または委託事業者）がない	2	12.5	
⑥ 生活困窮者自立支援事業の開始前から被保護者を対象に自立支援プログラムで同様 の事業を実施していたため、現在もそのまま別々に実施している	2	12.5	
② 担当部署が異なり事務調整が困難であることから、それぞれの考えで実施している	1	6.3	
④ 支援対象者数が多いため、別々に実施した方が効果的・効率的である	1	6.3	
合計	22	137.5	16

①支援対象者の状態像（具体的に）

被保護者家計改善支援事業の場合、希望する進路の実現を支援することを目的としているため、生活困窮者家計改善支援事業と相談内容や目的が相違する。

困窮の状態像が異なる。

収入の確保の方法が異なるため。

⑦その他（自由記述）

一体的実施ができなかった。

個別支援のため。

生活困窮者家計改善支援事業未実施（令和4年度開始予定）

被保護者家計改善支援事業（R3年度から開始）の開始前から生活困窮者を対象に生活困窮者家計改善支援事業を実施していたため、別々に実施している。

(2) 被保護者家計改善支援事業と生活困窮者家計改善支援事業との連携にあたって、現在抱えている課題があれば教えてください（複数回答可）。

	度数	%	n
⑥ 特に課題は感じていない	6	37.5	
② 被保護者と生活困窮者の支援内容にバラつきがある	4	25.0	
⑤ 困窮から生活保護、生活保護から困窮へ対象者が移行したときに支援の隙間ができる	3	18.8	
① それぞれの支援プログラムや情報を共有できないので効果的な支援が難しい	2	12.5	
④ 適切な人員配置が難しい	1	6.3	
⑦ その他（具体的に）	1	6.3	
③ 多様な経験を持つ支援対象者どうしの関係から生まれる相乗効果を得にくい	0	0.0	
合計	17	106.3	16

⑦その他（具体的に）

生活困窮者家計改善事業は今年度より開始したばかりなのでまだ、具体的課題が分からない。

(3) 上記で②と回答された場合、具体的にどのような違いがあるか教えてください。

家計改善を自ら望むケースが少なく、他機関、ケースワーカーからの誘導による。自身の家計に改善が必要と思ってもらうことが難しい。金銭の預かりが出来なく、強制力がないため依存症等の対応では力を発揮できない。

最低生活費状態にある被保護者の生活状況と、最低生活費状態にまでは至っておらず生活再建の可能性が高い生活困窮者とでは自ずと支援内容に違いが生じてくる。

(4) 今後の家計改善支援事業の実施についての考えを教えてください。

	度数	%
② 一体的実施は検討していない（理由）	12	75.0
① 一体的実施を検討している	4	25.0
合計	16	100

②検討していない理由

支援対象者や目的が相違しているため。

対象者の状態像が異なるため。

現状、事業実施に問題ないため。今後、検討する必要がある。

今年度より生活困窮者家計改善支援事業が開始したばかりなので。

出先機関のため一体的に実施する決定権がない

被保護者家計改善事業の実施予定がないため。

(5) 上記で、①一体実施を検討していると回答された場合、検討されている一体実施の方法について教えてください。

社会福祉協議会へ被保護者及び生活困窮者家計改善支援事業の一体実施を検討している。令和4年度実施予定。

1名の自立相談支援員が家計改善支援員を兼務するため、相談の中で家計改善支援を同時に進めることができる。

支援策等の情報は共有している。セミナー的な講座の開催を検討。

IV-D 生活困窮者家計改善支援事業のみ実施している場合

(1) 被保護者家計改善支援事業を実施していない理由を教えてください(複数回答可)。

	度数	%	n
② ケースワーカーが同様の支援をおこなっている	144	49.1	
④ 被保護者は生活保護費を受給しているため、生活困窮者に対する支援とは内容が異なる	118	40.3	
① 家計改善支援の対象となる被保護者が少ない	60	20.5	
⑤ その他(具体的に)	51	17.4	
③ 生活保護で収入が安定しているため家計に問題があることは少ない	25	8.5	
合計	398	135.8	293

⑤その他(具体的に)

【自立支援プログラムで対応】
被保護者を対象に自立支援プログラムで金銭管理等支援事業を実施している。(同意見4件)
【社協の日常生活自立支援事業等を利用】
金銭管理等に問題がある場合は、社会福祉協議会の実施する金銭管理支援事業(日常生活自立支援事業)や成年後見を利用している。(同意見14件)
【他の機関・支援員・プログラム等で対応】
就労準備支援事業にて実施の支援プログラムにて対応。
被保護者を対象とした家計相談のできる支援員を配置している。
自立相談支援事業と一体で行っているため
ケースワーカーが一般的な範囲で指導を行っている。
【委託事業者・実施者の不在】
これまで委託先が生活保護受給者を対象とした家計改善支援事業を派遣職員の関係で実施していなかった。

生活困窮と共にと考えているが事業を担える実施者がいない。
【人員・予算上の課題】
家計改善に割ける人的・予算的な余裕がない。（同意見 9 件）
家計改善支援より金銭管理支援が必要と感じ、予算措置を図っているため、財政的に実施が難しい。
小規模な市や町村部を所管する都道府県においては、年度によって対象者がいないケースが生じるため、予算確保が困難である。
対象となるであろう被保護者が多すぎるため、現在の委託内容から想定すると莫大な予算が必要となる。
補助金のメニューが異なり、同一の支援員が実施する際の経費按分が面倒。
【他の事業を優先】
家計改善支援より先に、就労支援や就労準備支援を行う必要があると考えているため。
【必要性を感じない】
生活困窮世帯と比較すると、必要性が低いため。
対象者に対する強制力が無ければ実施は困難。
【その他】
将来的に実施を検討中。
本市では、令和元年 10 月より、自立相談支援機関（委託）にて生活困窮者家計改善支援事業を一体的に実施している。被保護者家計改善支援事業についても一体的に実施する旨仕様書に記載しており、生活困窮者家計改善支援事業開始後、被保護者家計改善支援事業のモデル事業を開始する予定であったが、新型コロナウイルス感染症拡大の影響で生活困窮者からの相談者数が激増・高止まりしているため、一時中断となっている。

（２）今後の被保護者家計改善支援事業の実施についての考えを教えてください。

	度数	%
③ 実施は検討していない	267	93.0
① 生活困窮者家計改善支援事業との一体的実施を検討している	17	5.9
② 生活困窮者家計改善支援事業とは別の実施を検討している（理由）	3	1.0
合計	287	100.0

②別の実施を検討している理由

現在事業の導入について検討している段階であり、実施方法までは検討していないため。
担当部署が異なるから。

(3) 上記で、①一体実施を検討していると回答された場合、検討されている一体実施の実施方法について教えてください。

【委託で実施】
生活困窮者家計改善支援事業と同一の事業者に委託する。(同意見7件)
委託事業で生活保護受給者の相談支援を実施することは可能と考える。今後該当者があれば、相談支援につなげたい。
委託先が生活保護受給者を対象にした家計改善支援事業の実施を検討し出したので、併せて委託する形で実施を検討したい。
【同一の支援員が実施】
生活困窮者家計改善支援事業と同一の支援員が被保護者家計改善支援事業を実施する。
現在実施している家計改善支援事業で、被保護者にも家計再生プランを作成しCWと相談員と一緒に助言指導を行える体制を検討している。
生活困窮者家計改善支援事業において、被保護者の家計改善支援についても実施できることを検討。
【その他】
生活保護から自立した際も切れ目なく支援を行うことができ、担当CWの負担軽減に繋がる。
税金の滞納などの世帯については、生活保護受給の有無に関係なく実施できるように検討したい。

V 金銭管理の支援に関するニーズ等

(1) 家計に課題を抱える者の中で、金銭管理の支援が必要な者はどの程度いますか。

	度数	%
② 相談者の半分未満	370	74.3
① 相談者の半分以上	124	24.9
③ 全くいない	4	0.8
合計	498	100.0

(2) 金銭管理の支援が必要な者の状態像の特徴にはどのようなことがありますか（多いものから順に最大3つまで選択）。

	度数	%	n
⑤ 支払いの滞納がある	434	87.5	
④ 多重債務・過剰債務がある	326	65.7	
① 依存症（ギャンブル、アルコール等）	317	63.9	
⑦ その他（具体的に）	102	20.6	
③ 特定の他者と共依存の状態にある	46	9.3	
⑥ ひきこもり	30	6.0	
② DV、虐待の問題を抱えている	14	2.8	
合計	1269	255.8	496

⑦その他（自由記述）

【家計管理能力の欠如】
計画的な金銭の使用が困難。（同意見 15 件）
金銭管理能力が低い。（同意見 14 件）
生計の状況を適切に把握することに欠け、保護費の支給日までに所持金を使い果たしてしまう。
節約する概念をそもそも持っていない（そのような環境で育ってきていない）。
経済観念が弱く浪費や無計画支出で生活費の不足が生じる。
年金が偶数月に支給されるため当月に消費してしまうこと。
現金、通帳管理に不安が強い方。
【高齢者・認知症】
高齢のため、認知機能が低下している。（同意見 19 件）
高齢者。（同意見 4 件）
一人世帯の高齢者の入院患者。（同意見 2 件）
高齢のため、施設や病院が管理を行っている。
高齢者で近隣に支援してくれる親族がいない方。

【障害者、精神疾患等】
障害等による金銭管理能力の不足。（同意見 20 件）
精神疾患を抱えている方。（同意見 11 件）
【病気・入院等】
病気の方、長期入院者。（同意見 5 件）
介護施設等入所者。（同意見 3 件）
【その他】
職を転々としている者。
親族による搾取。

（3）金銭管理の支援が必要な者の状態像の背景要因としてどのようなことがありますか（多い者から順に最大3つまで選択）。

	度数	%	n
② 精神障害又はその疑いがある（意思決定は可能）	376	76.4	
① 知的障害又はその疑いがある（意思決定は可能）	341	69.3	
④ 認知症又はその疑いがある（意思決定は可能）	299	60.8	
③ 発達障害又はその疑いがある（意思決定は可能）	220	44.7	
⑤ 病気・ケガを患っている	55	11.2	
⑥ その他（具体的に）	40	8.1	
合計	1331	270.5	492

⑥その他（具体的に）

【浪費癖】
金銭の浪費癖がある。（同意見 10 件）
【性格・意識の問題】
お金にルーズな性格である。（同意見 4 件）
本人の性格、過去の家庭環境・生活状況。
具体的な背景要因はなく、金銭管理のみ支援が必要な者が多い。
被保護となる以前の金銭感覚で生活している。改められない。
現状を改善する意識の欠如。
【身寄りがない方】
身寄りが全くない方。（同意見 2 件）
意思決定が不可能な高齢者。（同意見 2 件）
【生育環境】
生活歴の中で、自身で金銭管理をする経験に乏しい方。（同意見 3 件）
家族との関係性によるもの。
【依存症】

アルコール、タバコ等依存症による金銭の消費。
依存状態で自分の欲望をコントロールできない。
【その他】
申告が無い借金等がある場合。
足腰が弱く金融機関に行けない等、身体的要因。（同意見2件）

(4) 金銭管理が必要な者に対しどのように対応していますか（複数回答可）。

	度数	%	n
① 成年後見制度に繋いだ	324	65.5	
② 日常生活自立支援事業に繋いだ	304	61.4	
⑤ 他制度等に繋ぐことができず、福祉事務所又はケースワーカーにより対応せざるをえなかった	179	36.2	
⑦ その他（具体的に）	109	22.0	
③ 自立支援プログラムにおける金銭管理事業で対応した	81	16.4	
⑥ 他制度等に繋ぐことができず、適切な支援を行うことができなかった	65	13.1	
④ 被保護者家計改善支援事業で対応した	48	9.7	
合計	1110	224.2	495

⑦その他（具体的に）

【社会福祉協議会につなぐ】 ※②と社協の金銭管理が結びついていない？
社会福祉協議会による金銭管理支援事業につないだ。（同意見41件）
社会福祉協議会の地域福祉権利擁護事業につないだ。（同意見16件）
社協のフードバンク等の利用を促した。
【親族に依頼】
親族へ金銭管理の協力を依頼した。（同意見18件）
【生活困窮者自立支援事業で対応】
生活困窮者については、自立相談支援事業の中で支援を行っている。（同意見6件）
生活困窮者家計改善支援事業で対応した。（同意見6件）
【他機関・制度につなぐ】
施設入所者で入所施設側が金銭管理を実施。（同意見6件）
民間事業者のサービスを利用。（同意見5件）
病院に依頼した。（同意見2件）
消費者相談窓口につないだ。
個別事例に合わせ、依存症治療や無料法律相談などへ繋ぐ。
地域包括支援センターにつないだ。
補助人・保佐人制度へつないだ。

本市事業である「家計相談支援事業」に繋いだ。
生活支援員による金銭管理を案内する。
他制度（金銭管理サービス）を利用
【ケースワーカーが対応】
ケースワークにより各人の状態にあった支援を実施。（同意見 4 件）
家計簿等を使用した金銭管理指導。
医療機関への受診を促し、当面はケースワーカーにより対応した。
【その他】
対象者が支援に同意しないため、改善できない事例が多い。（同意見 2 件）
被保護者に他制度を利用したい希望がない。

(5) 生活困窮者への金銭管理と、被保護者への金銭管理で違いはありますか。

	度数	%
② なし	342	70.5
① ある	143	29.5
合計	485	100.0

(6) 上記で①と回答された場合、具体的にどのような違いがあるか教えてください。

【指導権限の有無】
生活保護法には法第 60 条による生活上の義務があり、生活の維持、向上の達成が見られないと時には法第 27 条に基づく指導及び指示がなされる場合があることが大きな違いであると考えます。（同意見 11 件）
自立に向けた支援は同じだが、被保護者には、指導方針に基づく指示であり、金銭の報告によっては生活保護法 63 条 78 条の適用も行う。生活困窮者は家計管理に関する助言である。性質が異なるため、支援の質も異なるものと思われる。（同意見 4 件）
被保護者は指導できるが、生活困窮者は指導できない。自分の気づきを促さなければいけないが、生活困窮者も被保護者と育ってきた環境に類似点があり、気づきを促そうとしても無理な場合が多い。（同意見 3 件）
被保護者は担当ケースワーカーが家計の状況を細かく把握しており、改善が必要な方へは強い指導ができるが、生活困窮者の家計改善については、改善に向けた支援に留まっている。（同意見 2 件）
被保護者は保護費の支給があるため、保護費を窓口払する時に定期的に支援・指導する機会を作ることが出来る。
【保護費（安定収入）の有無】
被保護者は毎月生活保護費が支給されるため、その保護費の管理の支援を行っている。生活困窮者の支援は収入・貯金等の有無が人によって違うため、支援もその状況に合わせる必要がある。（同意見 24 件）

生活困窮者：自らの収入のみ。被保護者：自らの収入と保護費。
制度の違いから、扶助があり取り合えず生活に一定程度の安定性があるも、義務や指導が伴う被保護者と扶助が伴わず、まずは生活の安定を優先する必要がある生活困窮者では、当初の支援の優先順位が異なるように思いますので、アプローチ等には、違いがあるのではないのでしょうか。
家賃や移送に係る経費などについて被保護者は厳格にチェックする。
生活困窮世帯では世帯としての収入は十分にあっても支出が多く毎月マイナスの状態の世帯も多い。また住宅ローンの返済、クレジットの返済等の相談もあり、この点でも生活保護世帯とは異なる。
被保護者は定期的に生活保護費が振り込まれるため、金銭収入が不規則なケースが多い生活困窮者と比較して、金銭管理に対する意識が低いと感じる。
被保護者の場合は、月々の収入の変動幅が小さいため、ある程度決まった生活費内でやり繰りする必要がある。被保護者は最低生活費内でのやり繰りとなり、生活保護法による一時扶助の対象外となるような突発的な支出に備えるような貯蓄が難しい。
【利用できる制度・社会資源】
社協等の日常生活自立支援事業による金銭管理は、生活保護受給者は手数料免除になるが、生活困窮者の場合は一般扱いとなり手数料が発生する。（同意見2件）
債務整理のため弁護士等に繋がった場合、生活保護受給者であれば法テラスの扶助制度で相談料が免除になるが、生活困窮者の場合、収入が一定以上ある場合は法テラスの扶助制度が対象にならず相談料が発生する。
ローン・貸付を借りることを可としているかどうか。
NPO 法人などに管理を依頼する場合、被保護者の場合は被保護者価格が存在し契約が可能だが、生活困窮者は被保護者価格にはならないため利用が難しい。
被保護者の場合、医療費等については滞納の問題が起これない。
生活困窮では、直接金銭管理は行っておらず、他制度（社会福祉協議会の金銭管理）を案内している。
生活困窮者については、権利擁護センターや日常生活自立支援事業等の制度の並びで実施できるが、被保護者については、ケースワーカーの関わりとの関係で積極的な支援を期待できない場合がある。
被保護者は、保護受給中の債務返済は止められるが、生活困窮者は止められない。被保護者は収入にほぼ変動が無い。
インフォーマルな支援を得られる他者（身内や知人）の多寡。
【金銭管理の導入】
生活困窮者への金銭管理は、困窮者自身が金銭管理を希望しなければ行わないが、被保護者への金銭管理は、福祉事務所の判断により行う。（同意見2件）
収入明細書やレシート等の提出について、被保護者は比較的応じてくれるが、生活困窮者は抵抗を感じる傾向にある。（同意見2件）

<p>被保護者の場合は保護費の適正管理を目的に委託事業者による金銭管理支援を導入しやすい状況にあるが、生活困窮者の場合は預貯金等資産の管理において日常生活自立支援事業や成年後見制度に委ねる方策等に限定されており、効果的な管理には至らない面がある。</p>
<p>生活困窮者は就労されている方が多く、自身で金銭管理ができると自負されているため、家計支援の介入はなかなか困難で、支援制度の理解を得るのに時間を要する。</p>
<p>被保護者の課題としては、家計規模が最低生活費の範囲なので家計の見直しなどの家計改善の取り組みというよりも、いわゆる浪費防止のための金銭管理の支援の需要が高い。生活困窮者は、収入に極端な波があることや借金の返済、最低生活費を下回る収入であっても生活保護を拒む等の様々な課題があり、金銭管理支援に同意を得られないケースがある。</p>
<p>生活困窮者は、収入が不安定な者も多く、不安定な収入の中で、生活費や家賃などをやり繰りして支払うことになるため、家計改善の受け入れが良かったり、増収に向けての就労支援に積極的であったりする。一方、被保護者は毎月一定の収入（生活保護費）が得られることから、家計改善への受け入れが弱く、増収することで、生活保護費が減少するとのデメリットに着目し、増収に向けての取組みに消極的な傾向にある。（就労収入には勤労控除等のインセンティブがあるものの、働かなくても同程度の収入が得られるなら働かないほうがよいという意識になりやすい。）</p>
<p>【抱えている課題】</p>
<p>印象として、生活困窮者には債務超過の理由や債務整理が未実施のため、歳出超過になっている。生活保護受給者は、障がいその他の理由や依存などで金銭歳出と金銭歳入の帳尻が合わせられない場合や、年齢や介護状況によって、近隣ATM利用がむずかしい場合や支払先に出向くことが困難な場合がある。（同意見3件）</p>
<p>生活困窮者の対象は幅が広く、中には毎月安定した収入がある者も含まれるため、最低生活費の範囲内でやりくりをする必要がある被保護者とは、金銭管理について抱える課題は異なる部分が多いと思われる。（同意見2件）</p>
<p>最低生活費が保障されている被保護者では、その適切な使い道についての問題が主になるが、生活困窮者では負債や公共料金滞納など、より幅広い問題への対応が必要。</p>
<p>生活困窮者の場合は生活困窮者の金銭管理が出来ないことに支障が出現、最終的には本人が認識して相談や事業に参加するのに対し、被保護者の場合には比較的問題意識を持たずにケースワーカーや関係支援者が支援するような状況がある。</p>
<p>【支援内容】</p>
<p>生活困窮者への金銭管理は、家計改善支援や各種支援制度を提案し利用させることで対象者自身が適切な収支を行うよう促していく支援が主となるが、被保護者への金銭管理は、保護費の分割支給等、適切な収支となるように福祉事務所又はケースワーカーが直接働きかけて行うことがある。（同意見10件）</p>
<p>被保護者の金銭管理は、最低生活扶助費の適正使用の管理のみ。生活困窮者の金銭管理は、毎月の収入から支出まで、きめ細かく計画を作成したうえで、返済があれば、返済計画を立てるなど、違いがある。（同意見4件）</p>

<p>最低生活費状態にある被保護者の生活状況と、最低生活費状態にまでは至っておらず生活再建の可能性が高い生活困窮者とは自ずと支援内容に違いが生じてくる。(同意見3件)</p>
<p>生活保護受給者の場合には、金銭管理お金のやりくりについての支援が多い。生活困窮者の場合は、債務整理の問題や他方の活用などの支援が求められる場合が多い。(同意見3件)</p>
<p>生活困窮者の場合は伴走型支援により、家計を見直し、自身で管理できるよう支援している。被保護者の場合も原則、自身で管理できるよう助言している。</p>
<p>生活困窮者の支援は急を要するため、社協の貸付けと合わせて、速やかに実施する必要がある。</p>
<p>生活困窮者の生活状況は様々である一方で、被保護者は限られた保護費の中で家計を維持しなければならないことから、被保護者の方がより厳しく金銭管理をしなければならない点に違いがある。</p>
<p>生活困窮者への支援は、家計改善支援として家計の状況の適切な把握とその意欲を高める動機づけであるのに対し、被保護者への支援は直接金銭管理を行うものである。</p>
<p>生活困窮者の場合は、家計改善や債務整理を通し、生活保護に至らぬよう支援していることに対し、被保護者に対する金銭管理は、保護費の適正消費に主眼を置いているほか、生活困窮者への金銭管理は、ある程度判断能力を有する者を対象としているが、被保護者の場合は、認知症や知的障害など判断能力が乏しい者も対象としている点が違いと考える。</p>
<p>生活困窮者と比べて被保護者は、最低生活費内でのやり繰りが必要であるため、より支出を減らすための手段・スキルについて支援を行う必要がある。また、自立して生活する能力が欠けている場合も多く、より能力的側面からの支援も必要となる。</p>
<p>生活困窮者は生活保護にいたるまでの収入を増やすための支援や税・年金保険料等を支払うための家計支援が必要となるが、被保護者の場合は、税など免除されているものもあること、収入が増えてもその分保護費が減額となることから、一定の金額で生活を維持するための家計支援が必要となる。</p>
<p>生活困窮者への金銭管理においては、貸付や就労など収入を得るための支援や公租公課の支払いなどと延長線にあることから支援者や支援対象者が庁内他課や地域の関係機関とつながるきっかけとなりやすい。一方で、被保護者への金銭管理においては、生活保護基準の範囲内でのやり繰りが中心となることから、支援を通じて担当者や被保護者が庁内外の関係機関とつながる機会に乏しい。</p>
<p>【対象者の状態像】</p>
<p>生活困窮者は何らかの収入が元々あるから、支援プログラムである程度の矯正は可能だが、生活保護受給者は制度による半永久的な支援に甘んじて、定例の保護支給日までに計画的支出を怠り、ライフラインなどへの支払いが困難になっても、翌月分の保護費の前借りで凌ごうとする安直な考えを持っており、CWの指導助言に対する理解と努力に欠けている。</p>
<p>生活困窮者は自らの意思で金銭管理事業を活用し生計を立て直す能力的な余地があるが、被保護者は認知症や精神病、または身体的な要因で本人に金銭管理能力が無い者への支援が必要である。</p>
<p>被保護者への金銭管理は精神疾患を抱えた者への支援が多く、短期的な視野で金銭管理を行わなければ生活の困窮はもとより、回復困難な生活状況に陥りかねないといった特徴がある。</p>

生活スタイルが異なる。(困窮者：自主的、保護者：依存的)
被保護者は最低限度の生活が保障されているため、生活困窮者に比べて金品に対する意識が乏しい。
被保護者は生活費の多くを扶助費に依存しているため、金銭管理が出来ない理由を最低生活費が少なすぎる等の制度批判に終始するなど改善する意欲が低く、理解力も乏しい。
【家計の把握】
生活保護では収入状況を概ね職権により把握し本人へも確認できるが、生活困窮者自立支援制度では支援員が金銭面での支援が必要と思われるケースであっても調査権限は無く、収入実態は本人の申し出に頼らざるを得ないことから、本人の理解と同意が無ければ必要な支援が出来ない。(同意見7件)
生活保護の場合は、収入額や収入時期はほぼ確実に把握しているので、個別具体的な対応を検討することができる。(同意見4件)
【生活困窮者の金銭管理は未実施】
生活困窮者への金銭管理は行っていない。(同意見5件)
生活困窮者へ対しては、家計改善支援を行っているが、金銭管理は行っていない。
生活困窮者自立支援事業の中で家計改善支援事業を行っており、家計表の作成、家計セミナーへの参加促進などを行っている。
【支援員の専門性】
家計改善支援員は家計再生プラン作成等の研修を受けているが、生活保護 CW は具体的な家計管理支援の研修を受けていないため、助言指導に苦慮する場合がある。
被保護者への支援においては、FP等の資格を持たない者による対応となるため、収支の整理等を行うことが難しい。
被保護者については、地区担当 CW が主体となって対応する。
【その他】
生活困窮者へは、養育費や老後の貯蓄などの必要性が高いと考えるが、被保護者へは預貯金の必要性が高くないなど、預貯金の必要性に違いがある。
生活保護において自立が見込まれる被保護者(特に停止中の被保護者)は、現物支給部分(医療費や保険料等)の支払いが発生するなど廃止となったのちの生活の金銭管理が大切。
生活保護は最後のセーフティネットであり、保護費以外は支給することはできない。代替の手段がなく、方法の提示が難しい。

VI 自由記述

被保護者と生活困窮者に対する就労支援、就労準備支援事業、家計改善支援事業の一体的な実施状況に関する調査を進めています。実際に各自治体において一体実施に取り組む上で、制度に関する要望や課題があれば教えてください。

<法制度の整備>
【制度の一体化】
生活保護法による事業と自立支援法による事業とを分けるのではなく、一体的に事業が行えるよう法整備を行う必要があると思われます。（同意見2件）
就労支援事業については、被保護者と生活困窮者の就労意欲に温度差を感じる場面が多い。被保護者は担当ケースワーカーに就労指導を受けたため就労活動を行っている受け身の姿勢が見受けられる。就労準備支援事業については、家族からの支援が得られるかどうかによって支援に差が出てしまう傾向が見受けられる。家計改善支援事業は、被保護者には生活保護費という決められた枠があることにより、生活困窮者の支援時には必要のない部分を意識しながら支援していく必要がある。両者の生活状況の違いが各事業を進めていく中で見受けられるが、現状同一の事業者が支援しているため、制度の違いを感じる事のない支援体制になることを望む。
生活困窮・生活保護の法制度の違い（例えば、「指導・指示が行えるか」、「人員配置基準の問題」など）により、一体的に取り組む場合には問題や課題が発生すると考える。
制度が異なるため、支援の案内等が複雑化している。
【切れ目のない支援体制の構築】
「保護を必要とする状態にある者」と「要保護者以外の生活困窮者」が異なるだけで、抱えている問題の根底は全く変わらないため、被保護者と生活困窮者の支援を区別することは適当ではないと感じている。生活保護を受給したことで、生活困窮制度が利用できないようでは、連続した支援ができません。一体実施に取り組む上では、切れ目のない支援が実施できる体制を構築すべきと考える。
複数の実施主体が類似の事業を行っており、相談があった場合の情報共有が十分に行われているとは言いがたい。被保護者も一部、生活困窮者対象事業の利用が可能になったのは、有意義な改善であったと思われるが、制度から制度への移行の際に、一旦支援が切れてしまう例もあり、継続支援ができる体制作りが望まれる。相談者に近い窓口（町役場）も、他機関に紹介した時点で支援を切ってしまう傾向がある。
生活困窮者自立支援事業と生活保護の両事業を経験し、生活保護廃止後に生活困窮者自立支援事業へ移行して支援継続することで自立強化が期待できると思われるが、生活保護のケースワーカーは求められる業務が非常に多くて常に多忙で、引継の余裕がない状況である。
生活困窮者自立支援事業の就労準備支援事業利用者が被保護者となった場合、プランの残り期間中は生活困窮の就労準備の利用ができた方がよい。

生活保護制度の敷居が高いため、一旦生活保護で治療等を受けてほしい世帯が、扶養調査や自動車の処分指導、高額家賃による転居指導などにより、生活困窮者支援制度で踏ん張る世帯がいる。自助が不可能になった頃に初めて、生活保護制度につながるころには就労支援どころではない方が多い印象です。

【制度による違いの解消】

就労準備支援事業の中で、体験就労を実施している。働いたことがない方（長期入院者や引きこもりだった方）や求職者に対し、その本人が関心があったり、やってみたいと思ったりした職種への就労を体験してもらっている。出勤から就業、退勤を数日経験してもらい最終日に賃金を得るまでの一連の流れを経験してもらっている。その後、できそうであれば求人応募に繋げ、出来そうにない時はまた別の職種を検討する等の支援を行っている。

これに関し、生活困窮者でも生活保護受給者でも職安の特定求職者雇用開発助成金の対象となり、これらの者が就職した場合、6か月後に雇用者がこの助成金を受給できるようになっており、これを活用することで就職しやすくなるように職安としては取り回しているようである。しかし、制限があって、体験就労等に限らず収入を得た場合は、この助成金の対象外となるため、体験就労を行った事業所に就職しても、その雇用先事業所はこの助成金を受け取れないことになっている。

同じ就労を支援する制度であるため、就労準備支援事業に限らず他の就労支援制度も含め、その事業等において発生する賃金的収入に関しては体験の一部であり、それが直接的に収入を得ることを目的としていないため、よく検討してもらい、これらの場合は特定求職者雇用開発助成金の対象になるよう改めていただければと考える。こうすることで就職率の向上にも寄与することが考えられる。

生活困窮の相談者は金銭支給の対応ができない。負担が生じることで動きたくても動けない状態にある方が多い。求職活動に必要な用意（衣類等）、交通費の問題が大きい。

一体実施を実現すれば、保護が必要な人が生活保護の申請をしやすくなる等、組織的に継続した支援を行えるメリットがあると思われるが、一方で、対象者の意思によらずに双方の制度につなぐことは、かえって本人の意欲を低下・阻害する恐れもあると思慮されることから、一体実施のあり方については検討を要すると考える。また、先述した通り、生活困窮者と被保護者では能力活用義務の有無が異なるため、対象者が同一人物であっても、生活困窮者として支援を行うのか、被保護者として支援を行うのかによって支援者側の関わり方も異なることが想定されるため、一体実施として同一事業者が支援を行うこととなれば、その辺りの区別が課題と考える。

【その他】

県内では、就労準備支援、家計改善支援両事業の実施率が低い。両事業は出口支援として必要なツールであるならば必須化していただきたい。新型コロナウイルス感染症の影響により、各市では財政部局から任意事業の削減を迫られていると聞いている。

これらの事業は申請制度のため、対象者の意欲で効果が大きく変わる。申請制度ではなく、支援者から必要と思う対象者に事業を使えるように制度を変えてほしい。

<p>制度の名称が似ているため支援対象者への説明が難しい。現金給付等の支援ではないため、支援を必要としてくれる対象者が少ない。法的位置付けをきっちりして、根拠を強化してほしい。</p>
<p><予算措置></p>
<p>【補助金・負担金等の一体化】</p>
<p>当市では生活困窮者自立支援事業等は、委託先で実施しており、専門的知識やノウハウも持っているため、一体的実施が可能なのであれば、その方が良いと思われるが、委託しているからこそ被保護者の支援まで依頼できるのか難しさがある。被保護者の人数もかなり少ないため、その分だけ別立てで予算計上し委託するのも、かえって事務量や予算的に負担が大きくなってしまう。国で一体的実施の方向を示していただき、負担金や補助金も一体的にしてもらった方がやりやすいと思われます。（同意見3件）</p>
<p>制度間での事業費に対する補助申請における按分計算等、事務負担が大きいため、これらの軽減について、検討していただきたい。（同意見2件）</p>
<p>一体実施した場合の国庫補助金申請方法について具体的に示していただき、一体実施しやすい形にしていただけると助かります。</p>
<p>小規模な市や町村部を所管する都道府県においては、年度によって対象者がいないケースが生じるため、予算確保が困難である。補助制度について被保護者と生活困窮者で一体的な運用が図れるようにしていただきたい。</p>
<p>【任意事業の補助率】</p>
<p>就労準備支援事業及び家計改善支援事業については、国庫補助率を必須事業と同様、国の補助率を3/4としていただきたい。（同意見2件）</p>
<p>実施運営に係る人件費等の諸経費について十分な予算措置を講じてもらいたい。（同意見2件）</p>
<p>満足のいく制度の運用に対し、福祉事務所及び事業委託先のマンパワーが不足している。そもそも生活保護に至らない困窮者の自立支援まで、生活保護業務の部署が担う余裕がない。各自治体の台所事情もあるが、決定的な業務の線引きとそれに対する予算措置（人件費）を講じていただきたい。</p>
<p>3事業を行うためには予算計上のことで、予算担当課と協議し、必要性や効果額についても説明するが、事業の補助率も影響があり、実施することで補助率を上げてほしい。</p>
<p>現状、就労支援事業の補助率3/4に対し、就労準備支援事業は2/3です。両事業を一体的に実施している当市では、補助金協議時等に対象者数の割合等により按分して事業費を算出することに苦慮しているところです。同様の状況にある自治体が、被保護者と生活困窮者に対する事業の一体的実施を検討するにあたり、補助率の違いが足枷になると思うので、就労準備支援事業の補助率も3/4にしていただけると幸いです。</p>
<p>就労準備支援事業及び家計改善支援事業の事業を国の負担金とされており、必須事業ではないため、予算の確保が難しく実施している自治体は少ない。必須事業である生活困窮者自立相談支援事業において、それぞれの事業に必要な職員を配置し、配置したことへの加算方式にすれば、実施していない事業でも取り組みやすくなるのではと考えます。</p>

<p>直営で行っている場合は法的な対象者は異なっても、事業担当課が同一ということが多くと思われる。また、他機関で連携して一体的に取り組むうえでも、同じプログラムの活用をすることで効率的に実施できるとと思われるため、一体的に取り組む場合の加算などを期待したい。</p>
<p>【金銭管理支援の補助率】</p>
<p>最低生活費を保障された被保護者においては家計改善支援よりも、もともと金銭管理能力に乏しい事例が散見されるため、問Ⅴに列挙された「金銭管理支援」の事業導入の方が喫緊の課題であり効果的である現場の実態を国が理解いただき、一体実施ではなくとも補助率を1/2ではなく2/3以上に上方修正願いたい。</p>
<p>家計改善支援より金銭管理支援の実施が重要と考えるが、国庫負担率が1/2の少ないため、予算計上してもつかない。金銭管理をできない受給者の対応に悩んでいる自治体がおおいので、国庫負担率をあげる必要がある。</p>
<p>【その他】</p>
<p>費用対効果を数字で算出することが困難な事業であり、予算化するにあたり財政部局の理解を得ることに苦慮している。</p>
<p>一体的にすでに取り組んでいる中で、あえて”事業”として取り上げると予算がかかる。そこに予算として多額の税金を使うのであれば、困窮者に毎月現金支援した方が、よほど効果があると思う。</p>
<p><人的資源・人員配置></p>
<p>【専門的な知識・スキル】</p>
<p>効果的な支援を行うためには専門的な知識や経験を有する職員の必要性が大きいが、人的資源的、地域的及び金銭的な理由によって十分な人員を確保することが困難。</p>
<p>一体的に取り組むことを想定した場合、様々な制度に精通し内容熟知している有資格の職員（人材）を確保して配置することが難しい。</p>
<p>市内に専門的なスキルやノウハウを持つ人材や団体がない。</p>
<p>一体実施で効率化が図れる部分と、業務等が集中することで広い範囲の専門的知識が必要となることで、担当者のスキル向上・経験者等の人材確保が必要となる。</p>
<p>就労準備から就労支援と連続性を持たせるためには、支援者はなるべく同じほうがいいと感じる。就労支援で就労しても、すぐに辞める者がいるので、就労定着支援も行う必要がある。必要な支援につなぐための専門職が少なく、実効性が乏しい。</p>
<p>専門職員の配置が困難なことと、被保護者と生活困窮者で対象となる人数に大幅な開きがあるため。</p>
<p>一定の収入や資産を有する一般家庭と生活保護等世帯とでは、家計管理の基盤となる本人の能力（計算、パソコン使用、金融知識等）の様態が大きく異なり、平常は一般世帯を顧客とするファイナンシャルプランナーへの委託等が有効な解決策とならない場合が多いものとする。福祉的な支援についての深い理解と専門的な知識のあるコンサルタントが全国に広まるような施策を検討いただきたい。</p>
<p>制度に対するノウハウの構築が必要。</p>

【一体的な人員配置は困難】
いずれの3事業を同一担当がおこなうと業務過多になりやすく、就労支援・準備と家計改善では必要な業務ノウハウが異なるため、同一担当者になりがたい。また、別々の担当で分割すると兼務する業務の兼ね合いで、同一運用を配慮しきれいな様子がある。
一人で被保護者と生活困窮者の就労支援等を対応するのは厳しい。被保護者、生活困窮者ともに課題が複数あり、厳密に業務を分けた上で人員を配置するのであれば可能ではあるが、そうでないのであれば結局は事業が機能しないままになり、課題解決に繋がらないと考える。
小規模自治体で携わる職員、委託先が少ないなどの問題もあり、一体的な実施は難しい。就労可能な被保護者も少なく、人員・事業的に取り組みは困難。
就労支援以外は一体的実施以前に、実施自体が現状では難しい。
【配置基準】
生活困窮者自立支援事業の支援員の配置のあり方については、自治体の規模も勘案し、それぞれの役割に縛られ過ぎるのではなく柔軟に対応することとされており、具体的な配置基準は示されていない。生活保護の現業員は標準数があり、優先して人員の確保ができています。生活困窮の段階での支援により、保護の利用に至らずに自立する方を増やすために、生活困窮者自立支援事業の支援員の配置基準を示すことを要望します。
社会福祉法で規定されている内容にも現状に即していないと考える内容（特に査察指導員等の定数）があると思うが、本法についても人員配置に関して規定してもらいたい。
【その他】
職員が定着せず、事業の対象者との信頼関係が築きにくいことや、継続的な事業の実施に課題がある。
<事業の実施>
【事業への誘導】
家計改善支援事業の一体的実施に取り組むにあたっては、上記Vの（6）において回答したような被保護者と生活困窮者の対象者の違いがあることや、被保護者であれば金銭管理の必要性が高いにも関わらず助言や支援に同意が得られない場合に指導を行うことができますが、生活困窮者に対しては有効な支援がないといった違いがあります。こうした対象者や制度の違いを整理した上で一体的実施について検討すべきだと考えます。
家計改善支援事業の対象者はそれなりにいるが、実施に至る人は年間1～2人。実績0人の年もある。本人の承諾を得られないことが理由。自立相談支援事業と一体実施とし、国庫負担金適用基準額の上限額を上げてほしい。
家計改善支援事業については、事業を実施しても本人が望まなければ状況は進展しないという点が課題と思われる。
いずれの事業も本人の同意が前提となるうえ、家計改善支援含め、本人の意欲や問題意識がなければ効果がない。日常生活自立支援事業も事業実施主体が対象者を絞り込む傾向にあり、成年後見制度にいたってはハードルが高い状況。
事業につなぐための支援策が必要。各支援をコーディネートする役割を担うための場や人材が必要。

【就労支援・就労準備支援事業の課題】
特に就労支援については、一般就労につながりにくい社会的背景がある場合も多く、専門的な知識が必要となることがある。社会的に就職に結びつきにくい対象者に対する長期的な支援が必要であると感じる。
生活困窮者就労準備支援事業については、本人の状況によっては支援する間もなく生活保護申請に至るケースが多く、なかなか実績が上がらないのが実情です。
当自治体では就労準備支援事業を実施（委託）しているが、被保護者就労準備支援事業は実施していない。被保護者も就労準備支援事業に参加できる仕組みがあればと思う。
生活困窮者の定義が社会的孤立も対象とした制度であると思います。就労準備支援事業は誰でも活用できるようにするために、資産要件の撤廃を求めます。
就労準備支援事業においては、雇用による賃金の発生がないため、インセンティブに乏しく、対象者のモチベーションが上がらない現状がある。また、就労準備支援事業に参加した結果、良い結果が得られたとしても、実社会での就労定着が難しいケースが多々見られる。そのため、就労準備支援事業という形ではなく、インターンのようなジョブコーチ付きの就労体験から入り、いずれ雇用にも発展する可能性のあるトライアル雇用のような事業構築を国にはしていただきたい。
【家計改善支援事業の課題】
家計改善支援事業は支援に時間を要するが、本人の家計が改善しても市の財政的なメリットは少ないため人材を投入するのが難しく、また支援の優先順位も下になりがちで、思うような支援ができないことがある。
就労支援で対応できる相談者は預貯金が少なくても就労による増収が見込める可能性が高いが、就労準備支援事業の利用者は、就労に繋がるまで時間を要するため、預貯金の余裕や家族の支援が必要であり、家計改善支援事業として介入することが難しいと思われる。
被保護者の中には障害や病気等により適切な金銭管理ができず、自身ではその問題点を解決することができない方も多いため、そういう方も参加できるような家計改善支援事業を展開する必要があると考える。
【委託事業者】
委託は有効な手段であるが、単年度契約であるため、翌年も同じ職員又は法人が支援を担えるか伝えることができず、中長期的な支援を計画することが難しい。
社会資源が乏しい自治体において委託先が遠方となることによって委託のメリットが見いだせない点についてどのような捉え方をすれば良いかご教示願いたい。なお、広域連合等で一括して委託を行っている事案（都道府県の出先機関で委託しているものを除く）があれば、参考とさせていただきたい。
生活困窮者自立支援事業について、事業ごとに別々の業者に委託しているか、同じ業者に委託しているかで、一体的実施の難度にはかなり差が出てしまう。
【連携強化】
一体的な運営にプラスして、法テラスや多重債務相談、保険課、税務課の窓口とチーム支援が必要。債務、家計支援から一体的な運営の場合収入を増やすアプローチができる。

<p>ケースワーカーと役場、町社協など関係機関が一堂に会するケース検討会議の定例化。</p>
<p>支援対象者、担当部署（機関）、制度上の支援内容の違いはあるが、各担当者レベルで疑問に思ったことや情報共有したほうがよいと思った事柄があった時に、随時、短時間でも話し合いができる環境をつくることで、相談者にとっては相当プラスになってくると思います。</p>
<p>実施機関以外にも専門機関（ハローワーク、法テラスなど）との連携が必要。</p>
<p>新型コロナウイルスの影響で被保護者就労支援事業の実施主体（直営）と被保護者就労準備支援事業・被保護者家計改善支援事業の実施主体（委託）の情報交換会議が開催できておらず、連絡体制が十分とはいえない。</p>
<p>就労準備の支援対象者の就労訓練先となる民間事業者をどのように増やしていくかが課題となっている。このような支援から一般就労につながる仕組みが必要と思われる。</p>
<p>【実施する地域・場所】</p>
<p>小規模な自治体では利用者数は限られるため、広域的な実施をすすめて欲しい。（同意見2件）</p>
<p>ハローワークを中心とした支援の組み立てであると、対象になりきらない方も相当数いる。各自治体で、短時間就労等配慮を要する就労が可能な就労先を開拓するのは労力が必要であり、広域で利用できる受け皿が欲しい。</p>
<p>本市の生活保護担当課と生活困窮者自立支援事業の委託先は場所が離れているため、一体的な実施をしたらどちらか一方で受け入れる必要があると思うが、現段階では難しい。必須事業になるまでは予算の確保が難しいと思う。</p>
<p>【地域づくり】</p>
<p>発達障害等により金銭や生活面の管理ができず、生活困窮に陥るケースが非常に多い。本来であれば成年後見制度により保護され、またはそれに近い状況にある世帯については、税金の滞納等により予兆が確認できれば本人の意思にかかわらず、地域ぐるみの見守り等により、生活困窮となる前に早期に動く必要がある。そのため、各地域に生活困窮予備軍に対しても指導助言できる専門の見守り支援員を配置していくべきと考える。</p>
<p>【個人情報保護】</p>
<p>個人情報の取扱いにおいて、難しい面がある。</p>
<p><好事例を参考にしたい></p>
<p>一体的実施は、各事業間の「連続的・相互補完的な支援」により「効果的かつ効率的な実施体制を確保」することと厚労省資料に定義があり、本市においても、担当者間での調整会議や日頃の情報共有を通じて切れ目のない支援を行っているが、具体的に、一体的実施と言える支援方法や効果指標について、好事例と併せて考え方を明示してほしい。</p>
<p>生活困窮者の家計改善支援事業については、相談者の家計改善に対する意欲、支援希望が乏しく、これまでの生活レベルを変えることも困難で、支援に乗ってこられないケースも多い。就労支援など収入を増やすための支援と一体的に実施することで、相談者の意欲を高められる取り組みが必要であり、被保護者への支援と合わせて実践されている事例があれば参考にしたい。</p>
<p>被保護者で、金銭管理の支援が必要な者の支援に苦慮している状況にあるため、その支援策で好事例を紹介していただけるとありがたいです。</p>

地域資源が少なく小規模自治体における好事例を知りたい。
<一体的実施は難しい・できない>
【法制度が異なるから】
被保護者と生活困窮者では、支援の根幹となっている法が異なるため、一体的実施には向かないように思われる。こういった点について、どのような解決案を検討されているのか教えていただきたいです。
生活保護制度と生活困窮者自立支援制度の違いから、就労支援対象者もそれぞれ異なること、担当部署もそれぞれ異なることから、一体実施は難しい。
【選択肢の一つ】
全自治体で同じ事業を実施すべき、とか、全自治体が一体的実施をすべき、というようなものでもないと考えます。各自治体が数ある選択肢の中から自由にやるべき事業を選択できるような制度設計になることを望みます。
一体的に行えるケースと行えないケースがあり、全てを一体的に行うことには、無理がある(ケースバイケース)
一体的に実施することは、支援対象者が少ない実施機関においては、効率的で有効だと思う。しかし、被保護者に対しては、制度上、義務や指導が伴い、生活困窮者には、扶助等がなく、まず生活安定のための支援を優先することになると思われるので、支援方法として一部違う対応が必要になってくるのではないかと考える。
【情報共有が可能だから】
生活困窮自立支援法では、学習支援以外における被保護者への支援は対象外としていることを考慮すれば、別々に取り組むことで良いのではないかと考える。保護になるなら情報の情報共有の枠組みがあれば、一体的にする必要性はないと考える。
【対象者像が異なるから】
被保護者と生活困窮者とは、重要となる就労意欲に関し、不安感(心境)や生活の危機感、切迫度が、被保護者は薄く気長に就労活動している者が多いように実感しており、一方、生活困窮者では、必死に就労活動を行い、就職先を探している感があり、そのギャップにより、一体的実施に無理があるように感じる。
<その他>
各事業において、被保護者あるいは、生活困窮者自身のやる気を出すようにすることが、一番重要であり、自立へ繋がる可能性が高い。
対象者においては、家族や支援者がいないことがほとんどで、生活状況や課題を把握し、支援策を提案してもなかなか理解が得られず、課題解決につながらず苦慮している。
国、県レベルで一体的実施が図られていない。(それぞれの部署から同内容の文書が届いている状態)
<特に課題・要望はない>
当市では同一部署に生活保護と生活困窮者自立支援制度の担当者がそれぞれ配置されており、生活保護の相談内容から、生活困窮者自立支援制度の活用が可能な場合は、生活困窮者の担当者に繋ぐほか、必要に応じて生活困窮の担当者同席のもと面接相談を行っている。また、保護

の申請をしたが要件を満たさず却下となった場合や保護廃止後において生活困窮に陥るおそれがある場合、本人の同意を得たうえで生活困窮者の担当者に情報提供するなど、再度生活困窮に陥った場合に速やかな相談、支援に繋げられるよう努めており、現時点で制度に関する要望や課題は特にない。

就労支援、就労準備支援事業については、参加者の能力や生活状況、就労意欲などを考慮して支援が選択できるようになっており、それぞれのケースに応じた円滑な支援ができていることから、一体的な実施ができていると思われる。

就労支援事業については被保護世帯と生活困窮世帯において支援を要する事情については特段差異がないことから一体実施は容易であり支障もない。

制度の利用者がまだ少なく、段階的に支援の幅を広げられるよう試みているところであり、現時点で特に要望等はありません。

これまでの設問にはあてはまらないが、自治体で行っている就労支援や家計相談のなかで、好事例と思われるものがあれば、教えてください。また、今後取り組んでいこうと考えているものがあれば教えてください。

< 好事例・工夫 >

【就労支援】

就労支援での好事例について（50代男性）

約3年前から失職により生活保護受給を開始し、同時に就労支援事業への参加を始めた。その後、約2年間にわたり就労支援への参加を継続していたが、本人は持病を理由に求職活動に消極的であり、就労支援では求人情報を紹介しても一切応募することはなかった。しかし、今年度より担当の就労支援員が変わり、本人への就労支援のアプローチを変えた結果、求人へ応募し採用が決定した。（本ケースは、支援対象者が妻子と同居している世帯であり、妻子はパートタイムやアルバイトにより就労をしているが本人は長く就労をしていない状況であった。また、子は翌年度より大学進学を控えており、進学にかかる奨学金の申請の際に、連帯保証人が無職では格好がつかないと発破をかけた結果、応募意欲を見せ、結果定職へと至った。）上記のように、長期にわたって就労支援に参加している者についても、本人の状況や性格に応じたアプローチを行えば、就労を開始する事例もある。

被保護者就労支援事業では、稼働能力の活用をするにあたって、就労支援員と被保護者との間で「週何時間就労できるか」を共通の指標として、就労支援を試みています。事例では、当初、月4,5万円の収入であった被保護者と月の就労日数から週の就労日数を計算し、目標設定をしたことから月14万円に増収した事例もあります。

当市で実施している就労支援について、当市で開設している無料職業紹介所において、ハローワークで取り扱わない求人や短時間の求人等を扱っており、被保護者の状況に合わせた求人を紹介することができている。

本市福祉事務所にハローワークの窓口を併設したことにより、ケースワーカー、就労支援員、ハローワーク職員がそれぞれ連携を取りやすい環境ができおり、包括的な就労支援を行うことができている。

生活保護受給者等就労自立促進事業と被保護者就労支援事業（就労支援員による支援）が、特に緊密に連携をとりながら支援を進めている点は強みだと思われる。
地域の福祉事業所で職場見学・体験を行い、ヘルパー資格を取得し一般就労に繋がったケース。
生活困窮者の就労支援において、就職先が決定した者などに対し、就労一時支援金（10万円等）を支給することで、就職後の初回給料日までの生活費を保障し、就職先はもちろん経済的支援も行う。
必要に応じて支援者が求職段階から求人先企業とコンタクトを取り（面接同行）、就労直後も職場訪問を行うことでスムーズに就労定着できた事例があった。
今年の3月から就労支援を約6か月受けて希望していた講師の仕事に就くことができる。賞与はないが役職がつき高収入を得る。就職後のフォローでは仕事は順調とのことで年内にも支援終結の見通しが立つ。
就労準備支援事業で商工会等通して、地元の企業に職場体験・訓練の受け入れ協力をお願いしている。
【家計改善支援】
60代男性（単身世帯） 債務、滞納状況：社協3万円、生保受給時の就労超過不正受給3.3万円、滞納税金14.8万円。 支援内容：①6年前に元妻の債務が原因で自己破産。ストレスが原因で体調不良となり通院で仕事に行けず自己都合退職。一時期、生活保護受給。②再就職したが、初任給までのつなぎ資金を貸付と食料支援でやりくりする。滞納、債務は返済計画を立て分納相談に同行。③継続面談の中で、優先順位を考えながら、医療費、家電の買い換え等も行う。半年後、生保と社協の分納が終了し、税金納付も継続できることを確認。家計再生プラン終結。
家計相談を受け助言をしたことにより、相談者が家計を把握・管理する意識を持つようになり、気軽に使っていたカードローン等も使用しなくなった。さらに支出を抑えるようになり、債務を前倒しで返済する意識を持つようになった。
被保護者の同意を得た上で、毎月支給される保護費を週単位で分割支給するなどして、月単位のやりくりが出来るよう支援している。
障害担当部局で把握した滞納情報を共有し、親族に金銭管理をお願いすることで、滞納解消及び生活の安定を得ることができた。（滞納を親族に言えないまま、ずるずると滞納額を増やしていたが、改善した）
家計簿を活用し、金銭管理能力が身についたケースがある。
家計改善のための支援は、一般的なものから専門的なものまで幅広いが、一般的なものであれば、多くの相談支援機関や関係機関（地域包括支援センターやケアマネジャー、計画相談支援員、家庭児童相談室など）でもある程度行えると思うので、家計改善のための支援ツールや考え方を発信して、各機関で一般的な家計改善のための支援ができるように連携を検討していきたい。
現在、本市においては「家計相談支援事業」という、金銭管理の支援や家賃・公共料金等の支払い手続きの支援を行う事業を行っている。「家計改善支援事業」では実際に金銭管理の支援を行うメニューはないため、福祉事務所からは一定の需要があるものと認識している。ただし、

<p>「家計相談支援事業」は対象者の抱える家計の課題を根本的に解決できる事業ではないため、今後、特に大学等への進学を検討している高校生等のいる世帯に対する「家計改善支援事業」の導入について、検討しているところである。</p>
<p>【就労支援+家計改善支援】</p>
<p>滞納や多重債務を抱えていた相談者。福祉事務所へ相談があり、自立相談支援機関が聞き取り面談を行った結果、自立相談支援事業所の申込みをされ、就労支援、家計相談が開始された。多重債務については法テラスを紹介したが、相談者のみでは相談等が難しく思え、自立相談支援事業所の相談支援員と家計相談員が同行し、法テラスで滞納や多重債務について相談し、自己破産の手続きを一緒にすすめた。同時に就労支援員による就労支援も行った。当初は履歴書の書き方や面接の受け答え方がわからないとのことで、履歴書の書き方や面接の指導を行った。何社か不採用が続いたが、就労支援員の指導や激励を継続して行った結果、一般就労に就くことができた。</p>
<p>【連携強化・情報共有】</p>
<p>本市では高齢・障がい・子育て・生活困窮分野において様々な就労支援が実施されているため、支援員同士の連携強化や情報共有を目的として意見交換会等を開催している。</p>
<p>他機関、市民団体等との「顔の見える関係づくり」を目指しているため、支援対象者の誘導、他機関での関わりや裏どり等ができ、支援ネットワークとしての支援が可能。</p>
<p>一体事業では就労準備利用者に家計に収入がいくら入ったら生活維持できるか示すことが可能であり、生活維持ができる収入額に応じた就労先も含め、具体的に支援ができる。</p>
<p>【研修】</p>
<p>就労支援員や相談員に対する制度や他施策についての勉強会の実施。</p>
<p>生活保護 CW や関係職員を対象に、困窮者支援事業（家計相談支援及び就労準備支援等）の研修を実施している。</p>
<p><今後の取り組み></p>
<p>（就労準備支援については一体的実施を検討している） 対象者の意欲やスキル、これまでの生活状況など多岐に渡る課題から就労へ繋がらない。地元の求職状況を鑑みても、求人や就労内容もある程度限られているので、意欲や就労への心構えを上げる必要があり、そういった観点からも中間的な就労が必要とは考えている。更に絶対数が少ないことから一体的な実施でなければ事業実施出来ない状況もある。</p>
<p>本市では、被保護者就労準備支援事業の実施を前向きに考えています。被保護者家計改善支援事業の必要性も感じてはいますが、相対的に低く、実施予定はありません。</p>
<p>令和4年度から生活困窮者に対する、就労準備支援事業及び家計改善支援事業に取り組む予定にしています。</p>
<p>日々の訪問でたくさん話を聞いて関係を作ることが基本なので、ケースワーク・ワーカーの質を高めることが必要。</p>
<p>就労については、ひきこもり等が要因にあることにも配慮して、緩やかな訓練、居場所としての観点も取り入れた支援に取り組みたい。</p>

近年では、障害認定を受けていないが知的障害や発達障害が疑われる相談者や被保護者が増えており、障害認定を受けていない場合は障害サービス等の支援制度が受けることが出来ず支援に苦慮するケースが多い。そのため、今後はその様な方への支援事業の実施を検討する必要があると考えている。

事業の周知を徹底したい。

2. ヒアリング調査報告

千葉県富里市ヒアリング調査報告

日時：2021年10月27日（水）15時～15時40分 富里ジョブサポート（就労準備）
16時～17時15分 富里市生活支援課

調査検討委員：田嶋康利（調査検討委員長代行）、利根川徳、相良孝雄（事務局）

富里市：生活福祉課（生活保護担当、生活困窮者自立支援担当）

委託事業者：NPO 法人ワーカーズコープ

●富里市の概況

- ・人口：49,469人 世帯数：23,745世帯（2021年10月末現在）
- ・保護率：18.34%（コロナ禍により増加、その他世帯は30と少ない）
- ・成田空港から近く、空港関係の仕事に就いている人が多く暮らす。コロナ禍の影響により空港の仕事が減り、収入減・失業が増加している。

●事業の実施状況

- ・各事業の実施状況

	就労支援	就労準備支援	家計改善支援
生活保護	委託	委託	未実施
生活困窮者	委託	委託	委託

※委託事業者は全てNPO 法人ワーカーズコープ

- ・実施場所

生活保護	富里市役所、富里ジョブサポート（就労準備支援）
生活困窮者	富里市役所、富里ジョブサポート（就労準備支援）

- ・生活保護、生活困窮者自立支援両制度の就労支援及び就労準備支援事業を同一の事業者
に委託、家計改善支援事業は生活困窮者自立支援のみ委託で実施している。
- ・生活保護と生活困窮者自立支援の受付窓口は一本化され、入り口は生活困窮者自立相談
支援で受けて、必要に応じて生活保護の面接相談員につなぐ。ワンストップの支援体制
を敷いている。
- ・生活保護の担当と自立相談支援機関が市役所の同一事務所内に配置されているので、連
携は密に取れている。毎日市の朝礼に委託事業者も参加して情報を共有している。被保
護者の状況を（そろそろ自立など）を早めに共有できるので、利用者が生活保護脱却後
もスムーズにつなぐことができる。
- ・市役所内の他の課（子育て、高齢者、医療保険、税務他）との連携も取りやすい。
- ・各事業の人員配置は、生活保護と生活困窮者自立支援を兼務で就労支援員1名を配置、
就労準備支援の支援員も兼務で1名を配置して一体的に事業を実施している。家計改善
支援員は生活困窮者自立支援のみで1名を配置。

●事業実施の経緯

- ・生活困窮者自立支援制度がはじまり、生活保護の担当課（当時、社会福祉課）が事業を担当することになった。
- ・2015年の生活困窮者自立支援事業開始時から、自立相談支援事業、就労準備支援事業、家計改善支援事業をNPO法人ワーカーズコープに委託している。被保護者の就労支援事業と就労準備支援事業も同時に委託。
- ・生活困窮の自治体担当者は、ケースワーカーの一人が兼務しているため、事務的な作業（事前協議から実績報告まで）の負担が大きくなっている。また、生活困窮者の実態や事業全体の状況の把握が困難な場合も多いと感じている。

●就労支援について

（全般的な状況）

- ・同一の就労支援員（1名）が生活保護、生活困窮者自立支援制度両方の事業を担当している。就労支援する場合でも、現状では生活が難しい場合は生活保護につなぐなど柔軟な対応ができる。
- ・基本的に、被保護者と生活困窮者で就労支援の内容に大きな違いはない。

（被保護者）

- ・被保護者の就労支援は、ケースワーカーと相談しながら進める。
- ・ケースワーカーと就労支援員（NPO法人ワーカーズコープ）間できめ細かな相談が可能であり、利用者一人ひとりに適した支援が可能になっている。就労支援をした結果、時間を守るなどの社会生活面で課題があることがわかった人について、就労準備支援に支援の変更など相談を気軽にできる関係が築けている。

（生活困窮者）

- ・コロナ禍のため、2020年度は住居確保給付金の利用者が多く、新規相談件数は大幅に増えた。
- ・仕事に関する相談者の多くは成田空港関連で働いていた人たちで、休業手当を貰えた人と失業した人に二分される。物流の仕事はそれほど減らなかったが、機内食サービスなどの仕事に就いていて失業された方がいたので、それまで経験のない新しい業種（物流、警備、清掃など）にも挑戦してもらった。
- ・外国人の方がたくさん暮らしていることもあり、言葉が通じない方も多く、アウトレット関連の倉庫、コンビニの弁当工場などの仕事を紹介した。

（一体的実施について）

- ・生活保護から自立された方については、アフターフォローすることになっている。共通の支援員が担当しているので、スムーズな定着支援が可能になる。

- ・委託事業者から自治体への支援実績のデータも一体的に集計・報告しているが、自治体の事務作業としては様々なので業務の負担量は大きい。

●就労準備支援事業について

(全般的な状況)

- ・事業開始以来、生活保護と生活困窮者自立支援両制度の事業を NPO 法人ワーカーズコープに委託して一体的に実施している。特に分ける必要を感じなかった。
- ・同一の支援員が担当し、支援場所（富里ジョブサポート）も共有して、支援プログラムも共通で被保護者と生活困窮者を分けずに実施している。
- ・10月現在の利用者は、被保護者が4人、生活困窮者が6人だが、支援が終結して利用者にカウントされない方3人が居場所的に利用されている。

(被保護者)

- ・被保護者では、就労経験のある中高年で、一人暮らしの方が多い。
- ・自発的に就労準備支援に参加されているわけではなく、ケースワーカーや就労支援員から促されて来ている方がほとんどで、はじめは決められた時間に来て最低限の言われたことしかしないが、ジョブサポートに通ううちに居場所的に活用したり、積極的に活動に参加したりするようになる人もいる。
- ・みんな友人がいないので、ここに来て話をしたり、一緒に食事をしたりすると「欲」が出てくる方もいる。そうなると活動の幅がどんどん広がっていく。この場の力というよりは、人との関係により変化が生まれてくるようである。
- ・被保護者については、個人情報の取扱いに注意している。こちらからは言わないが、自分から被保護者であることを開示しているケースもあるが、これまでトラブルになったことはない。
- ・2～3か月のサイクルでプランを再検討する。ハローワークで仕事を見つけてきた方もいるが、就労意欲が乏しく現状で満足してしまっている方もいるので、工夫が必要である。
- ・生活保護から脱却はできていないが、短時間の仕事（1日2時間程度）で月28日働いて、休みの2日をジョブサポートで過ごす人がいる。片道1時間かけて通ってくる。

(生活困窮者)

- ・生活困窮者は、経済的に困窮している人よりも、身体的・精神的な障害や病気を抱えている方、ひきこもっていた方などで、社会とのかかわり、就労経験が少ない方が多い。
- ・家族から「なんとかして欲しい」と言われてつながってきた方が多く、本人もこのままではいけないという意識があるので、被保護者と比較すると積極性が違う。
- ・週5日、朝の8時半から夕方5時まで開所しているが、昼食を食べたい人はここで食べてもいいので、毎日母親がつくってくれたお弁当を持ってきて、一日中いる人もいる。

- ・精神疾患を抱えているため、体調に波があって都内の専門学校に通えない子がいるので、ここをサテライトにしてオンラインで授業を受けて、支援員がハンコを押して出席としてもらっているケースもある。

(一体的実施について)

- ・被保護者と生活困窮者を分けずに共通のプログラムを実施している。
- ・プログラムは、大きく分けて基礎学力、コミュニケーション力、体力の3つ。
- ・特にコミュニケーションが苦手な方が多いので、話をすること、絵を描くことなどを通して、コミュニケーション力をつけることに力を入れている。
- ・被保護者の多くは過去に働いて普通に社会生活を送っていたので、仕事の経験などを社会経験の少ない若者の前で話をしてもらおう。そうすると、生活困窮の若者たちが真剣に話を聞くので、清掃のやり方など自分の経験を生き生きと話すようになり、被保護者の自信の回復につながり、意欲喚起の効果がある。
- ・被保護者と生活困窮者が交わることで、支援員では聞き出せないような話をしていることもある。一例だが、料理人をやっていた被保護者が、ひきこもりだった若者が興味を持って尊敬されている。その場では、生活保護とか困窮しているとかは関係なくなる。
- ・被保護者が、自分ではできなくても、仕事を見つけてきて若者に紹介することもあり、いろいろと面倒をみたいという気持ちが出てくる。
- ・制度上の制約があるので、一体的に実施できないイベントもある。例えば、バザーの手伝いなど報酬が出るイベントについては、被保護者には声をかけにくい。

●家計改善支援事業について

(全般的な状況)

- ・生活困窮者家計改善支援事業のみ実施している。

(生活困窮者)

- ・プラン作成は、2019年度は17名、2020年度は15名、2021年度は半年で12名。
- ・お金が足りないと言っているけど、詳しく話を聞くと一定の収入がある方が多い。収支のバランスがとれていない。毎日コンビニで家族全員の食事を買っているため、むしろ食費がかかっている人などが結構いる。
- ・家計改善支援員が入ることで、借金や市税の滞納などの課題がよく見えてくる。家計だけで対応が無理なら法テラスにつなぐこともできる。家庭にひきこもりの息子さんがいれば就労準備支援を相談し、お年寄りの面倒が必要なら包括につなぐことができる。市税を滞納していて保険証のない方もいるので、納税課と一緒に行って分割払いの相談をする。生活改善の提案もできる。
- ・課題としては、家計改善支援事業を利用するとお財布の中身を全部見せなければいけないので、本人が希望しないケースや、レシートを全部取っておくのが面倒といった人は

難しい。簡単なお小遣いのやりくりをしたかったが、実際に事業を利用する人は困難なケースが多い。

(一体的実施について)

- ・生活困窮者家計改善支援事業を利用していた人が生活保護になって、債務整理の相談を受けていたので、継続して家計改善支援員に整理の手伝いをお願いしたケースがあった。その後に生活保護を抜けて、また家計改善支援事業につないだ。
- ・債務整理の手続きを本人がやるのは大変なので、その手伝いをお願いするということでは被保護者の家計改善支援も必要かもしれない。
- ・生活保護から自立するタイミングで生活困窮の家計改善支援につないで、自分で家計管理ができるように支援をおこなっているケースはある。

神奈川県座間市ヒアリング調査報告

日時：2021年11月9日（火）15時30分～17時20分

調査検討委員：田嶋康利、四井恵介（調査検討委員）、利根川徳、相良孝雄（事務局）、内野英夫（厚生労働省）

座間市：生活援護課（生活保護担当、生活困窮者自立支援担当）

委託事業者：座間市社会福祉協議会（家計改善支援事業）

●座間市の概況

- ・人口：132,308人 世帯数：60,544（令和3年4月1日現在）
- ・被保護世帯数：1,847 被保護人員：2,347 保護率：17.95%（令和3年4月1日現在）

●事業の実施状況

	就労支援	就労準備支援	家計改善支援
生活保護	直営	未実施	委託
生活困窮	直営	委託	委託

- ・就労準備支援の委託事業者は、ワーカーズコレクティブ協会、生活クラブ生協、さがみ生活クラブ協会。家計改善支援の委託事業者は、座間市社会福祉協議会。

- ・実施場所

生活保護	座間市役所
生活困窮	座間市役所

（担当部署）

- ・生活保護と生活困窮者自立支援事業ともに生活援護課が担当。
- ・生活保護制度については、4つの係（経理係、生活援護第1係、第2係、第3係）が担当し、生活困窮者自立支援制度については、自立サポート担当が担っている。
- ・コロナ禍対応のチーム力強化を訴え、10月からケースワーカーが2名増員になる。
- ・生活援護各係にケースワーカーを24名（8名×3係）、直営で就労支援員を3名配置。
- ・自立相談支援事業は直営で実施しており、主任相談支援員1名と相談支援員1名は常勤職員、相談支援員2名、就労支援員2名、住居確保給付金1名、子ども完全育成支援員1名を非常勤で配置。
- ・初回相談窓口は、生活保護・生活困窮者それぞれの相談員を配置しているが、場所も隣にあり、連携しながら相談を受けつけている。

（各事業の実施体制）

- ・就労支援はともに直営で、被保護者・生活困窮者それぞれの就労支援員を配置している。
- ・就労準備支援は、被保護者は未実施で、生活困窮者は生活クラブ生協を中心とした共同事業体に委託実施している。

- ・家計改善支援は、被保護者・生活困窮者両方の事業を座間市社会福祉協議会に委託して一体的に実施している。

●事業実施の背景・考え方

- ・生活困窮者自立支援制度が始まる前は特にモデル事業なども行っていなかった。体制も整わない中でのスタートとなったが、当時座間市は神奈川県の中で川崎市、相模原市に次いで生活保護率が高く（19.26%）事業の必要性は強く意識された。
- ・事業の推進にあたり、支援の実態をつくること、「庁内連携」と「地域との協働」を進めること、多様なプレイヤーの参画を促すことを念頭に置いた。庁内連携の取り組みとして、「つなぐシート」、広報、職員研修、相談ロゴなどがある。
- ・当時、座間市には生活困窮者自立支援制度に関する基盤・ノウハウがなかった。生活保護と資金貸付（社協）しかなかったので、直営でスタートした。現在のコロナ禍での対応を考えると、結果として自治体に困窮の窓口があることは大きいと思う。
- ・生活困窮者自立支援制度の開始以来、庁内連携や地域との協働も進んでいるが、やはり最終的には生活保護でしっかりと受け止めて支援できる体制が大切である。

●就労支援について

（全般的な状況）

- ・仮に制度の違いがなければ、同じ就労支援員が継続的に支援できると思うが、今は補助金・負担金の使い方が違うこともあり、生保と困窮で就労支援員を分けて配置している。
- ・課内での人的な交流がまだできていないことが課題。困窮と生保、両方の仕事を経験したのは課長だけなので、両制度の違いについて経験的に見える状態にはなっていない。
- ・両方を経験してきた課長の視点からみると、生活困窮の就労支援には本人に合わせて対応し、働く場所を調整していく視点があるので、既存のハローワーク求人だけでは不十分になり、無料職業紹介や仕事の切り出しを通じて、本人にあった就労先を探すことになる。被保護者の就労支援においては、大前提として稼働能力の活用があり、稼働能力判定は主治医の意見書の影響が大きい。無料職業紹介事業を通じて、業種の幅を広げて考えることができ始めているが、まだまだ困窮のような視点による就労支援は十分にできていない。
- ・市内の就労先としては、圏央道ができ物流倉庫が多く立地しており、業態では清掃・製造・介護・ドライバー・検査・調理・組み立て等。相談者の希望に合わせて就労先を紹介する。

（被保護者）

- ・本質的な差異はないと思うが、被保護者の場合は働いていない期間が長い方が多いので、支援のやり方や進捗の仕方が生活困窮者とは違うのではないか。

- ・ケースワーカーの立場からいえば、生保と困窮の就労支援の考え方はそもそも違うので、制度上一緒にするには難しいと思っている。本人の意思も大切だが、生活保護の就労支援の一番の目標は自立してもらうことになってしまう。
- ・被保護者の場合は稼働能力の活用が大前提なので、稼働能力判定会議があり、そこでは主治医の意見書が大きく影響するので、就労可の場合は既存の求人につながる支援が中心であった。無料職業紹介がはじまり、徐々に支援の変化も生まれている。
- ・無料職業紹介がはじまり、被保護者の就労支援で、ホームレスから仕事に就くことができたという成果があった。ホームレスから生活保護になる方は多く、寮付きの仕事だと自分の部屋を持ちながら仕事ができるので、希望されて仕事に就くことができた。

(生活困窮者)

- ・状態像は、社会とつながることに不安を持っている方から自力で就職活動できる方まで様々である。その人の希望に沿った支援ができるように工夫してきた。
- ・特筆できることとして、無料職業紹介事業の実施がある。生活困窮者自立支援制度がはじまり、本人に合わせた支援のあり方が求められ、ハローワークの求人だけでは不十分なので、その人に合った就労先を探す・つくる方向で動いてきた。
- ・生活困窮者自立支援の担当者としては、その人の支援プランを立てるときに、生活保護の利用も含めて、どのように立て直して自立に結びつけるかことができるかということを考える。そのイメージを共有できれば、2つの制度間の連携はもっと密にできると考える。制度間を移行する時に就労支援員が切り替わらないでシームレスに同じ人が継続して支援できる体制が望ましいと思う

(一体的実施について)

- ・相談主訴によって生活保護・生活困窮につなげられるように対応するために、相談受付は生活援護課でワンストップ対応をしている。
- ・無料職業紹介事業で得られた求人情報については、生活困窮、被保護者の就労支援員で共有するので、被保護者の就労支援においても変化が生まれている。
- ・そもそも生活保護者、生活困窮者がいるわけではなく、同じ人の状態像が変化しているだけである。生活困窮で支援していた人が生活保護に移行したときに、最低限度の生活を保障するために指導・指示を通じて生活実態をつかむことが必要な場合があり、そのことでパワーが失われジレンマを感じることもある。
- ・補助金、負担金を案分すれば、就労支援を一体的に実施することも可能だと考えるが、現状はこれまでの経緯があるので、そこまでは考えていない。

●就労準備支援について

(生活困窮者)

- ・現在は、生活困窮者のみ実施している。

- ・2017年10月から共同企業体「はたらっく・ぎま」に委託して実施している。「はたらっく・ぎま」は生活クラブ生協神奈川（代表団体）、NPO法人ワーカーズコレクティブ協会、さがみ生活クラブ生協の3団体で構成。
- ・プログラムは、生活支からや体験実習など幅広くやられている。
- ・生活困窮者自立支援制度が始まる前から、社会福祉法人中心会と連携した「ユニバーサル就労支援」があった。ひきこもり、長期離職により「働きたくても働けずにいる人」を対象に、一歩踏み出すための体験実習をしながら支援してきた。その実践から自治体としても就労準備支援事業のイメージができた。

（被保護者）

- ・被保護者で就労準備支援が必要と思われる対象者については、これまでは就労支援員につなぐか、ユニバーサル就労支援しかなかったが、どちらも難しいケースもあり、選択肢が一つ増えるという意味では必要である。
- ・被保護者就労準備支援事業は、生活困窮の就労準備で対象者のニーズに沿った支援内容をしっかりとつくった上で、来年度に予算要求する方向で検討中。

●家計改善支援について

（全般的な状況）

- ・平成28年8月から生活困窮者家計改善支援事業を座間市社会福祉協議会に委託。令和2年度からは被保護者家計改善支援事業も併せて社協に委託して実施。
- ・社協の生活福祉資金貸付制度と生活困窮者家計改善支援事業、被保護者家計改善支援事業の3つを一体的に運営している。任意事業である家計改善支援事業を活用することにより、両制度間のコミュニケーションが非常に増えた。福祉事務所の執務スペースで社協の支援員が日常的に連携して活動している。
- ・本人にやる気がないと支援につながらないし、つながっても長続きしない。本人のやる気を持続させ、家計改善支援を継続するための工夫としては、「やらされ感」ではだめなので、「やってできた喜び」や成功体験もとにアドバイスして、充実感を持ってもらうようにする。目標通りにいかないときも、責めることや否定せずに伴走型の支援が大切。
- ・家計改善支援員の強みは、どこでも同行すること。税金の関係だったら税務署に、携帯料金の見直しみたいなことでも同行して、信頼関係を築きながら支援を進めている。

（生活困窮者）

- ・お金が絡む相談だったら、すぐに相談支援員と一緒に家計改善支援員が入るという形で進めている。以前は対応できなかった相談にも対処できるので、相談者にとってもメリットが大きい。
- ・生活困窮者では収支のバランスが崩れている方が多く、債務整理が必要となるケースもあり、相談支援員と相談しながら目指す生活に向けて支援を進める。

- ・家計改善支援を利用しますかと聞いたらほぼ断られると思うので、家計の課題を抱えている相談者については、今日はお金のことに詳しい相談員を連れてきたので相談に入ってもらっていいかと聞いてつなぐ。
- ・相談支援員がお金のことを踏み込んで聞くと、そのことがきっかけで話を聞かせてもらえなくなるリスクがあるので、微妙に間合いを測りながら慎重にしていた。そのために家計の状態を把握するのに時間がかかっていた。家計改善支援が入ることで把握が早くなる。

(被保護者)

- ・被保護者の場合は、決められている収入（保護費）の中でのやりくりが基本となる。
- ・コロナ禍で職を失い精神を患った方、働く意欲があっても病気で働けない方などが回復し、自立に向けて活動していくときに、ケースワーカーと一緒に家計に関する相談にのりながらモチベーションをあげる手伝いもする。やりくりだけではない。
- ・病気や障害のある方、シングルの方では、障害年金、遺族年金、扶養手当、児童手当などがバラバラに入ってくるので、収入が把握できなくなっている方もいるので、話しを聞きながら整理していく。
- ・子どもが大学に進学するときには、世帯から外れるので、どうやって学費を捻出しながら生活を成り立たせるのかを支援することもある。
- ・(ケースワーカーの意見) やりくりができずに家賃滞納となるケースがよくあるが、後見人をつけるには時間がかかり、安心センター（金銭管理）の場合は通帳を預けることになるので、自分でお金を動かす感覚がなくなるので「いやだ」と断る人も多い。家計改善支援は相談なので通帳は自分の手元にあるので話を聞いてくれる方もいる。
- ・それまではケースワーカー一人で生活課題を把握しなければならなかったが、家計改善支援員と一緒に入ることで複眼的に見ることができ、課題把握のスピードも変わってくる。ケースワーカーの負担も減ってくる。
- ・課題としては、こちらから勧めても本人が希望しなければ活用できないこと。思ったほど利用者数が増えていない。昨年度の被保護者家計改善事業の利用者は7名だった。

(一体的実施について)

- ・一体的実施の経緯は、元々ノウハウがないところから始めているので、先行して生活困窮で社協さんをお願いしていたので、それを生活保護に広げるときに単純に合わせて委託した方がいいだろうとなった。困窮で事業の効果を確認できていたので、そのまま被保護者の事業もお願いしている。
- ・被保護者の事業が始まってから期間が短いですが、生活困窮から生活保護に移行して、保護を脱却してまた困窮につながるケースでは、家計改善支援が入ることでシームレスな支援が可能になると思う。

- ・事務量的な視点で言えることは、事業数が増えればその分申請書類などは増えるので、2つあれば入力も2倍になるので、当然一本化されれば減ることにはなる。ただ、生活保護と生活困窮者自立支援それぞれの業務量や業務負担の部分がまだよくわからないので、一緒にするのがいいのかどうかなんとも言えない。もう少し現場の実績を上げてから検討する。

京都府京丹後市ヒアリング調査報告

日時：2021年11月15日（月）10時～12時

調査検討委員：田嶋康利（調査検討委員長代行）、利根川徳（事務局）

京丹後市：健康長寿福祉部生活福祉課（生活保護担当、生活困窮者自立支援担当）

委託事業者：労協センター事業団（就労準備支援事業）、京丹後市社会福祉協議会（家計改善支援事業）

●京丹後市の特徴

- ・人口：52,961人 世帯数：22,939（2021年10月現在）
- ・保護率：9.9‰ ・高齢化率：36.6%

●事業の実施状況

	就労支援	就労準備支援	家計改善支援
生活保護	直営	直営+委託	委託
生活困窮	直営	直営+委託	委託

（就労準備支援委託事業者は労協センター事業団、京都自立就労サポートセンター）

（家計改善支援委託事業者は京丹後市社会福祉協議会）

- ・実施場所

生活保護	京丹後市役所（福祉事務所）
生活困窮	京丹後市寄り添い総合サポートセンター

- ・被保護者就労支援と生活困窮者自立相談支援事業（就労支援）は直営で実施。就労準備支援事業は直営+委託で一体的実施、家計改善支援事業は委託で一体的実施。
- ・被保護者就労支援と生活困窮者の就労支援は、それぞれ別の場所、人員で実施している。
- ・就労準備支援事業は、直営部分と委託（労協センター事業団、京都自立就労サポートセンター）がある。
- ・家計改善支援事業は、前年度は直営で実施し、今年度より委託（京丹後市社会福祉協議会）で実施。
- ・相談受付窓口は、生保と生活困窮で別に設置されている。場所は近いので、お互いで連絡を取り合って、適切な窓口に誘導する。状況がはっきりわからない場合は、一緒に面談を受けることもある。
- ・生活困窮の実施体制は、主任相談支援員1名、相談支援員が3名、さらに2名の正規職員がいる。就労支援と就労準備（直営）は兼務となっている。
- ・生保と生困で定期的に会議を持つようなことはないが、近くなので必要に応じて担当者間で個別の支援について協議している。困難ケースに関しては、個別のケース会議が必ず行われるので、そこには生活保護も生活困窮も含めいろいろな機関が出席することになる。

●事業実施の背景

- ・生活困窮者自立支援制度開始前に、多重債務相談支援室（債務整理のための支援室）を平成 19 年頃に設置。平成 23 年度からはパーソナルサポート事業を開始。
- ・その当時、織物業の不振が原因で個人事業主の方の自殺が増加した。その対策として、奄美での取り組みを参考に、京丹後市でも闇金などの対応も含めて警察とも連携した多重債務者支援の取り組みが実施された。
- ・多重債務相談支援室は、対象は市民の方で、被保護者も困窮者も、誰でも利用できる仕組みになっていた。
- ・パーソナルサポートでは、労協に委託してセミナーなど就労準備支援のような内容を実施したが、その時は被保護者も対象にしていた。相談窓口では被保護者からの相談も受けた。
- ・この 2 つの事業が発展して就労準備支援事業と家計改善支援事業になったので、そもそも一体的な実施であった。被保護者と困窮者を分ける仕組みはなかった。

●就労支援について

（全般的な状況）

- ・生保の就労支援員は平成 18 年頃には配置されていたので、そのままの流れで生保と生困は別々に実施されている。特別な理由があるわけではない。

（被保護者）

- ・地方で近所の目もあるため、地元の人であれば、稼働年齢層で生活保護を受ける方はよほどの状態にある方しかいない。状態像をみたら、まず就職は難しいだろうという方たち。
- ・かつては可能年齢層であれば就労しなさいみたいな位置づけだったと思うが、例えばアルコール依存症の人だったら、体は動くかもしれないが、すぐには働けないと思う。現在の被保護者には、就労阻害要因がない人はほとんどいないので、就労支援の対象者も少ない。

（一体的実施について）

- ・被保護者と生活困窮者の就労支援員間の特別な連携はない。求人情報もハローワークから別々に送られてくる。ただ、生困で開拓したアルバイト情報があれば、生保の就労支援員に渡すといったことは日常的にある。
- ・就労支援員については、生困から生保、生保から生困の移行があっても、つながりに大きな問題は起こらない。それなりに動ける人だからこそ就労支援員がつくような状態であるので、むしろ就労準備を使わないといけないようなケースに関しては、つながり後も自立相談支援員とワーカーが一緒になって支援をしていくというような連携がある。

●就労準備支援事業について

(全般的な状況)

- ・生保と生活困窮の就労準備支援事業を寄り添い総合サポートセンターで一体的に実施。
- ・直営実施を入れている理由は、一つは、自立相談支援員を多めに配置するための予算配分上の理由、もう一つは、自立相談支援員が就労準備支援のことをわかっていないと効果的な支援が難しいと考えるため。
- ・直営の就労準備の支援員は、隙間を埋めるつなぎ役的な動きをしている。生困の相談支援員 5 人が就労支援員と就労準備支援員を兼務で、1 人 3 役をしている。実際の就労準備支援は居場所の運営を行っている。
- ・2 事業者に委託している。労協には常設型の就労準備支援（ひまわり）を任せている。京都自立就労サポートセンターは、京都府全域を対象にモデル事業時代からセミナーと合宿型の就労準備支援事業を実施していて、必要に応じて利用している。
- ・合宿型のいいところは、常設型だけだとメンバーが固定されてしまうので、全く違うメンバーと一緒に過ごすことで効果がある。合宿型に参加した方は 8 割程度の就労率を達成している。10 日間から 2 週間をその中で過ごすので、一定のストレスに耐えられる人に利用してもらおう。集団で生活するのでコミュニケーション力の向上も見られる。ただ、参加者は毎年 1 人程度。
- ・令和 2 年度の実績は、就労準備支援事業の登録者数が 18 人で、生活困窮が 17 人、被保護が 1 人。前年度はコロナの影響もあったので、今年度はもう少し利用者が多い。

(被保護者)

- ・被保護者の就労準備へのつなぎは、会議で決めた人を生困の窓口で紹介することになるが、なかなか対象者がいない。被保護の方の多くは、何か理由があって働けないので、うまく当てはまるゾーンの人ほとんどいない。就労意欲が減退している方は、準備事業にいく意欲もないくらいのレベルで、送ったとしても滞留するだけで自立は難しい。
- ・保護開始前に、生活困窮が関わっていて、そのまま継続して就労準備を利用しているケースはある。
- ・利用者は少ないが、就労準備がないと支援の選択肢が狭まり、ケースワーカーの支援だけでは難しいケースもあるので、事業はあった方がいい。

(生活困窮者)

- ・就労準備支援の利用者の年齢層としては、40 代、50 代が多いが、たまに若い方もいる。20 代は毎年 1 人くらい。
- ・以前は多様なタイプが利用していたが、就労できる方は抜けていき、残っているのは一般就労が難しい方たちで、福祉的な就労につなぐのに時間がかかっているケースが多い。

- ・8050 問題的な就労経験がない人よりも、就労経験はあるが、事故などにあわれて能力が低下してしまった人、昔みたいに働けなくなっている方などが多い。就労自立を目指すよりも、別の道を探そうという方で、年々その割合が増えている。

(一体的実施について)

- ・被保護者と生活困窮者には、経済的なベースがあるかないかという違いはあるが、本質的には大きな違いは感じられない。
- ・就労準備（ひまわり）を利用している方は、親が同居しているケースが多い。通所型で支援期間が割合長いので、利用しようと思うと、それなりに見通しがないと続けられない。
- ・生保の場合若い人はまずいないが、生活困窮には、多くはないが若い人もいる。
- ・事務的なことでは、毎年生保と生活困窮半々で申請して、実績では昨年のように1と17となったりするので、補助金の申請から実績報告までがとても手間である。やっていることは1つだが、事業の中が2つの補助金に分かれていて、対象者も分かれている。元々一体的にやっていたものが、2つの事業になったような感じ。
- ・支援を分ける意味はない。生保だから特別にこういうメニューが必要だということはないと思うので、補助金も一つになると助かる。

●家計改善支援事業について

(全般的な状況)

- ・寄り添い支援総合サポートセンターで多重債務相談支援室を吸収して、その後3事業一体化の話が出て、令和2年度から家計改善支援事業を直営で生保・生困一体的に始めた。令和3年度に家計改善支援とアウトリーチをセットで社協に委託した。
- ・多重債務相談支援室は、正規職員が担当して、基本的に補助金を貰わない状態で、そもそも自主事業なので、生保・生困の色分けはなかった。
- ・社協に委託した理由は、一つは生活福祉資金などの貸し付けとの関係があったから。もう一つは、相談窓口を広げていく必要があったから。市としてフリーダイヤルを設置したり、生困の相談も福祉事務所と別棟にしたりと工夫しているが、やはり市役所に抵抗がある人たちもいる。これまでの日常生活自立支援事業や生活福祉資金などのノウハウを活用していただき、窓口を広げる意味もあるので委託した。直営のときは、就労準備支援と家計を兼務させていて、もう兼務だらけになっていたこともある。
- ・令和2年度から、社協から市へ出向して、家計改善支援と資金へのつなぎの仕事を担っていたので、移行もスムーズにできた。
- ・今年度の利用者は、生活困窮は7人で、生保は1人。直営でやっていた前年度は、さらに少なかった。
- ・課題としては、まずは市民全体にこういう事業があるということを周知するのを感じている。社協は何でも相談を受けると言ってきたが、具体的に事業を実施して支援員が

いると伝えていきやすい。日常生活自立支援と家計改善支援で連携しながら、家計改善支援の利用を資金の担当者からも知らせてもらえるようにと考えている。

- ・被保護者の数は増加していないが、給付金や貸付金で生活保護に至らない困窮者が増えた。基本的には令和4年度から償還開始になっているので、そこで相談件数の増加が見込まれる。
- ・現在は、0.4人分が家計改善支援で、アウトリーチが0.6人で1人となっているので、家計の人工をもう少し増加させたいと思っている。

(被保護者)

- ・被保護者は一定の収入はあるので、見通しは立てやすいと思うが、被保護者をケースワーカーから家計相談につなぐ仕組みがまだ確立されていない。今利用している人は、生保から生保に移行した方なので、生保独自に家計につないだ方はいない。
- ・家計管理に課題を抱える人はたくさんいるが、お金の計算に弱い人が多く、家計改善の支援は難しいと思う。障害を持っている人も多い。
- ・通常は、長期のキャッシュフローを作っていくと思うが、生保ではそのイメージがわからない。自立が見える方は意味があると思うが、収入の見込みが立たない状態では難しい。家計改善支援を受ける人は、将来的に就労自立をめざす人たち。
- ・日常生活自立支援事業を利用している方はたくさんいる。通帳の預かりも OK なので、家計改善支援はあまりいらなと思う。
- ・相談だけ受けていてどの事業にもつながっていない人もいる。

(生活困窮者)

- ・これまで寄り添い総合サポートセンターで一番ノウハウを持っていたのは債務整理で、件数的にも多かったが、今はその件数も減っている。
- ・家計の見える化については、これまでも自立相談支援員がやってきた。生活相談を受ける限り、家計に触れざるを得ないので、事業として改めて立てる必要性はあまり感じていなかった。ただ、専門的な支援が必要な場合もあるので、自立相談支援だけでは厳しいケースについては家計改善支につなげるという流れになると思う。
- ・家計の見える化により、就労した方もいるし、いま被保護者の方も職業訓練を受けて動いているので、意識してもらえるようになると思う。
- ・家計改善があることで、以前よりは支援が届きやすくなった。相談支援員だけでなく、家計改善支援員も関わり、セットで訪問するので、どちらに相談してもらってもいい。
- ・アウトリーチもやっている所以、相談は訪問半分、窓口半分。その人だけでなく、家族も一緒に相談を受けるケースもあるので、そういう方には訪問させてもらっている。

(一体的実施について)

- ・生保と生困を行ったり来たりする人もいるかもしれないので、切れ目のない支援をしていくことが大事。
- ・生保と生困を分けたら、そもそも予算的に成り立たない。

●生保と生活困窮の移行

- ・保護を脱却後に生活困窮でアフターフォローすることは少ないがある。自立した瞬間にケースワーカーへの相談ができなくなるので、困った時に関係を持てるのでいいと思う。
- ・生活困窮が入口で生保につながった人は、困窮に戻しやすいが、最初から生保に来られて脱却をされる方はつなぎづらい。特に困っていなければ、困窮に相談する必要を感じない。もしまた困ったら困窮を飛ばして生保に来ると思う。
- ・家計改善支援が入ることで、継続的に支援をつなげるつなぎ役になれるかもしれない。
- ・一時生活支援の利用者は、生活困窮が入口で、ほとんどが生保になるので、そういう方は生困でも継続的に関係を持つ場合がある。

●その他

- ・どこまで現在の体制を維持できるかというのが課題。生活困窮の基準額が、自治体の人口 5.5 万人というところで変わる。人口減少で一昨年基準額が下がった。基本的に予算は縮小されていくものなので、新しい事業に取り組みながらどう維持していくのかということになると思う。

大阪府守口市ヒアリング調査報告

日時：2021年11月17日（水）14時～16時

調査検討委員：田嶋康利（調査検討委員長代行）、利根川徳（事務局）

守口市：生活福祉課（生活保護担当、生活困窮者自立支援担当）

委託事業者：一般社団法人ヒューマンワークアソシエーション

●守口市の特徴

- ・人口：142,943人 世帯数：73,444（2021年10月現在）
- ・生活困窮の相談者は、大阪府では大阪市と豊中市が多いが、人口比率で見ると守口市もかなり高く、保護率も東大阪市、門真市に次いで高い。

●事業の実施状況

- ・各事業の実施状況

	就労支援	就労準備支援	家計改善支援
生活保護	委託	委託	委託
生活困窮	委託	委託	委託

委託事業者は全て一般社団法人ヒューマンワークアソシエーション（以下「ヒューマンワーク」）

- ・実施場所

生活保護	守口市役所3階
生活困窮	守口市役所6階（くらしサポートセンター守口）

- ・生活保護、生活困窮ともに同一事業者に就労支援、就労準備支援、家計改善支援を委託している。
- ・生保と生困の受付窓口は別々に設置されており、配置人員も基本的に分かれている。
- ・個人情報共有しないようにしている。ただし、生保から生困、生困から生保に移行する方については情報共有を行う。
- ・就労準備支援の一部のプログラムや企業開拓については共通で行なっている。
- ・企業開拓員を生保と生困で1名ずつ配置。生困では、企業開拓と地域開拓も行う。
- ・生活困窮に関しては間口を広げてやっており、フードバンクなどの食糧支援にも力を入れている。被保護者が財布を落とした時などに緊急的に食糧支援を行うこともある。食をきっかけに支援に繋げていくという形もある。
- ・委託事業者であるヒューマンワークが独自に子ども食堂を運営していて、子どもをきっかけに支援につなぐことや、子育て支援課から子ども食堂への誘導などもある。実績の数字よりも実際の相談者数はかなり多い。

●事業実施の経緯

- ・平成 27 年度から生活困窮者自立支援事業（自立相談支援事業）をヒューマンワークが受託し、平成 29 年度より被保護者就労支援事業も受託（入札）。それまでは被保護者就労支援事業は他の事業者が実施。平成 30 年度から、プロポーサルで生保・生困をセットで募集することになり、それ以来一体的に委託実施。
- ・同じ事業者へ委託した理由は、当時の資料を見ると、「両事業の円滑な連携により、一体的かつ継続的に支援を行う必要がある」となっている。予算の削減も理由としてあったと思われるが、委託法人からも、今後のことを踏まえて、生活保護と生活困窮を一体的に実施したいという希望があった。
- ・現在は 5 年更新で長期の契約となっている。支援者の雇用の安定という部分もあるし、相談者・支援対象者にとっても、事業者や支援者が変われば信頼関係が 1 からになる。
- ・生活保護と生活困窮で契約は別々。

●就労支援について

（全般的な状況）

- ・生保、生困それぞれ別の就労支援員を配置している。
- ・個人情報保護の観点で、個別支援については事業ごとに分けているので、生困のスタッフが、生保の方の就労支援をすることは基本的にできない。窓口、スペースも 6 階と 8 階に分かれている。
- ・個人情報が漏えいした場合に、どこから漏れたのかわかるようにしておかないといけないので、両事業で見られる共有フォルダはあるが、それぞれの課でしか見られないフォルダに個人情報は入っている。
- ・企業開拓員が掘り起こした求人情報などは両事業で共有して就労支援に活用する。

（被保護者）

- ・就労支援員は 5 名配置。
- ・令和 2 年度に就労支援対象者数が 529 人と大きく増加している（令和元年は 110 人）。
- ・増加の理由としては、抜本的な見直しを図り、年度当初に稼働能力判定シートを各担当ケースワーカーに配布し、稼働能力あり・なし・不明という分類をして、きちんと主治医意見書等で稼働能力があるかどうかを再確認した。詳細を記入したシートを就労担当と情報共有しながら、稼働能力を十分に活用していないケースについては就労支援室につなげた。
- ・稼働年齢層にある約 500 人を就労支援につなぐことができた。10 年 20 年と長いブランクがある方などは、就労準備につなぐようにした。
- ・パートで就労する方が多いが、増収のケースが増えた。もう少し働けそうであれば、さらに増収指導をかけるようにしている。昨年度、実際に増収に繋がったケースが約 190

人いる。就労が続かなくなるケースもあるが、前年度よりは確実に、増収に転じた方は増えている。

(生活困窮者)

- ・コロナ禍の影響で、昨年は制度事業の活用が多かった。今年に入って住居確保給付金、総合支援資金などが終了して、急いで仕事を探さなければという危機感のある方が増えている。今年も、就労支援ベースの相談が圧倒的に増え、就労決定者数も多くなっている。
- ・企業紹介事業も実施しているが、狭い範囲の職業紹介になるので、3階に入っているハローワークの促進事業と連携したり、障害をお持ちだったら専門医療部門であったり、障害者就業・生活支援センターと連携している。
- ・今年の累計では、就労支援の対象者（プラン作成者のみ）は158人。実際には、プランは上がっていないが支援している人もいる。

(一体的実施について)

- ・生保・生困を同一の事業者が委託実施しているが、就労支援は基本的に個別に行われている。その上で、連携している部分は以下のような点になる。
- ・被保護者であれ、生活困窮者であれ、その支援が客観的に見て正しいのか不安なこともあるので、支援者どうして意見交換して軌道修正ができるのはいいことである。
- ・生活保護を最後のセーフティネットと捉えると、生活困窮者自立支援法に則ってどこまで生活の立て直しを図り、どこから生活保護に繋ぐのかという判断を相談して進められる。

●就労準備支援事業について

(全般的な状況)

- ・就労準備支援事業は、平成28年7月から開始。
- ・基本的には、被保護者と生活困窮者では支援員を分けている。
- ・就労準備については、その方の状態に応じてプログラムを組んでいる。内職作業や体験プログラムでは、生保と生困の利用者が一緒に参加する場合もある。
- ・現在、市役所内の部屋を借りて水木金に内職作業を行っており、そこからステップアップしていく方がいる。
- ・訓練的なメニューは少ない。仕事のことを話せる人と話せない人がいるので、仕事の体験談を自分で話せる人には、そういうグループ内で話してもらう。まだそこに入るのが難しい方は、まず一緒に活動してみて、何か自分のことを話して、人に聞いてもらえるという体験からはじめる。

(被保護者)

- ・現在は被保護者の利用が多い。就労が最終的な目標なので、それまでは被保護者の利用者は少なかったが、昨年度から方針が変わり、精神疾患を抱えた方なども就労準備支援につなぐようになった。
- ・全国的な傾向だが、精神疾患を抱え、すぐに仕事をするのは難しい方が増えている傾向にある。これまでは傷病世帯あるいは障害者世帯をひとくくりに就労不可として見ていたが、昨年度から、本当に就労不可なのかということで、掘り下げて稼働能力を調査し直した。調査し直すときに、社会参加を目的とした軽就労につなげる就労準備もあることを主治医の先生にも理解いただき、総合的に判断するようにした。
- ・就労支援をすすめてみて、自信がないという方は就労準備につなぎ、内職などに参加してもらい、ある程度自信をつけてから、また就労支援して求職活動をしてもらう。
- ・作業に参加してもらうことでアセスメントにもなる。ここが苦手、ここが得意というのがわかり、就職活動にも生かせる。内職は箱折とか袋詰めなどの単純作業で、守口市内の事業者に協力いただいている。

(生活困窮者)

- ・生活困窮の就労準備では、ひきこもりの支援を重点的にやっている。
- ・ひきこもりの家族支援として、家族会を月1回開催。商店街に「ホワイトカフェ」という居場所を設置している。被保護者の方も利用はできるが、生活困窮者が中心になっている。金曜日にひきこもりの女子会を、水曜日に当事者会を開催。利用者は、19歳から53歳までいる。被保護者の方は50代60代が多い。
- ・生困の就労準備は、仲間づくりの意味が大きい。当事者会や女子会で、今まで孤立していた方は仲間ができる。一人暮らしの方もいれば、家族と一緒にいる方が、就労しないことで肩身の狭い思いをされていたり、家の仕事を任されて疲れていたり、家族に話せないことをそのグループで話している。一人暮らしの人は、日々どうやって食事を作るかという話や、安いお店の情報交換などで知り合いになっている。
- ・それぞれの進捗状況を当事者会で報告してもらう。中には就労が決まった方もいるので、そこで焦る人もいれば、頑張ったんだなと思う人もいる。それをどう生かすかは本人たちにまかせている。
- ・医療とのつながりが必要な方が半数以上いる。自覚がある人もいれば、まだ気付かれていない方もいるので、自己理解の促進に寄り添う。時間がかかるパターンが多い。なぜ約束の時間に来られないのか、朝起きられないのか、なぜ電車に乗れないのか・・・、自覚がない場合はなぜそれができないのか時間をかけて一緒に考えて、そこから医療機関に繋がって、やっと自分の特性に気がついたパターンもある。
- ・認定心理士の方に心理相談をお願いしている。病院のカウンセラーではないので、何かを解決するというより、話して気持ちが楽になっていただいたり、認知行動療法で歪みを修正してもらったりというのをやっている。

(一体的実施について)

- ・内職の作業は、必要に応じて一体的に行っている。市役所の空いている会議室を借りている。使用できない時は、地下1階のコミュニティセンターを利用。水木金は、9時半から12時半までと、1時半から5時まで。通しで出ている方と午前のみ、午後のみの方がいる。少ないが作業工賃も出る。被保護者の方にはきちんと申告をしてもらって、申告する癖をつけてもらう。
- ・鶴見緑地に農園があり、就労準備として農作業に参加させていただいている。希望者がいれば生保・生困一体的に実施している。
- ・鶴見緑地農場の活動には環境事業協会が関わっていて、一般の方々も普通に参加している。就労準備の利用者も対等な立場で交流がある。参加している子どもへの対応、他者をもてなす姿勢はあるかといった様子が見られるので、接客の仕事は大丈夫なのかな、黙々とやる作業がいいのかなと就労に向けて参考になる。
- ・ホワイトカフェは商店街にあるので、商店街と連携をして、商店街のプレミアム商品券の販売事業を手伝わせてもらったり、地域の清掃活動に参加したり、市営住宅の塗装作業などを行っている。全て基本的に工賃付き。
- ・清掃活動をしていると、市民の方やお店の方が声をかけてくれ、自分が地域に関わっているという意識を持つ機会となり、自信の回復につながる。
- ・事務の仕事しか経験がない方が、商店街のプレミアム商品券の接客の体験をしたことで、実際に接客の仕事に就かれたことがあった。
- ・生保、生困の支援員は共に忙しいので、事業を一緒にやることで効率的な人員配置ができる。
- ・支援員もそれぞれ強みが違う。被保護者の方は就労支援ベースの支援員だが、生活困窮はどちらかというとソーシャルワーク、福祉的観点のスタッフを配置しているので、違う視点での支援ができるので、それぞれの強みを生かせるのがいい。利用者への対応の仕方、言い方、アセスメントもプランの方向性も、就労支援中心の人とソーシャルワークの人は違う。
- ・被保護者と生活困窮者の違いとしては、生活困窮で就労準備支援を利用する方の場合、家族が生活を支えていて、すぐに働かなくても生活できる方もいる。支援に使える時間が違うので、関わり方が変わってくる部分はある。
- ・生保、生困で共通している部分としては、就労に対しての意欲が低く、必要だと思っても二の足を踏んでいることがあるので、その部分では生保も生困もあまり変わらない。

●家計改善支援事業について

(全般的な状況)

- ・生保、生活困窮ともに今年度から実施。支援員はそれぞれ1名配置しているが、生困は就労支援員と兼務で相談支援にも入っている。

- ・現在、生活困窮は 8 人、生保は 1 人が利用。実際に必要な方はもっといると思うが、自分から家計改善を受けたいという方はいない。
- ・まだ事業が始まったばかりで手探りの状態。他の自治体の事例なども学びたい。

(被保護者)

- ・被保護者の場合は、支援員の側にも迷いがあり、すごく難しく感じる。
- ・次の支給日の 1、2 週間前にはもうお金がない、面接にも行けないという方は結構いるが、家計改善をやって生活保護費でやりくりできるようになったら、仕事に就こうとしないのではないかと心配してしまう。
- ・お金が全くない状態で、1 週間 2 週間もたせるのは生死に関わる大変な問題になるので、その場合はセーフティネットとしてフードバンクが活用できる。
- ・本来はケースワークの業務に含まれているものである。大きな負債と借金等に関しては法テラスを利用して債務整理の指導を行う。普段の浪費癖や家賃滞納者については、法第 60 条に基づいた、節約を図りながら慎ましやかな生活をしなさいという指導を行う。金銭管理が元々無理な方には、社協の日常生活支援事業につなぎ、それでも無理な方は、後見人を立てるという対応の仕方をしてきた。
- ・今のところはケースワーカーの業務の一環として対応している。就労支援に繋ぐケースに関して相談させてもらうが、家計改善についてはほとんどない。
- ・しいて言えば、最低でも 1 万 5000 円は基礎控除となり、10 万円の収入があれば 2 万 5、6000 円の控除がつくので、その分家計に余裕が出るということか。

(生活困窮者)

- ・困窮者の多くは、浪費している認識がなく、自分は抑えているつもりだが、収入が少ないから困窮しているという認識。コロナ禍で減収している方が、今まで 30 万円くらいで生活していたが収入が半分になった場合など。
- ・借金のある方は逆につながりやすい。家計改善を利用している方は弁護士が入っているケースが多い。弁護士さんから回ってくるケースもあり、自己破産するにしても自分自身で手続きの書類を揃えられないので、手伝ってほしいというケースもある。保護申請も自分自身で書類集められない方もいる。
- ・給付金など最近の書類集めはもっと大変で、自分がどんな借金をしているか把握できていない方もいて、情報信用機関で調べてもらい、こんな借金があるというのを、弁護士さんに渡してといった支援がある。
- ・何も支援が入らなければ兎相に行くというケースで、家計改善を受けてもらうことが一つの支援になって、月 1 回領収書を持ってきていただいて、収支見える化をしてお渡しすることもやっている。
- ・精神疾患のある方が持ち家を売ることの手伝いもしている。

- ・単純に家計の見える化というよりも、何か手続きが必要で、家計改善を利用しているケースの方が今は多い。できる人なら普通にアプリなど使えば数字はわかるので。
- ・家計改善支援により、支出はもう見直せないなら収入を増やしましょうと就労支援のきっかけになることもある。
- ・住宅制度などを利用している方はだいたい収入を把握できるが、それ以外は家計のことを言いたくない方が多い。一度クレームになったこともあり、いろいろ掘り下げて聞くことは慎重になる。特にコロナの影響を受けた方などは、今までは行政に相談することもなかったのです。

(一体的実施について)

- ・生保と生困間の連携よりも、ケースワーカー及び相談支援員と家計改善支援員間の連携の方がむしろ大事かもしれない。特にケースワーカーとの連携は重要。借金をつくった方の場合でも、そこにギャンブルなどの依存症がある場合は保健所と連携した医療的な支援も必要になる。
- ・就労決定で保護廃止になった方は、生活困窮につなぐケースがあるので、そこで家計改善支援を継続して活用することはあるかもしれない。
- ・家計改善を、生活困窮と被保護者を一体的にと言われても、セミナーなどをやるわけでもなく、基本的に個別支援のプログラム以外は家計改善にはないと思う。
- ・生活困窮者については、家計改善することによって生活の見直しで自立に転じるケースもあると思うが、被保護者に関してはそこを見直したところで、収入が増えないことには自立にはつながらない。そこが大きな違いではないか。

栃木県宇都宮市ヒアリング調査報告

日時：2021年12月13日（月）13時～15時

調査検討委員：利根川徳、相良孝雄（事務局）

宇都宮市：生活福祉第2課（生活保護担当、生活困窮者自立支援担当）

委託事業者：宇都宮市社会福祉協議会（自立相談支援事業）

パーソルテンプスタッフ株式会社（就労準備支援事業、家計改善支援事業）

●宇都宮市の概況

- ・人口：516,893人（2021年12月1日現在）
- ・保護率：2017年16.47%、2018年16.16%、2019年16.01%
- ・宇都宮市では、サービス産業の従事者の割合は他都市よりも少ない。有効求人倍率は1を超えている。コロナの影響としては、ホテルの清掃や警備等の業務の仕事が減っている。

●事業の実施状況

	就労支援	就労準備支援	家計改善支援
生活保護	直営	委託	委託
		パーソルテンプスタッフ	パーソルテンプスタッフ
生活困窮者	委託（自立相談支援）	委託	委託
	宇都宮市社協	パーソルテンプスタッフ	パーソルテンプスタッフ

※その他、生活困窮で子どもの学習・生活支援を実施。一時生活支援事業は未実施。

- ・実施場所

生活保護	福祉事務所	市役所1階
生活困窮者	自立相談支援機関	宇都宮市総合福祉センター5階

- ・生活保護及び生活困窮者自立支援は、生活福祉第1課、第2課で担当している。
- ・第1課の課長が福祉事務所の所長を兼務。第1課には、管理グループ（庶務、予算管理など）、保護第1グループ、保護第2グループがあり、第2課には、保護第3グループ、保護第4グループ、保護第5グループがある。5つの保護グループが市内の地区別にケースワーク業務を担当。
- ・生活困窮者自立支援は、保護第4グループがケースワーク業務と兼務で担当。リーマンショックによる社会経済状況の変化を教訓として、支援対象者にいわゆるグレーゾーンの方が多くいて、生保と困窮を行ったり来たりするケースがあり、2014年からモデル事業を実施する中で、両制度の連携を図るために生活保護の担当が兼務することにした。
- ・毎月、両制度の事業担当者（市職員、社協、パーソルテンプスタッフ、ハローワーク）が一堂に会して、地域の産業構造の変化から、実施状況についての情報を共有、今後の事業の進め方など幅広く検討している。

●事業実施の経緯

- ・生活困窮者の自立相談支援事業を 2014 年のモデル事業時から宇都宮市社会福祉協議会に委託して実施している。
- ・就労支援は、被保護者は直営で実施し、生活困窮者は社協に委託実施。
- ・生活困窮者就労準備支援事業は、2015 年からパーソルテンプスタッフに委託。被保護者就労準備支援事業も 2018 年から一体的に実施。(それ以前もパーソルテンプスタッフが被保護者を対象に意欲喚起事業を実施していた。)
- ・家計改善支援事業は、2019 年からパーソルテンプスタッフに生活保護、生活困窮を一体的に委託して実施。
- ・自立相談支援事業は、当初はプロポーサルだったが現在は随契に。就労準備支援事業と家計改善支援事業は現在もプロポーサルで 5 年契約 (当初は 3 年) となっている。

●就労支援について

(全般的な状況)

- ・被保護者就労支援事業は、直営で就労支援員を配置。生活困窮者の就労支援は自立相談支援事業を実施している社協が配置。両事業間の就労支援に関する連携は特にない。

(被保護者)

- ・被保護者の就労支援員 (直営) は 5 名を配置している。一人の担当目安を 70 人として、最大 350 名を想定している。過去 4 年の利用者は、311 人 (2017 年度)、356 人 (2018 年度)、335 人 (2019 年度)、316 人 (2020 年度) で推移。

(生活困窮者)

- ・生活困窮者の就労支援員 (社協) は 1 名を配置しているが、実際には担当した相談支援員が就労支援まで行うケースもある。自立相談支援事業全体の体制は、主任相談員 2 名、相談支援員 3 名、アウトリーチ支援 2 名、就労支援員 1 名。
- ・自立相談支援機関の窓口は、市役所から徒歩 10 分ほどの宇都宮市総合福祉センターの中に設置。

(一体的実施について)

- ・被保護者と生活困窮者の就労支援は別々に行っている。
- ・社協は無料職業紹介を持っていないので、基本的にハローワークの求人を紹介する。宇都宮市が協定を結んでハローワークの窓口が生活福祉課の中にあり、困窮者を意識した求人を集める配慮をいただいている。生活保護の就労支援員も同じ求人情報を利用しているので、その意味では間接的に連携している。
- ・市役所に生活困窮の方が相談に来ることもあり、両方の窓口で連携して対応している。

●就労準備支援事業について

(全般的な状況)

- ・人員体制は、被保護者・生活困窮者自立支援合わせて5名の支援員を配置。市役所と社協の中間くらいに支援スペースを確保。委託契約は家計改善支援事業も含めて一本である。
- ・事業委託の年間の目安は、被保護者120人、生活困窮者15人となっている。
- ・被保護者・生活困窮者合わせて、経年で見ると就労準備支援を受けた方々のおおむね4分の1の方々が就労に結んでいる。就労決定者数は、2017年度は119名のうち38人、2018年度は140名のうち35名、2019年度は115名のうち25名。昨年度は、一般就労に進めた方が6名、短期間労働が2名、福祉的就労が11名で合計は19名が就労決定となり、ほとんどの方が継続している。

(被保護者)

- ・被保護の利用者は30代～40代の方が多い。今年度は47名が就労準備支援の対象となっているが、そのうち14人が10代～20代前半である。
- ・基本的にケースワーカーが判断して、学歴・就労状態・家族の状況・生活状況などを聞いたうえで、すぐに就労が難しいと判断した場合は、就労準備支援を紹介する。保護が長期化している人は難しいので、新規で保護を開始したときに利用につながることが多い。
- ・あくまで目安だが、個々の状況を聞き取り、項目ごとに○×をつけて点数化して、どの事業が適切であるか判断する指標がある。それを参考にして、当てはまるケースについて就労準備支援につないでいる。
- ・被保護者を対象に積極的に就労準備支援事業を活用している。一足飛びに就労に結びつけることで、実績は上がるかもしれないが、すぐに離職してしまい、それを繰り返すケースがある。相談者自身が、社会人として勤め続けられるスキルを身につけ、自立への意識を持ち、継続・安定して就労できることが大切である。自立の出口として就労はあるが、相談者の状況により就労準備支援でステップアップすることも大事だと考えている。

(生活困窮者)

- ・被保護者と比較すると利用者が少なく、2015年は19人、2016年は8人、2017年は9人、2018年は16人、2019年は13人、2020年は3人という実績となっている。年齢層は一番若い方が24歳で、一番の高齢者は66歳である。
- ・就労準備支援中の生活費を維持できる方がほとんどいない状況である。就労準備を受けて適職を探してほしいが、現実がそれを許されない。
- ・認定就労訓練事業は報酬・賃金が出るので、選択肢として提示するとそちらを希望する相談者が多い。認定を受けている事業所は栃木県内で16施設あり、宇都宮市には2施設で、社会福祉法人が登録している。

- ・利用者の層としては、知的障害者やいわゆるボーダーといわれている方々、不登校経験者、ひきこもり経験者の方が多い。そういう場合は家族など生活費を捻出する方が同居されているので、本人は危機感が薄く、なかなか意欲的な就職活動につながらない。

(一体的実施について)

- ・被保護者と生活困窮者の対象者像にあまり大きな違いはなく、ほとんどが病気や障害ないしボーダーといわれる状態の方々である。
- ・就労準備支援事業を紹介される入口は別々であるが、支援プログラムは一緒に行っている。メニューには、農業体験、作業体験、職場体験、ボランティア活動、美化活動、お金のセミナー、ビジネスマナー、PC教室等がある。
- ・一体的には実施しているが、利用開始のタイミングは個人でまちまちなので、グループで何かをするのは難しい。生活困窮者の方は、あまり積極的にプログラムメニューに参加していないが、アートや折り紙に興味を示された方がいた。就労への興味以上に、メンタルを整えたいという方が多く、居場所を求めているようである。
- ・就労準備支援における被保護者と生活困窮者の違いは経済状況であり、すぐに就労に至らないところは共通しているので、支援方法に違いはなく一体的に実施できる。生活困窮者は対象者が少ないので、被保護者の支援を土台にしてそこに生活困窮の方に参加していただき手厚い支援を進めている。

●家計改善支援事業について

(全般的な状況)

- ・家計改善支援員は生活保護・生活困窮者自立支援共通で1名を配置しており、就労準備支援員も兼務している。就労準備支援事業と合わせて一体的に契約。
- ・今年度の利用者は、被保護者3名、生活困窮者は1名だが、困窮の1名は途中から生活保護受給者となった方なので実質は3名である。前年度の利用者は、被保護者は5名、生活困窮者が1名であった。
- ・対象者が少ないのは、「家計相談をしましょう」といっても、お金のことを触れられたくない方が多いからで、プライバシーに触れる部分なので、なかなか支援には結びつけにくい。利用者との信頼関係をつくることが前提となる。
- ・自治体担当者としても、家計改善支援事業の活用が難しいと感じている。指導ではないので強要するものではないし、本人がやる気を持たないとつなぐことができないので、利用者も増えていない。
- ・お金のセミナーというプログラムをおこなっているが、自分から申し込まれる方はいないので、誘導してやっと腰をあげて参加してもらおう。参加いただいても、都合の悪いレシートは捨ててしまうなど、実際に家計を見られるのを嫌う方が多い。まずは支援にのせるまでが大変である。

(被保護者)

- ・被保護者では、浪費などにより毎月家計が赤字であるようなケースを家計改善支援につないでいる。
- ・生活保護を脱却して安定して自立するためには、お金の使い道を理解していただくことが大切である。就職決定して、生活保護を抜けるまでの期間、保護費をもらっている間にトレーニングしてもらうことを想定して事業を開始した。実態としては、案内しても希望する方は少なくうまく機能していない。
- ・家計改善支援につなぐことができるのは、ある程度話を聞いてくれる方で、お金のことを聞かれて反発するような方だと支援にならないので、問題意識があって改善しようと思っている人でないと支援に乗せられない。

(生活困窮者)

- ・生活困窮者では、自己破産の手続きや債務整理など、より深刻なケースを対応している。
- ・生活困窮の相談者では、収入が一定ある方で支出の健全化を図れば収支のバランスがとれる方を家計改善につなぐことが想定されるが、そういう人はほとんどいない。大多数はそもそも収入が少ない人たちなので支援対象者とならない。
- ・自立相談支援が始まってから 4 年が経過しているので、社協の相談支援員も自己破産の手続きや法テラスへの相談も行ってきた。今まで自立相談支援事業で行ってきたので、どの部分を家計改善支援につなぐのか、その線引きが難しく感じている。
- ・ただし、相談支援員の立場でお金のことをあまり追求すると相談者との関係が悪くなってしまうこともあるので、役割分担としてお金の部分は家計改善支援員に任せられるといいとは思っている。現実的にはうまく活用できていない。

(一体的実施について)

- ・生活保護から生活困窮者自立支援に移行した事例としては、就労が決まって生活保護から自立した方から、借金や支払いが心配だからと相談を受けたので、生活保護の状態で家計改善支援につないで、保護廃止後も家計改善支援を継続し、支援終結に至ったという事例があった。逆に、生活困窮から生活保護に移行される方は多い。

東京都品川区ヒアリング調査報告

日時：2021年12月22日（水）10時～12時

調査検討委員：鍋木奈津子（調査検討委員）、内野英夫（厚生労働省）、利根川徳、相良孝雄（事務局）

品川区：生活福祉課（生活保護担当、生活困窮者自立支援担当）

委託事業者：中高齢事業団やまて企業組合（就労準備支援事業、家計改善支援事業）

●品川区の概況

- ・人口：約419,000人 世帯数：約235,600（2021年12月現在）
- ・被保護世帯数4,547、被保護人員5,222、保護率：12.9%（2020年平均）

●事業の実施状況

	就労支援	就労準備支援	家計改善支援
生活保護	直営	委託	委託
		やまて企業組合	やまて企業組合
生活困窮者	直営	委託	委託
		やまて企業組合	やまて企業組合

・実施場所

生活保護	品川区福祉事務所	区役所第二庁舎3階
生活困窮者	暮らし・しごと応援センター	区役所第二庁舎3階

（生活保護）

- ・被保護者就労支援事業：直営で実施。4名の就労支援員を配置。
- ・被保護者就労準備支援事業：「就職力アップ支援事業」という事業名でやまて企業組合に委託実施。
- ・被保護者家計改善支援事業：「金銭管理支援事業」と合わせやまて企業組合に委託実施。

（生活困窮者自立支援）

- ・2015年に区役所内に「暮らし・しごと応援センター」（直営）を開設して実施。
- ・自立相談支援事業：直営で実施。就労支援員を1名配置。
- ・就労準備支援事業：やまて企業組合に委託。被保護者と一体的に実施。
- ・家計改善支援事業：やまて企業組合に委託。被保護者と一体的に実施。
- ・子どもの学習・生活支援事業：やまて企業組合（家庭訪問等生活支援）とキッズ・ドア（個別学習支援）に委託実施。
- ・一時生活支援事業：東京都が開設している自立支援センターの活用。

(生活保護と生活困窮者自立支援の連携)

- ・品川区は直営で一体的に実施しているので、情報を常に共有しお互いのことがよく見えている。例えば住居確保給付金の人が生保を受け始めたときに、申請者の名前を聞いて、この名前見たことある、止める準備をしなければとすぐに対応でき濫給を防げる。
- ・最初は自立相談支援事業を外部委託する意見もあったが、直営の方がより連携がとれるのではないかと考えた。相談者が生活保護と生活困窮者自立支援両制度間で移動する時に、同じ内容の話を何度もすることがないように、直営にて近い場所で実施するほうがメリットとなり、職員間の情報共有もスムーズにできる。

(委託契約)

- ・委託契約は3本に分かれている。生活保護と生活困窮者自立支援の就労準備で1本、金銭管理(家計改善支援含む)で1本、子どもの学習支援で1本。人数配置の基準などは特に設けていないので、予算の範囲内で事務所を構えて要員を確保し、事業を実施していただいている。契約書は3つだが、事業は一体的に柔軟に実施してもらっている。

●就労支援について

(全般的な状況)

- ・暮らし・しごと応援センターに1名、生活保護には4名の就労支援員が配置されているが、それぞれの担当を固定せず、ローテーションで支援を行っている。5名全員が被保護者の就労支援員であり、生活困窮者の就労支援員であるような体制。
- ・生活困窮と生活保護間の連携はスムーズにできている。個々のケースの状態もよくわかり、就労支援員の中でも週1回は必ずミーティングを行っている。住居確保給付金の支援などの情報も共有できる。
- ・就労支援員はハローワークのOBなので就労支援に長けている。また、区役所近くに「品川区就業センター」という品川区とハローワーク品川とが一体的運営を行っている施設があり、品川区民全体の就労支援を行っている。そのうち1席が相談日は決まっているが、生活困窮者やひとり親などの専門の受付になっている。そこに就労支援員が同行して就職の支援を行っている。

(被保護者)

- ・被保護者については、年3回就労支援検討会を行っている。ケースワーカーと就労支援員で、どういう支援が必要なのか検討して支援を決定する。
- ・検討会がなくても、新規に保護を開始した方については随時、就労支援の検討票という様式を活用して、ケースワーカーと就労支援員で随時検討する。必要に応じて、就労準備支援に案内する。

(生活困窮者)

- ・生活困窮者については、自立相談支援員と就労支援員で相談・連携しながら支援を決定する。
- ・離職から日が浅い方については、就労意欲もあり、就労準備が整っている方が中心なのでハローワークと連携して支援する。履歴書の添削、職務経歴書の書き方がわからないというような方の支援も就労支援員が行う。

(一体的実施について)

- ・連絡が密に取りやすくなり、支援対象者の状況をタイムリーに共有できる。
- ・生活保護が廃止になり生活困窮者自立支援につなぐとき、また逆につなぐ場合も、距離が近く、生活歴等の聞き取りも、本人が2回話す必要がなく、面談時間の短縮にもなる。本人の負担を減らすことができ、支援の効率化にもなっている。
- ・同じ就労支援員がそのまま担当できる。曜日によって生活保護と生活困窮者自立支援の就労支援員が入れ替わるが、相談に来られた方に合わせて、臨機応変にその方を担当する就労支援員が対応できるような体制を敷いている。

●就労準備支援事業について

(全般的な状況)

- ・2014年から被保護者を対象に自立支援プログラム(就職力アップ支援事業)を実施していた。その事業をベースにして生活困窮者就労準備支援を実施することになり、2015年からやまて企業組合に一体的に委託することになった。
- ・区役所の暮らし・しごと応援センターとは別に事務所(支援場所)を設置。
- ・就労準備支援員を3名配置している。

(被保護者)

- ・被保護者で就労支援の対象者は、就労意欲があり、病気など就労阻害要因がなく、働ける状態にある方で、就業センター(ハローワーク)と連携して支援する。それに対して、就労準備支援の対象者は、就労意欲と阻害要因のどちらか、またはどちらも希薄な方で、支援を継続することによって就労に繋がりそうな方である。
- ・被保護者の場合は、保護されているため、働かなくても生活ができ、働く意欲が希薄な方がいる。そういう方には、働くことは大きな意義があるということをして就労意欲を喚起する。30代40代の方には10年後のことを話し、50代60代の方には、自立ありきでは追い詰めることになるので、週2回でもいいので健康管理のために働くことが必要だと話す。その人にとってのメリットを伝えていく。

(生活困窮者)

- ・就労準備支援の対象者は、早急に就労支援を期待するケース。例えば、すぐに仕事を見つけないとアパートを追い出されてしまう方を地域の企業とのつながりで早期に就職につなげたケースや、一度もアルバイト以上の仕事をしたことがない方に対して、カウンセリングからはじめて就職後も定着支援してもらうようなケースである。
- ・生活困窮者の特徴は大きく分けて、若年では目指すものがなく、何をやっていいかわからない方、中年では親御さんの介護など家庭の事情があって仕事をしていない方、高年になると健康問題を抱えている方が多い。
- ・総じてメンタル的な課題を持っていることが多く、仕事をしたことがない方が多いので、興味があること、今までやったことがある仕事、好きなことなどの話を聞きながらの支援になる。
- ・フルタイムの就労が難しい場合は、慣らしの意味で、マンション清掃で週3日の2時間からと企業に交渉してお願いすることもある。はじめに支援員が現場に行き、それから見学に連れて行き面接を受けてもらう。事前に現場を見学して、現場の状況を伝える。面接には同行・同席をお願いするが、ほとんどの企業が同席 OK だった。

(一体的実施について)

- ・基本的に支援内容に違いはない。メニューはほぼ同じである。
- ・メニューは同じだが、アプローチの仕方が違う。被保護者の場合は、基本的な支援方法としては、まず面談をして家を訪問して生活状況を確認することから始める。生活困窮者の場合は家に行く頻度は少なく、相談に来ていただいた上での支援となる。どちらもカウンセリングを中心にした支援メニューとなっている。
- ・被保護者、生活困窮者ともに、まず仕事ができない理由などのアセスメントを行うがどちらも理由は多岐にわたっている。例えば母子家庭の場合は、子どもへの対応が重要になってくる。小学校に通っている子どもの対応をどうするかの話の先にしないと仕事の支援はできないケースも結構ある。
- ・一体的に運営していくことで、人員の融通がきくところがある。きっちりとそれぞれの事業で人を配置していくことになると効率的な予算の活用が難しい。

※支援の特徴

<アウトリーチ>

- ・就労準備支援ではアウトリーチを行っている。被保護者の場合は、能動的に求職することは少なく、精神疾患やアルコール依存など様々な問題を抱えている方が多くいるので、その部分からのバックアップが必要になる。
- ・家庭訪問して部屋の中や生活状況を見て、生活設計の相談に乗ることも多くある。家の中の散らかり具合などを見れば、どういう生活をしているかある程度わかる。布団が引きっぱなしで寝てばかりいることや、家で食事をしていないことなどを見ている。

<企業開拓>

- ・支援対象者の多くは、最初から一般の仕事に就くのは難しいので、そういう方たちが働ける仕事を、こちらから企業にアプローチして、受け入れ先をつくる。まずは月に2万でも3万円でも収入があればいいので、その方ができる仕事を探す。
- ・事前にアポを取ると忙しいからと断られるので、近くに来たので寄らせてもらいましたと伺う。5分以内で終わらせて、また近くに来たら寄らせていただきますと言って関係をつくる。その上で、実はこういう人がいると話しをする。

<定着支援>

- ・就職が決まった方については、毎月定着支援に入る。実際に会社に行って話を聞くと、職場の人間関係で悩んでいるといった話がある。我慢しないと仕事はできないと本人には話しながら、会社にも本人の意見も汲み取ってほしいと伝える。

●家計改善支援事業について

(全般的な状況)

- ・2012年から被保護者を対象に金銭管理支援事業を実施してきた。
- ・2015年に生活困窮者自立支援制度が開始され、生活困窮者を対象とした家計改善支援事業を開始した。
- ・2018年から被保護者の金銭管理支援事業も一体的に開始。
- ・被保護者については、金銭管理支援事業という事業名で、生活困窮者については、家計改善支援事業と事業名がわかれている。支援内容についてはほぼ一緒に事業名が違うということ。生活保護と生活困窮者自立支援それぞれの補助金を活用している。
- ・金銭管理専門のスタッフが3名、金銭管理支援と家計改善支援を行うスタッフが1名。現金を扱うこともあるので、やはり金銭管理が大変である。金銭管理の対象者はほとんどが高齢者。
- ・被保護者の対象者は今96名いるが、ほぼ金銭管理の高齢者である。稼働年齢層で就労自立を目指す人は2人だけ。

(被保護者)

- ・被保護者の金銭管理については、日々の支払いがあるのでケースワーカーの対応が困難であり、ケースワーカーで全部抱え込まないように、組織的に仕事を分け対応している。
- ・被保護者の場合は、生活保護費があるので一応生活は保障されているが、ギリギリの生活ラインなので、無駄なことをすると生活が破綻してしまう。アルコールやギャンブルへの依存などの問題を抱えている方は医療機関と連携する、債務を抱えている方は法的整備が必要になるなど、生活を維持するためのバックアップをする。

(生活困窮者)

- ・利用者は少ない。家計改善支援につなぎたい方はいるが、家計の管理ができない方が拒否する傾向がある。
- ・暮らし・しごと応援センターの相談支援員だけでは難しいケースを家計改善支援につないでいる。自力でなんとかできる事務的な能力の高い方などは、日常の相談の中で家計簿を一緒につけるまでは暮らし・しごと応援センターの支援で対応できている。普段は年金を適切に消費しているが、病気になって病院の支払いで困っているような難しいケースを委託でお願いしている。
- ・生活困窮者の場合は、年金やアルバイトなどである程度の収入があるが、やはりギリギリなので何かあると破綻してしまう。母子家庭や精神的・身体的な疾病を抱えている方などがいて、家計が立ちいくように間に入って支援をする。

(一体的実施について)

- ・被保護者、生活困窮者どちらも基本は同じで、少ない金額で生活を維持できるように我々がバックアップをすることが仕事の根幹である。
- ・就労自立で生活保護廃止になった人については、必ず応援センターのパンフレットを持たせる。家計管理に問題がある方については、本人に制度説明をして、そのまま生活困窮者自立支援につなげて家計改善支援のプログラム載せるようにする。本人が同意しなければ困難だが、すぐに生活保護が再開しないように考えている。相談する力が希薄で困ったときにすぐに孤立してしまう方が多い。困った時に、こちらに相談に来てもらえれば、アパートを失わなくて済んだというケースはたくさんある。

岡山県岡山市ヒアリング調査報告

日時：2022年1月5日（水）13時～15時

調査検討委員：田嶋康利、楠木奈津子（調査検討委員）、利根川徳、相良孝雄（事務局）

岡山市：生活保護・自立支援課（生活保護担当、生活困窮者自立支援担当）

委託事業者：岡山市社会福祉協議会（自立相談支援）、株式会社パソナ（就労支援）、NPO
法人ワーカーズコープ（就労準備支援）、社会福祉法人グリーンコープ（家計
改善支援）

●岡山市の概況

- ・人口：706,775人 世帯数：334,876（2021年3月現在）
- ・被保護世帯数 9,921、被保護人員 13,013、保護率：18.4‰（2019年）

●事業の実施状況

	就労支援	就労準備支援	家計改善支援
生活保護	直営＋委託	委託	委託
	パソナ	ワーカーズコープ	グリーンコープ
生活困窮者	委託	委託	委託
	岡山市社会福祉協議会 パソナ	ワーカーズコープ	グリーンコープ

・実施場所

生活保護	福祉事務所	市内に6か所設置
生活困窮者	岡山市寄り添いサポートセンター	岡山市社会福祉協議会内 (サテライト2か所)

(担当部署)

- ・生活保護・自立支援課という課の名称が示す通り、同一の部署で両制度の事業を実施。
- ・元々は福祉援護課という大きな課に生活保護の保護係があったが、10年ほど前に生活保護を専門に担当する課をつくり、その時に就労支援員を各福祉事務所に配置。現在は、生活保護の担当と生活困窮者自立支援の担当が一体的になっている。
- ・生活保護を担当する保護係は係長以下4名。生活困窮者自立支援事業を担当する自立支援係は係長以下3名。その他に医療扶助の担当が2名。課長を含めて正規職員が10名。

(生活保護)

- ・市内に6か所の福祉事務所（北区中央、北区北、南区南、南区西、中区、東区）を設置。
- ・被保護者就労支援事業：直営＋（株）パソナに委託。
- ・被保護者就労準備支援事業：NPO法人ワーカーズコープに委託。
- ・被保護者家計改善支援事業：社会福祉法人グリーンコープに委託。

(生活困窮者自立支援)

- ・岡山市社会福祉協議会内に「岡山市寄り添いサポートセンター」を開設して実施。中区と南区にサテライト窓口を設置。
- ・自立相談支援事業：岡山市社会福祉協議会に委託実施。就労支援は、社協の就労支援員と、パソナの就労支援員を配置。
- ・就労準備支援事業：NPO 法人ワーカーズコープに委託。
- ・家計改善支援事業：社会福祉法人グリーンコープに委託。

(一体的実施)

- ・2015年の生活困窮者自立支援制度開始時から、被保護者と生活困窮者の就労支援、就労準備支援を一体的に実施している。家計改善支援は2019年から被保護者の事業が始まり一体的実施となった。

●就労支援について

(被保護者)

- ・被保護者就労支援事業①

直営で各福祉事務所に就労支援員を配置（北区中央、南区南、中区には2名ずつ、あとは1名ずつ）。ハローワークと協働で「福祉ジョブ・サポート・スペース」という施設（対象者は生活保護、児童扶養手当、住居確保給付金の受給者等）を開設し、そこにも2名の就労支援員を配置。直営の就労支援員は全部で11名。

- ・被保護者就労支援事業②

「就職サポート事業」として（株）パソナに委託。

- ・ケースワーカーと福祉事務所に配置されている直営の就労支援員がケースのアセスメントを行い、福祉ジョブ・サポート・スペース、パソナと連携して就労支援を実施する。

(生活困窮者)

- ・社協とパソナが就労支援員を配置し、役割分担しながら就労支援を行う。
- ・寄り添いサポートセンターで受けたケースについては、週1回のアセスメント会議にかけられ、各事業者が一堂に会した中で、この人は就労支援よりも就労準備から入った方がいいのではないか、家計が入った方がいいのではないかと検討してプランに反映。
- ・ある程度自力で就職活動ができる方は、ハローワーク（福祉ジョブ・サポート・スペース）につなぐ。少しフォローが必要な方、適職診断が必要な方など、手厚い支援が必要な場合はパソナの就職サポート事業につなぐ。ブランクがある方、ひきこもりなど、さらに厳しい状況の方は就労準備につなぐ。
- ・パソナも社協も無料職業紹介を取っているが、社協では特に住まいを喪失したなど時間的に余裕のない方に寮付きの仕事、日払いの仕事などを紹介している。パソナは時間をかけてじっくり支援していくケースが多い。

※アセスメント会議

- ・生活困窮では、各機関のメンバーが毎週1回（3時間程度）集まって、就労支援のプランに関してアセスメント会議を実施している。就労以外の自立のプランについても、別に会議を設けている。（週2回会議がある）
- ・支援調整会議の前段階の会議の位置づけであり、支援調整会議も就労の部分と就労以外の部分の2本立てで行う。

（パソナの就労支援）

就職サポート事業

- ・2013年から被保護者の就労支援を実施しており、その流れで生活困窮の就労支援も一体的に担当することになった。
- ・基本は面談。週1回くらいのペースで、個別の担当制で1時間程度の面談をして、本人の特性などを確認しながら進めていく。もう一つはセミナーがあり、就職に関わるセミナーを定期的で開催。1週間連続のプログラムもある。
- ・支援対象者数は、被保護者が78人、生活困窮者が75人でほぼ半々（今年度は12月まで）。それ以外に、短期集中型支援の方が63人。
- ・支援においては、被保護者と生活困窮者を分けず、セミナーなどのプログラムも一体的に実施している。特に問題が起こったことはない。
- ・一体的に実施することでのよい効果としては、年齢層の幅が広がり相乗効果があること。被保護者の場合は若い人も少ないが、生困では70代の方もいるし、10代、20代の就労経験の少ない方もいる。例えば、生活困窮の方には早く就職したい意欲の高い方が多いので、50代くらいの被保護の方が刺激を受けて、自分も頑張らないといけないと考えるようになるといった効果がある。

短期集中型就労支援事業

- ・コロナ等で失業、減収となった生活困窮の方を対象に、パソナが岡山市より委託を受けて2021年度より実施。「岡山市就かつエクスプレス」
- ・3ヶ月以内に就職を決めることが目標。対象は生活困窮者で、基本は自立相談支援機関（社協）からつながりが、この事業は本人が直接申し込む（チラシのQRコードから）こともできる。常用就職6ヶ月以上の就職決定率が58.7%となっている。
- ★本プログラムに参加して3ヶ月以内の就労決定者には2万円、さらに3ヶ月の継続勤務で3万円の就職準備金が岡山市より出る。就職準備金は岡山市の単費。つらくても、とにかく3ヶ月は頑張るという方もいる。3ヶ月頑張れると、ある程度継続が見える。

企業開拓

- ・就職サポート事業で専門の開拓員を1人配置。
- ・コロナの影響もあったが、かなり回復して求人件数は増えている。むしろ開拓員が開拓してきても、いまの対象者の中で当てはめられないことが課題になっている。

- ・新規の開拓では、生活保護、生活困窮の方の状態について理解していただいた上で、協力企業になってもらう。実際に紹介する場合には、きめ細かな就業条件の調整交渉も行い、協力企業と信頼関係をつくっている。

(一体的実施について)

- ・アセスメントはそれぞれで、被保護者については福祉事務所、生活困窮者については寄り添いサポートセンターを中心としたアセスメント会議で行う。
- ・実際の就労支援は、それぞれの就労支援員（直営、社協）が個別に行う場合もあるが、福祉ジョブ・サポート・スペース、パソナの就労支援につなぐケースでは、被保護者・生活困窮者の区別なく一体的に実施している。

●就労準備支援事業について

(全般的な状況)

- ・生活困窮者自立支援制度の開始から生活保護と一体でワーカーズコープに委託実施している。契約も1本である。
- ・現在の体制は、常勤4名。
- ・支援対象者数は、2021年度は12月末時点で94名。そのうちの被保護者が86名で、生活困窮者は8名。年齢層は、被保護者も生活困窮者ともに若年者から高齢者までいる。

(被保護者)

- ・対象者は単身者がほとんどである。生活保護が長期になっていて、20年、30年という方もいる。すぐに就職活動は難しいと思われる方がたくさんいる。
- ・背負っているバックボーンは非常に重たいものが多く、長期化せざるを得ない事情があり、出口の見えない方も何人かいる。高齢の方が溜まっていく状況。
- ・なかなか自分の居場所を見つけられない方が何人かいて、ここしか居場所がなく、自分たちが手放したら、もう行き場がないと考える。
- ・生活保護の方で福祉事務所に来るだけで精いっぱいという人も結構いる。就労準備につなげられる方はまだいいが、そこに至らない方も多し。福祉事務所まで出てこれないひきこもったままの方もいる。

(生活困窮者)

- ・生活困窮者は、無業期間が長い、ひきこもりなど、すぐに就職にすぐ結びつかない方が多い。就労準備支援につなげるには、ある程度の生活の基盤があることが前提になる。家族がいる方で、経済的に困っているわけではないという方も結構いる。
- ・総じて就労意欲が低いのが特徴で、プランでは最終的には就労に結びつけることを目標にしているが、なかなか計画通りに進まないのが実情である。

(一体的実施について)

- ・被保護者と生活困窮者を分けずに一体的に支援している。今まで特に問題は発生していない。就労準備支援の初期段階はマンツーマンで対応するので、他の人のことは気にならないと思う。グループワークや就労体験などに行くときも、この人は被保護者であるといったことは一切言わず、あくまで就職に向けて準備をされている方と紹介する。
- ・支援メニューは、遊び的なものから、ボランティア体験、就労体験、見学と何でもやる。内職を取り入れて、集まってもらってやっていたが、コロナの影響で少なくなった。現在は、新聞の折込みとポスティングを2つのグループに分けて行っている。1人2,000円くらいの工賃が出る。被保護者には申告してもらう。
- ・今度テスト的には始めるのは、生活困窮者で次のステップに行けそうな方に支援者のサブ的な立場で手伝ってもらうこと。グループのリーダーをやってもらおうと考えている。

(就労支援員、家計改善支援員との連携事例)

- ・パソナの就労支援事業と連携して成功事例がいくつか生まれている。就労準備である程度できるようになってきたら、多様な仕事を紹介できるパソナに任せた方がうまくいくことがある。常用就職された方がいて、年末に会ってきたが、3ヶ月経過して非常に喜んでいて。住み分けをきちんとして連携していくことが大事。
- ・就労支援から就労準備につながる方もいるが、それを逆に繋ぎ戻すみたいなのができていて。まだ人数は少ないが、今後増える傾向にあると考えている。
- ・6年間、1人も就労準備につないでこなかったケースワーカーが、家計改善支援員からのアドバイスで就労準備支援のことを知り、送り出していいですかと連絡してきた。

●家計改善支援事業について

(全般的な実施状況)

- ・2015年の生活困窮者自立支援制度の開始とともに実施。
- ・被保護者家計改善支援事業は、2019年度より一体的に実施。それに先立ち前年の2018年度にモデル事業を実施した。
- ・家計改善支援員を5名配置(常勤2名、非常勤3名)。
- ・支援対象者数は、2020年度は生活困窮者が200人で、被保護者が32人。本年度については、上半期で生活困窮者が70人、被保護者が26人。昨年と比較すると、被保護者の進捗率が高まっている。
- ・コロナの影響で住居確保給付金の支給などもあり、岡山市では相談員の拡充を図ったが、償還も始まるので、これからの本格的な支援に向けてまだ人数は足りないと考えている。

(被保護者)

- ・被保護者家計改善支援では、6ヶ所の福祉事務所のケースワーカーから相談者を紹介される。はじめは、被保護者の家計相談ができることを知らないケースワーカーが圧倒的

に多かったので、初年度はまず6ヶ所の福祉事務所に挨拶回りを兼ねて事業説明を行った。ただ、事業説明をしたのが課長だったので、資料は回覧してもらったが、ケースワーカーまでは行き届かないと考え、名刺サイズのケースワーカー向けの「家計相談やっているよ」というチラシを作って、一人ひとりに配ってもらった。

- ・被保護者本人にも周知したかったので、福祉事務所にチラシを置かせていただき、お金の問題だったら配って欲しいと頼んだ。本人から相談の連絡を受けて、逆にこちらからケースワーカーにつないだケースもある。被保護者の相談は、基本的に福祉事務所で受けるので、福祉事務所の面談室を貸していただき一緒に話を聞く。
- ・支援内容としては、一番はやりくり。保護費の支給日が岡山市の場合4日と決まっている。支給日の1週間2週間前にお金が尽きるという状態の方はケースワーカーの手に負えない。何とか相談にのってあげられないかということで紹介をいただく。光熱費を滞納していて止められる寸前など様々いる。
- ・ケースワーカーは1人で100人くらいのケースを担当しているため、100人の生活の背景やお金の状態まで把握できない。お金の専門家である家計相談が入る意味は十分ある。
- ・今年度で3年目になるが、今年の上半期を終えて、ようやく福祉事務所（ケースワーカー）と連携が取れてきたと実感している。同じケースワーカーから2人目3人目と紹介をいただいているので、効果を認めてもらえたのかなと思っている。

<好事例>

- ・被保護の方には支援そのものが嫌だという方が多いという印象がある。家計改善支援が入る前から介護ヘルパーが入っていたが、冷蔵庫も開けさせてくれず、45分間のヘルパー時間だけど10分で終わって帰られるというケースがあった。

配食弁当の支払いができていない等お金の問題があり、ケースワーカーから依頼されて相談に入った。お金のことは見られたくないという意識がみんなあるが、この支援員なら任せられると思っていただけると一気に変わる。通帳も見せてもらえる関係ができると、次のときには、ヘルパーも冷蔵庫を開けてお掃除もできるようになっていた。

支援が自分の生活にとって利益があり、よいことだと心を開いてくれた。家計改善支援員としてお金の支援ももちろん嬉しいが、心を開いてくださることが一番うれしい。他の支援者の方も先に進むことができ、本当によかったと思う。

ケースワーカーも驚かれて、「すごいね、家計さん」とほめていただいた。それがまた私たちのモチベーションになっている。お互いに横でつながり、みんながいろいろな支援を利用し合ってやっていくのがいいと思う。

(生活困窮者)

- ・寄り添いサポートセンターの中に、家計改善支援員（グリーンコープ）が配置されている。自立相談支援機関と一緒に仕事をしている。

- ・ インテークのタイミングで、必要に応じて家計改善支援員が入ることができる。初回面談でお金の問題だったら、すぐに入ってもらえるような連携ができています。
- ・ 家計改善支援員は、通帳は作らないし、お金も預からない。あくまでも一緒に考えていくスタンス。別に話したくなかったら話さなくていいけど、話す気になったら話して、と入り口をすごく軽くしている。
- ・ まずはお会いして、その方の生活背景を聞いて、適したやりくりの相談、その人に合わせたやり方を一緒に考えていく。これは生活困窮者だろうと被保護者だろうと変わらない。その人その人に合ったやり方。100人いたら100通りある。
- ・ コロナ禍の昨年、70人に貸付を紹介し、緊急小口、総合支援資金で生活再建を図るプランを立てた。家計改善支援からつないだ方は、全員償還を基本として、こういう仕事に就こうとか、いくらぐらい稼ごうとか、支出を減らそうとか、具体的な見通しを立てて借り入れをしている。

(一体的実施について)

- ・ 生活保護廃止と同時に生活困窮者自立支援でプランを立てて継続的に支援していき、仕事が安定してプラン終結というような形をとった方もいる。
- ・ 逆のパターンもたくさんある。寄り添いサポートセンターで支援していたが、すぐ働くのが無理なので生活保護に移行して継続支援をしようとするときに、生保護をすごく嫌がる方もいる。家計の方から、今はこういう状態で多分これぐらいの期間保護を受けて、これくらいから仕事をして、こういうふうに回復できると提案したら、納得されて保護につながった方もいた。保護になっても、そのまま家計も就労支援も同じメンバーのサポートを続けられる。担当ケースワーカーがつくだけで、本人にとっては特に変化もなく、金銭的には安定し、そのまま支援も続けられる。

(進学に関する支援)

- ・ 被保護者家計改善支援事業を始める前年度の2018年度にモデル事業で、被保護の3世帯を支援した。そのうちの1世帯が母子家庭で、高校3年生の女子が外国語大学を目指していたが、私立大学でお金が足りないという相談を受けた。今は元気に大学に通っており、今年もコロナの中でバイトを頑張っている。
- ・ 生活保護に関しては、2019年以来、まだ進学に関する相談がないが、潜在的なニーズがあるので、今後力を入れて、進学などの夢や希望を持っていることを応援してあげたい。
- ・ 家計改善支援員は、奨学金に関してもプロで、教えるだけではなく実際に学校に電話し、一緒に手続きをしてくれる。フットワークが軽く、福祉事務所で相談に乗る、自立相談支援機関の事務所で相談に乗るだけでなく、困っている人がいると連絡を受ければすぐに飛んでいく。一緒に窓口に行って一緒に手続きをできるのが、ケースワーカーとは画期的に違う。専門員が配置された成果である。

福井県坂井市ヒアリング調査報告書

日時：2022年1月24日（月）14時～16時（オンライン）

調査検討委員：田嶋康利、楠木奈津子（調査検討委員） 事務局 利根川徳、相良孝雄

坂井市：福祉総務課・福祉総合相談室（生活保護担当、生活困窮者自立支援担当）

委託事業者：坂井市社会福祉協議会（自立相談支援事業、就労支援、家計改善支援事業）

かすみが丘学園（就労準備支援事業）

●坂井市の概況

- ・人口：90,560人（2020年11月1日現在）
- ・平成18年に旧坂井郡4町（三国町・春江町・坂井町・丸岡町）が合併。
- ・保護率 2018年1.8%、2020年2.0% 2022年1月現在2.0%

福井県は、北陸3県と同様に他地域と比較すると保護率が低い。その中でも坂井市はさらに低く、現在母子世帯は4世帯、その他世帯も5世帯のみ。

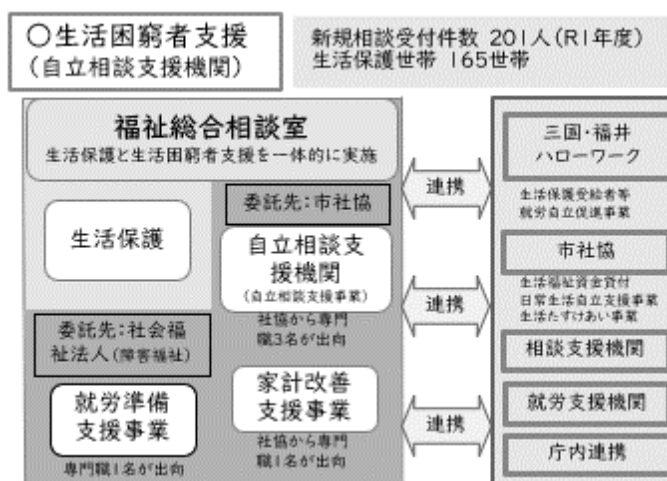
●事業の実施状況

	就労支援	就労準備支援	家計改善支援
生活保護	委託	委託	委託
	坂井市社協	かすみが丘学園	坂井市社協
生活困窮者	委託	委託	委託
	坂井市社協	かすみが丘学園	坂井市社協

※その他の事業として、子どもの学習支援事業を市社協に委託。アウトリーチ等の充実による自立相談支援機能強化事業を福井コミュニティ協会に委託。

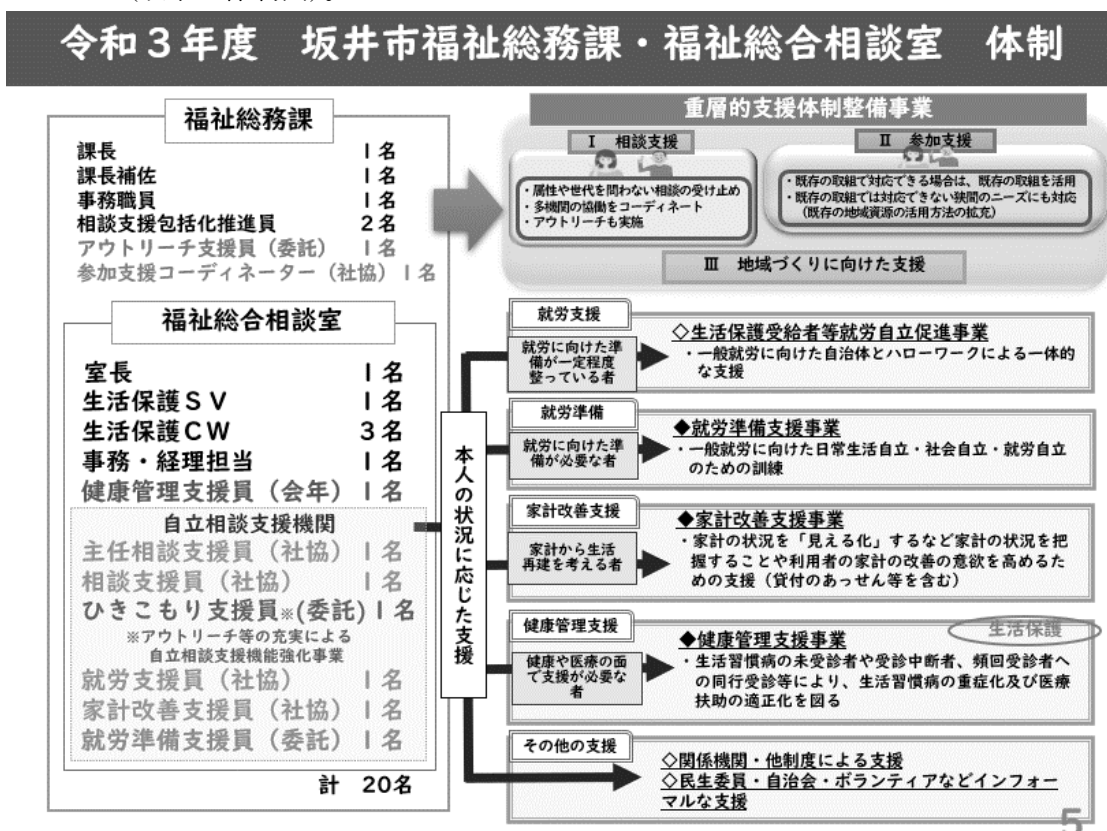
- ・現在、福祉総合相談室で、生活保護と生活困窮者自立支援の両制度事業を一体的に実施している。市の職員と委託事業者が同じフロアでデスクを並べて一緒に話し合っ連携しながら支援を進めている。

- ・自立相談支援機関は市直営で実施とし、自立相談支援事業を坂井市社会福祉協議会に委託し、主任相談支援員1名、相談支援員1名を配置。就労支援員（社協）、就労準備支援員（かすみが丘学園）、家計改善支援員（社協）については、被保護者と生活困窮者を対象として一体的に委託して実施している。（直営+委託）



●事業実施の経緯

- ・2015年に生活困窮者自立支援制度がスタートし、2016年に市民が相談しやすい窓口として「福祉総合相談室」を設置した。この時点では生活保護のケースワーカーが兼務で生活困窮者の相談も受けていた。就労支援員も直営で配置した。
- ・多様化・複雑化した福祉ニーズに対応するためには、市役所がなんでもワンストップで相談を受けるのでは不十分なので、連携型による相談体制の包括化を目指した。
- ・2017年度には自立相談支援事業と家計改善支援事業を社協に委託し、就労準備支援事業をかすみが丘学園に委託して開始した。2018年度からは就労支援員も社協に委託した。
- ・2017年度からは、福祉相談支援室に相談支援包括化推進員を直営で配置し、自立相談支援機関のバックアップと庁内関係部局との連携を図ることにした。
- ・2021年4月から重層的支援体制整備事業の開始に伴い、事業体制を一新し、事業の統括を図ることを目的に福祉総務課を設立し、福祉総合支援室もその中に設置されることになった（以下の体制図）。



- ・各相談支援機関の連携強化のために、2017年には相談支援包括化推進会議を設け、市内すべての相談機関が一堂に会する場をつくり、研修等をはじめた。この会議を通して相談支援機関どうしの連携を深め、どこの機関に相談があっても受け止められるように2018年に相談支援包括化個別会議（さかまる会議）が設置され、個別支援を横断的に行う体制ができた。

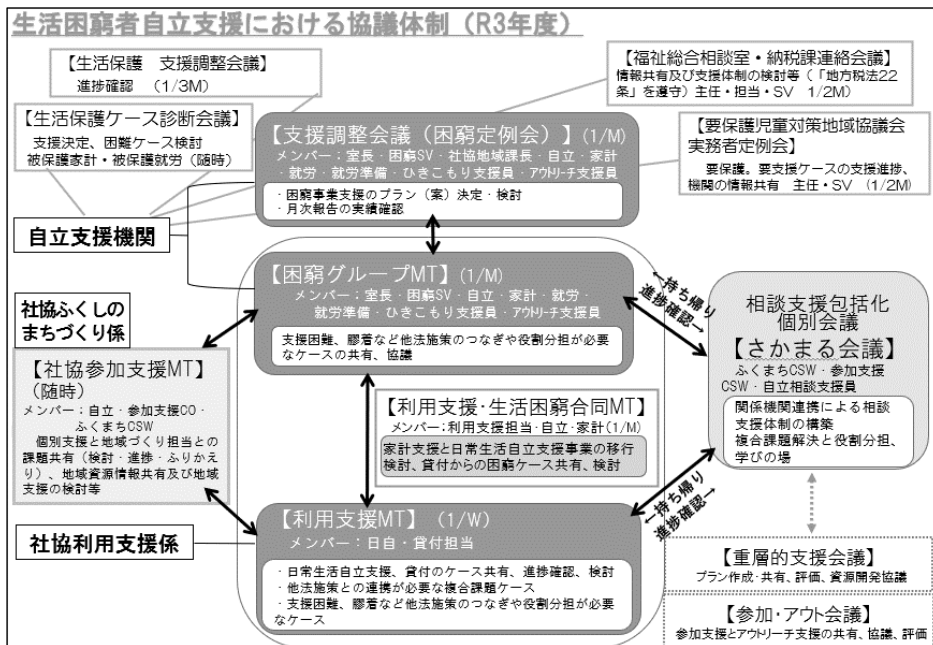
●両制度の実施体制

(生活保護)

- ・ケースワーカーは3名（三国地区に1人、坂井・春江に1人、丸岡に1人）で、一人あたり約60ケースを担当。一人ひとりに手厚い支援ができる体制になっている。
- ・3か月ごとに支援対象者の状態について、生活保護の支援調整会議（室長、生保SV、生保CW、就労支援員、就労準備支援員、家計改善支援員、健康管理支援員）で話し合い、利用している事業（就労支援、就労準備支援、家計改善支援、健康管理）の進捗状況の確認や今後の支援方針を検討・決定する。各事業を生活保護自立支援プログラムとして位置付けている。

(生活困窮者自立支援)

- ・コロナ禍で新規の相談件数が伸び（1.8倍～1.9倍）、プラン作成件数も増えている。
- ・相談経路としては、社協の貸付が一番多くなっている。年代は40代、50代が最も多い。
- ・支援調整会議（困窮定例会）を月1回開催し、プランの検討、実績の確認、決定を行う。困難ケースや膠着ケースについては、別に「困窮グループミーティング」を随時行い協議している。さらに、社協が自立相談支援事業を受けていることから、社協の貸付担当、日常生活自立支援担当との「利用支援・生活困窮合同ミーティング」を月1回設けて連携し、社協の地域支援のコミュニティ・ソーシャルワーカーと連携する「社協参加支援ミーティング」を行い、地域資源の活用も一緒に考えている。
- ・庁内連携としては納税課との「福祉総合相談室・納税課連絡会議」2か月に1度開催し情報共有を行い、「要保護児童対策地域協議会実務者定例会」にも出席している。
- ・自立支援機関だけで解決の難しい困難ケースは「さかまる会議」に持ち上げることもある。



(一体的実施について)

- ・被保護者と生活困窮者の基本的な対象者像は同じだと考えている。生活保護を脱却した後に、働きながら生活困窮者自立支援制度を利用することもあり、その逆もある。制度をスイッチすることが頻繁にあるのが特徴で、断ち切らずに支援を継続させることが大切だと考えている。「困窮者はこういう人、被保護者はこういう人」ということはない。
- ・就労準備支援事業、家計改善支援事業を委託した当初は、委託事業者の事務所に支援員を配置していたが、相談者によりよい支援を提供するためには情報共有を密にすることの大切さに気がつき、福祉総合相談室に委託先の支援員も席を並べて顔の見える関係で日常的に連携してもらうことにした。
- ・「コロナ対策等勉強会」「障害年金勉強会」などの勉強会で、福祉総合相談室、市役所関係部局、社会福祉協議会と一緒に学び合うなかで、一体感が生まれ、意識が高まり、連携しやすい顔の見える関係づくりにもつながった。
- ・就労支援や就労準備支援では、制度が異なるので補助金の運用の流れでやりにくさを感じている。一体的に事業は実施しているが、実績の数字を報告するときに事業ごとに按分しないとイケない。予算との整合性をとらなければならないが、結果的として被保護者と生活困窮者の割合が10対0ということもあり得る。予算も一体的になると運用しやすい。家計改善支援はそうになっていると思うので、就労支援も同じようにならないか。

●就労支援について

(被保護者)

- ・就労支援のメニューを一覧表にまとめ整理して活用している。

就労支援のメニュー					
		就労有無	支援方法		
就労支援プログラム	就労支援あり	未就労	1	生活保護受給者等就労自立促進事業	ハローワーク 就労支援員
			2	就労支援員(就労支援)	就労支援員
			3	就労支援員(意欲促進)	就労支援員
			4	被保護者就労準備支援事業	就労準備支援員
			5	障害相談員による就労支援	障害相談員
	就労中	6	就労支援員(定着支援)	就労支援員	
		7	就労支援員(増収支援)	就労支援員	
		8	障害福祉サービス 就労継続、就労移行などの支援	障害相談員	
		9	教護施設や障害施設での 作業による支援(64歳以下の者)	施設支援員	
就労支援なし (CWのみの支援)	未就労	10	被保護者自身や知人を介して ハローワークで求職活動中	CW	
		11	稼働能力なし		
		就労中	12	十分に稼働能力を活用	CW
その他			13	上記のどれにもあてはまらない	支援等を具体的に記載

(生活困窮者)

・事業の実績

坂井市自立相談支援事業実績						
	R3年度 (12月現在)	R2年度	R元年度	H30年度	H29年度	
新規申請	296	364	194	201	202	
プラン作成	167	218	103	77	51	
就労支援対象者数	56	57	32	39	27	
法に基づく事業等利用件数	住居確保給付金	11	44	4	2	
	一時生活支援	6	5	0	2	
	家計改善支援	9	14	37	23	21
	就労準備支援	3	9	7	3	6
	自立相談支援による就労支援	39	80	24	27	33
その他	生活福祉資金による貸付	132	150	4	5	4
	生活保護受給者等自立促進事業	12	14	16	15	19

●就労準備支援事業について

(全体的な状況)

- ・2017年度から被保護者・生活困窮者の両事業を一体的に実施している。
- ・日常生活自立支援、社会生活自立支援、就労自立支援の三本柱でプログラムを運営している。就労に向けたベースづくりとなる日常生活自立支援と社会生活自立支援に重点を置いている。
- ・2022年1月現在、利用者は12名（被保護者8名、生活困窮者4名）。年齢層は20代～70代と幅広いが、8名は20代～40代。
- ・就労につながるまでの期間は、ケースによって異なる。1年かかる人もいれば、意欲が高く3か月程度で就労につながるケースもある。利用者数は毎年10名程度で、男女比では男性が多い傾向にある。（利用者数：2020年度14名、2019年度10名、2018年度12名、2017年度10名）

(支援メニュー)

- ・支援メニューは、基本的に被保護者と生活困窮者を分けず一体的に実施している。
- ・日常生活支援の活動の1つとして、花壇に種まきをしている。外出する機会、人と関わる機会を設けることが大切だと考えている。社会生活支援では、就労に結びつくために履歴書の作成やKPSチェック表を用いた適正の確認などを進めている。就労自立支援の例としては、協力事業所での実習、障子張り体験、にんじん収穫作業などを行っている。職場見学や実習で、仕事に対する適正を見極めながら支援している。
- ・各プログラムを通じて、利用者一人ひとりの強みと弱みを理解していただく場としている。利用者にも了解してもらい、事業所にも本人の状態を伝えるようにしている。

- ・坂井市内にある事業所に「協力事業所」として登録いただき連携している。業種は介護事業所、製造業、農業、造園業、宿泊業などがある。接客業や飲食業など対面を求められる業種は敬遠されがちで、人と関わるのが少ない製造業を希望される方が多い。
- ・事業所開拓の際には、利用者一人ひとりに合わせた対応をしてもらえる小規模事業所を探している。現在登録いただいている事業所の特色としては、「障害特性の理解がある」「困難な状態があっても受け入れ可能な間口の広さがある」「自身で通える通勤距離・手段がある」「あいさつやコミュニケーションを重視する文化」など。
- ・事業所につないだ後も、利用者が働きやすい環境が職場で生まれるように、事業所の担当者と相談しながら進める。大人数で仕事をするのが難しい方は、少人数の持ち場で働けるように調整いただき、腰を痛めている方であれば軽作業ができないかとお願いする。

(被保護者と生活困窮者の違い)

- ・当初は、就労準備支援事業は生活困窮者向けの事業だと思ったが、事業を行う中で、被保護者の方がじっくりと支援できることに気づいた。生活保護費で経済的な土台をつくり就労までの準備ができる。生活困窮者では、一時的なお金の工面や一刻も早く就労したい方が多く、切迫感が違うので難しい。
- ・被保護者では中高年齢層が多い。生活困窮者では 20～30 代と比較的若い方が多く、家族が生活を支えている状況にある。
- ・被保護者は年齢層が高いこともあり、フルタイムの就労が難しいこともあるが、健康状態が整っていれば、保護脱却まではいかななくても短時間の就労につないで、自分で自由に使えるお金を工面できる就労体験に進む。困窮では生活に行き詰まっている方には、早急にハローワーク等につなげる。ご両親が健在で世帯全体で経済的に成り立つ状況であれば、半年もしくは1年という目標を立てて就労準備に取り組んでいく。

●家計改善支援事業について

(全体的な状況)

- ・生活困窮者家計改善支援事業は 2017 年度から、被保護者は 2018 年度から実施。共通の家計改善支援員を委託(社協)で1名配置して、両制度の事業を一体的に実施している。
- ・今年度12月までの実績は、プランを作成した被保護者は7人、生活困窮者が14人。世帯でみると、被保護者・生活困窮者ともに単身世帯が一番多い。
- ・相談者の抱える課題としては、被保護者の場合「経済的困窮」「家計管理の課題」が多く、生活困窮者の場合「家計管理の課題」「(多重・加重)債務」が多い。特性としては、被保護者、生活困窮者ともに計算やコミュニケーションが苦手で、障害がある(疑い含む)方が多くいると感じる。
- ・家計改善支援の効果としては、「自分の家計状況が把握できた」「家計を管理する重要性の認識」などが被保護者、生活困窮者ともに多い。

※事業を推進していくための3つの工夫

1. 多子世帯にはライフイベント表と貯蓄計画表を作成して、それぞれの子のための貯金額を設定している。例えば、高校卒業時に50万円、成人式に10万円など。
2. 本人の理解度に合わせて、家計表を作り変えている。
例えば、支出項目を、「①必ず必要なお金」「②必要なお金」「③やりくりするお金」に分け、公共料金などを滞納しないよう注意を促している。さらに必要があれば、「③やりくりするお金」を、週割りや日割り計算している。
3. クレジットカードの支払いが滞るなど、使い方に問題がある方には、次のとおり指導している。
 - ①普段の生活に使う口座と返済に使う口座を分ける。
 - ②クレジットでの買物は手元に現金がある時だけにする。
 - ③買った直ぐに代金を返済口座に入金する。

(被保護者)

- ・生活保護で整理している家計に関する支援メニュー一覧。

家計支援のメニュー		
	支援方法	
家計改善支援プログラム	1 債務整理支援(法テラス、無料法律相談へのつなぎ、同席)	家計管理支援員
	2 家計の見える化(収支バランスの確認、負債の有無の確認)	
	3 家計の助言(短期:支払い優先順位付け)	
	4 家計の助言(長期:ライフイベントに向けた貯蓄等)	
	5 納税課、税外債権室との連携	
	6 消費生活相談窓口との連携	
	7 公的給付、減免等担当者部局へのつなぎ(水道、電気、保険、年金など)	
	8 FPへのつなぎ(ライフプランセミナー)	
	9 FPへのつなぎ(生活再建型滞納整理事業)	
	10 貸付機関へのつなぎ	
11 CWによる支援	CW	
12 日常生活自立支援事業の利用	CW 家計改善支援員	
13 その他		

- ・生活保護を脱却して生活プランを立てるタイミングで家計改善支援を利用するのがよい流れだと思っていたが、現実としては障害に起因していたり、理解力が乏しかったり、生活保護費でうまく生活できない方がいるので、そのような方に利用を勧めている。

(生活困窮者)

・支援事例

Sさん(46歳・女性)

中学生の息子と二世帯。6万円の賃貸アパートに居住。大学病院の単年度契約社員で事務の仕事をしている。新型コロナの影響で残業がゼロになり減収、アルバイトを始めるも、生活費が足りない状況が続き、R3年5月現在で家賃滞納39万円となり、市子ども福祉課から自立相談支援機関につながる。

- ①家計表を作成し収支および滞納状況を確認
- ②滞納家賃の分割払い交渉を促す
- ③コロナ特例貸付の斡旋(緊急小口20万円、総合支援20万円×3月)
- ④市営住宅への転居を促す
- ⑤生活福祉資金入金から転居、滞納解消までのスケジュール表と収支表を作成
- ⑥電車通学の息子を毎朝晩駅まで送迎するため就労時間が制限されていたことがわかり、転居後は駅まで自転車で行かせることをすすめ、利用できる各駅からの所要時間と交通費の一覧表を作成

【見られた変化】

- ・自身の家計状況の把握、家計管理の重要性の認識、支出項目の優先順位付け、家計の範囲内での支出
- ・R3年8月末で家計支援を終結、以降は就労支援員がハローワーク母子相談員へつなぎ、就労支援をしている。

(一体的実施について)

- ・被保護者と生活困窮者の違いとして、本人が家計改善支援を受けたいか受けたくないかがあるように感じる。生活困窮者では利用者本人が納得した上で家計を一緒に考えてみようとなるが、被保護者の場合はケースワーカーに言われて仕方なく支援を受ける方が多く、改善する意識は困窮者に比べて薄いように感じる。

厚生労働省 令和3年度生活困窮者就労準備支援事業費等補助金
社会福祉推進事業
「生活困窮者及び被保護者に係る就労支援事業及び家計改善支援事業等
の協働実施に向けた調査研究事業」
資料編（第2分冊）

令和4年（2022年）3月

一般社団法人 協同総合研究所
〒170-0013 東京都豊島区東池袋 1-44-3 池袋 ISP タマビル 7F
TEL 03-6907-8033 E-mail : kyodoken@roukyou.gr.jp